



令和3年版

環境報告書



北上市



【表紙写真】

花いっぱいコンクール 学校花壇の部 最優秀賞 北上市立鬼柳小学校（82ページ）

目次

第1章 北上市の概況	1
第1節 自然特性	1
第2節 社会特性	2
第2章 北上市環境基本計画（第二次計画）の概要	6
第1節 計画の基本的事項	6
第2節 計画の基本理念	6
第3節 計画の目標	7
第4節 計画の期間	8
第5節 計画の位置づけ	9
第3章 北上市環境基本計画（第二次計画）の実績	10
基本目標1 「健康で安全・快適に暮らせるまち」をめざして	11
□1-1 きれいな水環境を守る	11
□1-1-1 監視体制の充実	11
□1-1-2 発生源対策の推進	18
□1-1-3 水資源の保全	20
□1-2 さわやかな空気を守る	22
□1-2-1 監視体制の充実	22
□1-2-2 発生源対策の推進	24
□1-2-3 自動車排出ガス対策の推進	27
□1-3 まちの静けさを守る	28
□1-3-1 監視体制の充実	28
□1-3-2 発生源対策の推進	32
□1-3-3 交通騒音・振動対策の推進	34
□1-4 安全な土壌環境を守る	35
□1-4-1 監視体制の充実	35
□1-4-2 発生源対策の推進	35
□1-5 化学物質による環境汚染や健康被害を防止する	37
□1-5-1 監視体制の充実	37
□1-5-2 発生源対策の推進	41
□1-5-3 化学物質対策の推進	44
□1-6 快適な生活環境を創る	46
□1-6-1 水と緑のネットワークの形成	46
□1-6-2 景観の形成と美観の維持	47
基本目標2 「恵み豊かな自然と共に生きるまち」をめざして	51
□2-1 豊かな自然環境を保全する	51
□2-1-1 すぐれた自然の保全	51
□2-1-2 生態系の保全	53
□2-2 人と自然とのふれあいを推進する	56
□2-2-1 ふれあいの場の確保	56
□2-2-2 ふれあいの機会の創出	57

基本目標 3 「環境負荷の少ない循環型のまち」をめざして	59
□3-1 3Rを推進する	59
□3-1-1 家庭系ごみの減量	59
□3-1-2 事業系ごみの減量	61
□3-2 適正処理を推進する	63
□3-2-1 処理体制の整備	63
□3-2-2 不法投棄の防止	65
基本目標 4 「地球の未来を考え行動するまち」をめざして	66
□4-1 地球温暖化を防止する	66
□4-1-1 温暖化に関する知見の普及	66
□4-1-2 省資源・省エネルギーの推進	66
□4-1-3 再生可能エネルギーの導入促進	71
□4-1-4 吸収源対策の推進	75
□4-2 オゾン層保護・酸性雨対策を推進する	77
□4-2-1 オゾン層保護対策の推進	77
□4-2-2 酸性雨対策の推進	78
基本目標 5 「すべての人が連携して環境づくりに取り組むまち」をめざして	79
□5-1 環境教育・学習を推進する	79
□5-1-1 環境情報の共有化	79
□5-1-2 環境教育・学習の充実	80
□5-2 環境の保全と創造に向けた取り組みを推進する	82
□5-2-1 自主的行動の推進	82
□5-2-2 協働・連携の推進	83
第4章 北上市環境基本計画（第三次計画）の概要	86
第1節 計画策定の趣旨	86
第2節 計画の期間	86
第3節 計画の目標	87
第4節 計画の推進体制	89
第5章 資料編	90
第1節 環境基準	90
□1-1 水質汚濁防止関係環境基準	90
□1-2 大気汚染防止法関係環境基準	96
□1-3 騒音・振動規制法関係環境基準	97
第2節 北上市環境を守り育てる基本条例	100
第3節 環境の保全に関する協定の締結指針	106

第1章 北上市の概況

第1節 自然特性

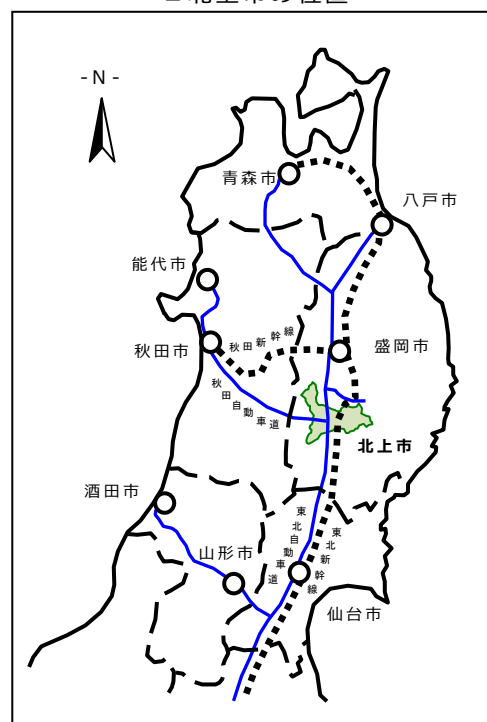
1. 位置・地勢

北上市は岩手県内陸部のほぼ中央、北上平野の中ほどに位置しています。平成3年4月に旧北上市、和賀町、江釣子村の3市町村の合併により現在の「北上市」が誕生し、市域の延長は東西に約38km、南北に約34km、総面積は約437.55km²となりました。

市内を流れる北上川と和賀川の合流地点には河岸段丘が形成され、豊かな水源と肥沃な土壌に恵まれた田園地帯や、市勢を担う中心市街地及び工業団地が開けています。

市の東部には北上高地、西部には奥羽山脈の山々が連なり、南西部の夏油川上流域は栗駒国定公園に指定されるなど、水と緑豊かな自然環境に恵まれています。また、北上工業団地や国見山地域は生物の重要な生息地になっており、岩手県の環境緑地保全地域に指定され、優れた自然や豊かな緑地環境の保全が図られています。

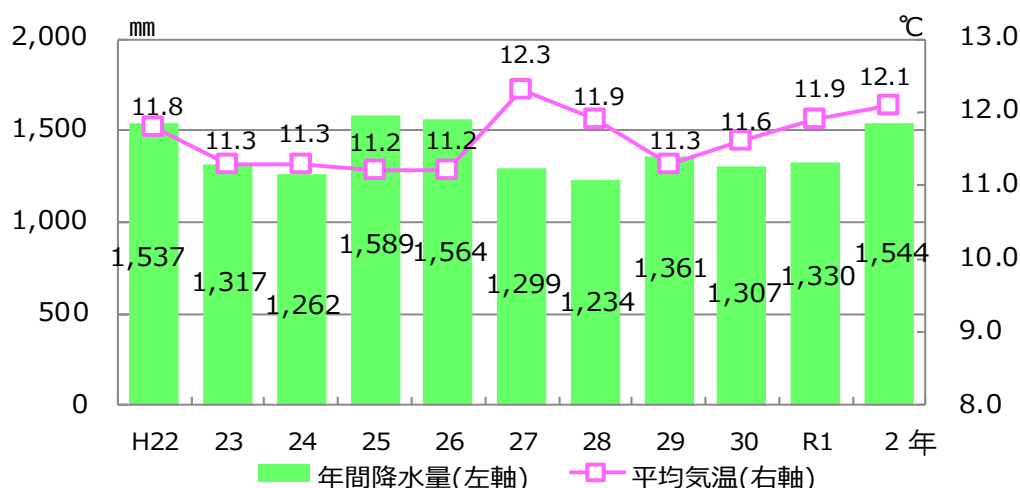
■ 北上市の位置



2. 気 候

北上市は太平洋側の気候区に属していますが、北上高地と奥羽山脈に挟まれており、気温の日較差や年較差が大きいなど、内陸性の気候特性を有しています。また、本市の西部は日本海側の気候特性を示し、冬期には山沿いにかけて積雪量が多くなります。令和2年の平均気温は12.1℃、年間降水量は1,544mmとなっています。

■ 年度別降水量と平均気温



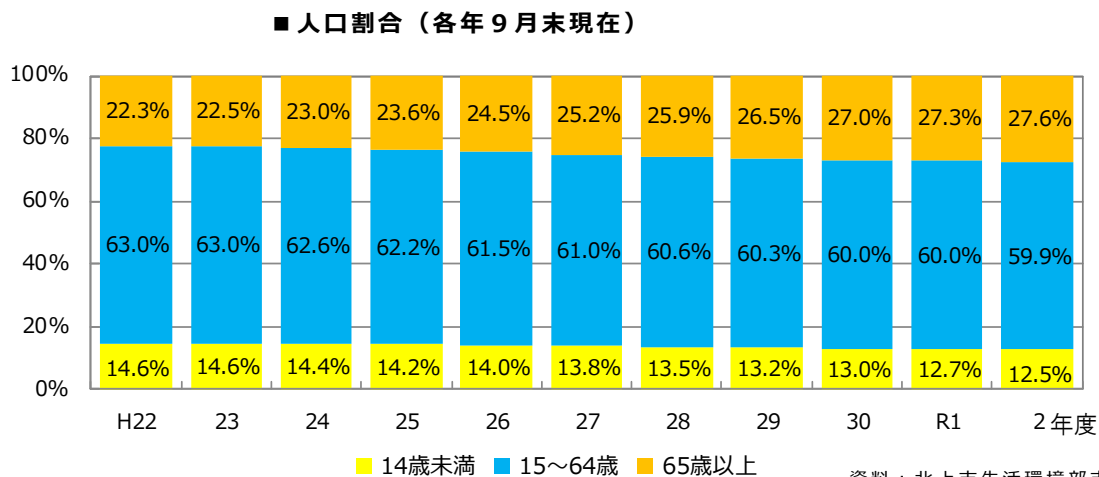
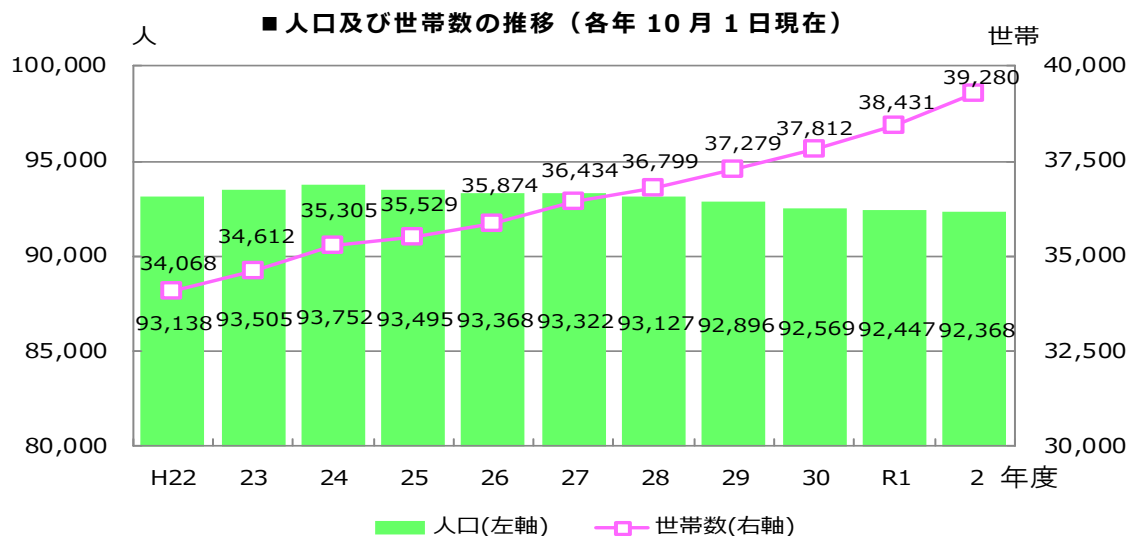
資料：気象庁

第2節 社会特性

1. 人口・世帯数

令和2年10月1日現在の人口は92,368人（対前年比0.086%減）、世帯数は39,280世帯（対前年比2.21%増）で、県内第5位の人口規模となっています。

人口構成比の推移を見ると、年少人口（0～14歳）が減少し、高齢者（65歳以上）が増加する少子高齢化が進行していることが分かります。令和2年度は、年少人口は前年度より2.47%（405人）減少し、高齢者人口は1.06%（267人）増加しました。



2. 土地利用

本市では、北上川西部の北上平野一帯を国道4号線、JR東北本線に沿う形で住宅地や工業地域などの都市集落が立地し、都市的部分を囲むように農地が開け、さらにその周囲を山間部や丘陵部が囲っています。市の総面積437.55km²の約半分を山林及び原野が占め、次いで農用地が21.6%、宅地6.3%となっています。土地利用の変遷を見ると、近年では中心市街地において空き店舗が増加するなど空洞化が進む一方で、大規模小売店舗の進出等によって郊外の市街化が進み、農地や自然環境の減少が懸念されています。市では、都市計画用途地域（2,307ha）及び農業振興地域（22,855ha）を定め、計画的な土地利用に努めています。

■地目別土地利用状況

(令和2年1月1日現在)

地 目	面積 (ha)
宅地 (商業地等含む)	2,742
田	8,320
畑	1,157
山林	21,977
原野	1,012
その他	8,547
計	43,755

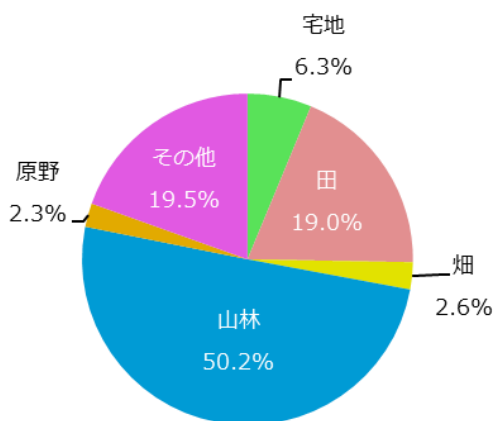
資料：令和2年版北上市統計書

■農業振興地域 (令和2年度)

区 分	面積 (ha)
農業振興地域	22,855.0
農用地区域	8,248.7
農用地区域外 (農振白地)	14,606.3

資料：北上市農林部農林企画課

■地目別土地利用割合



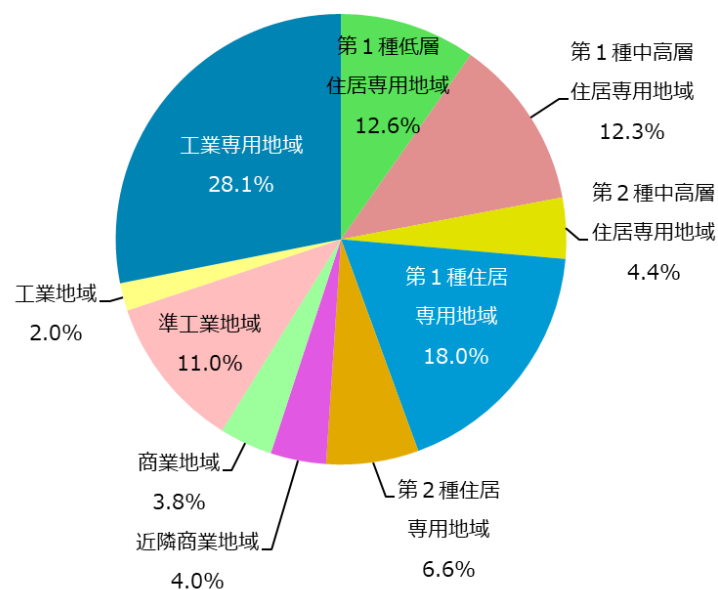
資料：令和2年版北上市統計書

■都市計画用途地域 (令和2年4月1日現在)

区 分	面積 (ha)
第1種低層住居専用地域	225
第1種中高層住居専用地域	283
第2種中高層住居専用地域	101
第1種住居専用地域	416
第2種住居専用地域	153
近隣商業地域	92
商業地域	88
準工業地域	254
工業地域	46
工業専用地域	649
計	2,307

資料：令和2年度北上市の概要

■都市計画用途区域割合



資料：令和2年度北上市の概要

3. 工業

本市は、市内を南北に結ぶ国道4号線と東西に結ぶ国道107号線の合流地点にあることに加え、東北自動車道、秋田自動車道及び東北新幹線といった高速交通網が充実した交通の要衝です。かつては農業主体の地域でしたが、県内でもいち早く独自の工業振興を推し進め、現在では工業団地8箇所、流通基地1箇所、産業業務団地1箇所を有し、230社以上が操業する県内有数の工業集積地に成長しました。本市の製品出荷額は自動車などの輸送用機械器具や電子部品・デバイス製造業の比率が高いものの、食品製造業から物流まで幅広く、多種多様な企業が集積していることが特徴です。

■事業所数・従業者数・製造品出荷額等（従業員4人以上の事務所・令和元年度）

事業所数（箇所）		従業者数（人）		製造品出荷額等（億円）		
岩手県	北上市	岩手県	北上市	岩手県	北上市	対県（%）
2,055	238	87,639	14,830	26,262	3,852	14.7

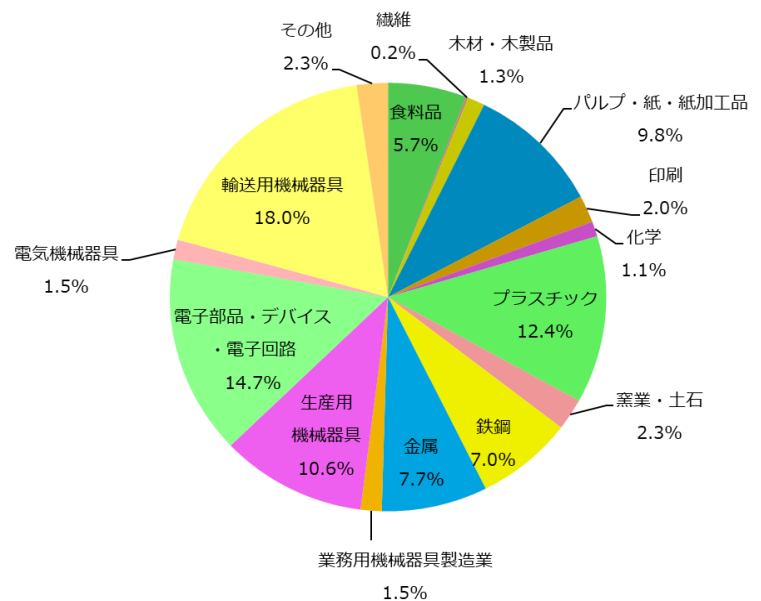
資料：2020年工業統計調査

■東北地方の工業
（従業員4人以上の事務所・令和元年度）

順位	市町村名	製造品 出荷額等 （億円）	事業所数 （箇所）	従業者数 （人）
1	仙台市	9,944	461	15,999
2	いわき市	9,736	535	24,057
3	郡山市	6,321	402	18,922
4	大和町	6,227	67	8,119
5	金ヶ崎町	5,911	31	6,168
6	米沢市	5,865	242	10,650
7	八戸市	5,475	328	14,178
8	福島市	4,768	323	16,854
9	東根市	4,300	109	8,859
10	北上市	3,852	238	14,830

資料：2020年工業統計調査

■製造品出荷額の割合（令和元年度、単位：%）

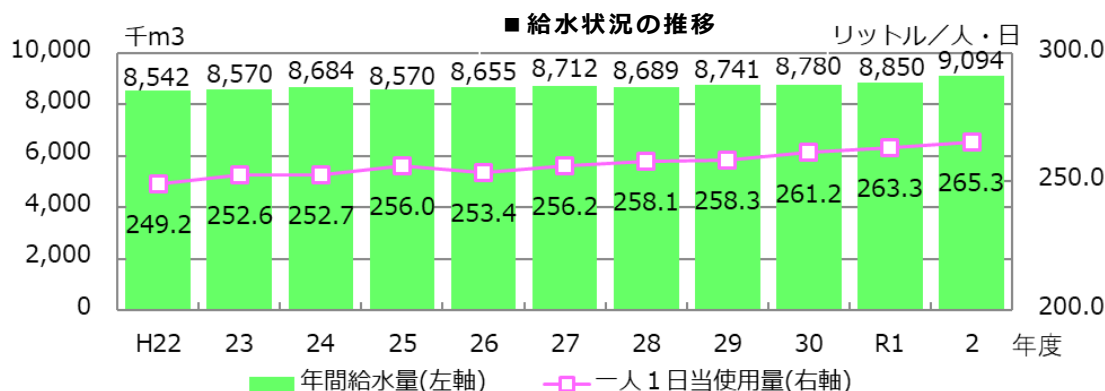


資料：2020年工業統計調査

4. 水道・自動車の利用

（1）水道

令和2年度の上水道の年間給水量は9,093,964m³、給水人口は91,439人で行政区域内人口に対する普及率は99.0%となっています。また、令和2年度の一人1日当たりの水道使用量は272.5ℓとなり、ほぼ例年並みの水準となりました。

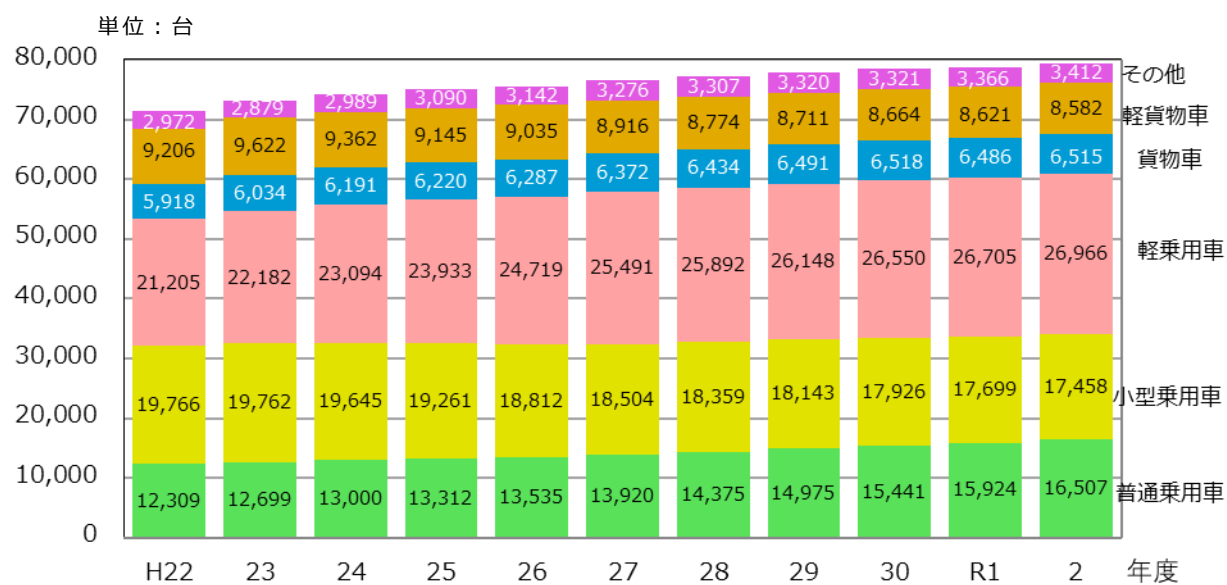


資料：令和3年度 北上市の概要

（2）自動車登録台数

自動車登録台数の中でも、軽乗用車及び普通乗用車の登録数が年々増加おり、令和2年度は対前年度比で、軽乗用車は0.98%（261台）、普通乗用車は3.66%（583台）増加しました。また、市内における登録台数の総数（2輪・3輪含む）は79,440台となり、増加率は対前年度比0.81%（639台）となりました。

■ 自動車登録台数の推移



資料：国土交通省東北運輸局岩手運輸支局

第2章 北上市環境基本計画（第二次計画）の概要

第1節 計画の基本的事項

物質的な豊かさと利便性の追求に重きを置いた近年の社会経済活動や生活様式により、私たちを取り巻く環境には河川の水質汚濁や大気汚染、増大する廃棄物の処理問題といった都市・生活型公害と呼ばれる環境問題が生じています。さらに、大量生産・大量消費・大量廃棄型の社会構造を背景として、これら環境問題は地域の問題にとどまらず、すべての生物の生存基盤である地球環境にまで深刻な影響を与えています。環境問題を解決し、北上市の豊かな自然を次の世代へ引き継いでゆくためにも、私達は自然環境のなかで生かされていると認識するとともに、環境負荷の少ない社会経済活動や生活様式へ転換を図り、持続的発展が可能な社会構造を構築していかなければなりません。

こうしたことから、市は環境行政の枠組みを示した「北上市環境を守り育てる基本条例」を平成11年12月に制定するとともに、同条例第3条に掲げる基本理念の実現に向け「北上市環境基本計画」を策定し、平成23年3月に前計画を継承・発展させた「第2次北上市環境基本計画」を制定しました。この計画は環境の保全と創造並びに市・市民・事業者等の協働を総合的かつ計画的に推進するため、環境施策の基本的方向性、市民・事業者等の環境配慮行動の指針、地域別・事業別の環境配慮指針などを示したもので、市の環境行政のマスタープランとなるものです。

本書は北上市環境を守り育てる基本条例第9条に基づく年次報告書として、市の環境の現状並びに第2次北上市環境基本計画に掲げる取り組みの実績等をまとめたものです。

第2節 計画の基本理念

北上市環境基本計画は、「北上市環境を守り育てる基本条例」第3条に掲げる基本理念を実現するため、環境の保全及び創造に関する環境施策を示すとともに、到達すべき目標値を定め、総合的かつ計画的に推進しています。

北上市環境を守り育てる基本条例第3条に掲げる基本理念

- 1 環境の保全及び創造は、市民が健康で文化的な生活を営むことのできる健全で恵み豊かな環境を確保し、これを将来の世代に継承していくことを目的として行わなければならない。
- 2 環境の保全及び創造は、市内の様々な自然環境において、それぞれの地域特性に配慮し、人と自然が共生できることを目的として適切に行われなければならない。
- 3 環境の保全及び創造は、資源が有限であることを自覚し、適正な管理と循環的な利用を推進し、環境への負荷をできる限り減少することによって、健全で恵み豊かな環境を維持しつつ、環境への負荷の少ない健全な経済の発展を図りながら持続的に発展することのできる社会が構築されることを目的とし、すべてのものがそれぞれの役割分担の下に自主的かつ積極的に行われなければならない。
- 4 地球環境保全は、地域の環境が地球全体の環境に深くかかわっていることをすべてのものが認識し、あらゆる事業活動及び日常生活において積極的に行われなければならない。

第3節 計画の目標

北上市環境基本計画では「ともに育み未来につなぐ 水清く緑あふれる 環境共生都市きたかみ」を北上市における望ましい環境のすがたとして掲げ、その実現に向け、5つの基本目標別に展開すべき環境施策を示しています。

基本目標1「健康で安全・快適に暮らせるまち」

私たちが健康で文化的な暮らしを営むためには、大気や水、土壌といった身近な環境が良好であるとともに、都市アメニティの充実が求められます。

本市は、産業や人口の集積、交通網の発達などにより、大気汚染や水質汚濁、騒音の発生など、環境に影響を与える要素が多く存在しています。

これらに起因した環境問題の発生を未然に防ぎ、市民の良好な生活環境を確保するとともに、うるおいある都市環境を創造し「健康で安全・快適に暮らせるまち」づくりを進めていきます。

基本目標2「恵み豊かな自然と共に生きるまち」

私たちの生活は、自然の恵みによって支えられており、自然は人が生きるために必要な空気、水、食糧といった物質的な恵みのほか、精神的なやすらぎを与えてくれます。

本市は、奥羽山脈や北上川、和賀川などの豊かな自然に囲まれ、その環境の中で、人間の生存や存続の基盤となる生物の多様性が確保されてきました。

この豊かな自然環境を守り育て、その恵みを将来にわたり享受できるよう「恵み豊かな自然と共に生きるまち」づくりを進めていきます。

基本目標3「環境負荷の少ない循環型のまち」

物質的な豊かさや利便性、快適性を追求した大量生産、大量消費及び大量廃棄型の社会構造は、身近なごみの問題にとどまらず、天然資源の枯渇や地球規模の環境にまで影響を及ぼします。

このような社会構造は見直しを迫られ、本市では県内の他市町村に先駆けて家庭ごみの分別収集や手数料化を実施するなど廃棄物対策を積極的に進めてきました。

今後さらに、ごみの減量や資源の有効利用を促進し「環境負荷の少ない循環型のまち」づくりを進めていきます。

基本目標4「地球の未来を考え行動するまち」

地球温暖化問題やオゾン層の破壊など、私たちは地球規模の様々な環境問題に直面しており、私たち一人ひとりの社会経済活動や生活様式もその一因となっています。

本市でもこれらの問題に対する意識が高まっており、太陽光発電システムやクリーンエネルギー自動車の導入など、環境にやさしいライフスタイルへの転換が進んでいます。

地球の一員である市民一人ひとりが日常の暮らしと地球環境との関わりを理解し「地球の未来を考え行動するまち」づくりを進めていきます。

基本目標5「すべての人が連携して環境づくりに取り組むまち」

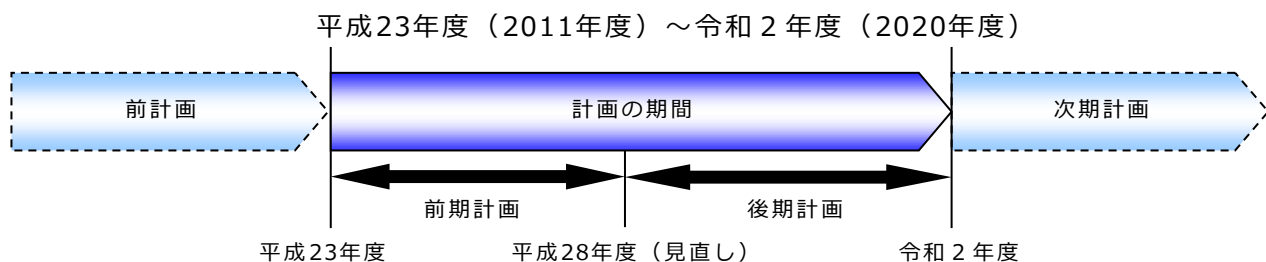
今日の複雑多様化した環境問題を解決するためには、地域社会に暮らすすべての人が連携し、それぞれの役割を果たしていく必要があります。

市内では、地域や各種団体による環境保全活動や、事業者による環境保全を目的とした地域貢献活動も活発に行われています。

こうした活動を支援するとともに、各主体間の情報交換や交流、施策形成への参画促進を図り「すべての人が連携して環境づくりに取り組むまち」づくりを進めていきます。

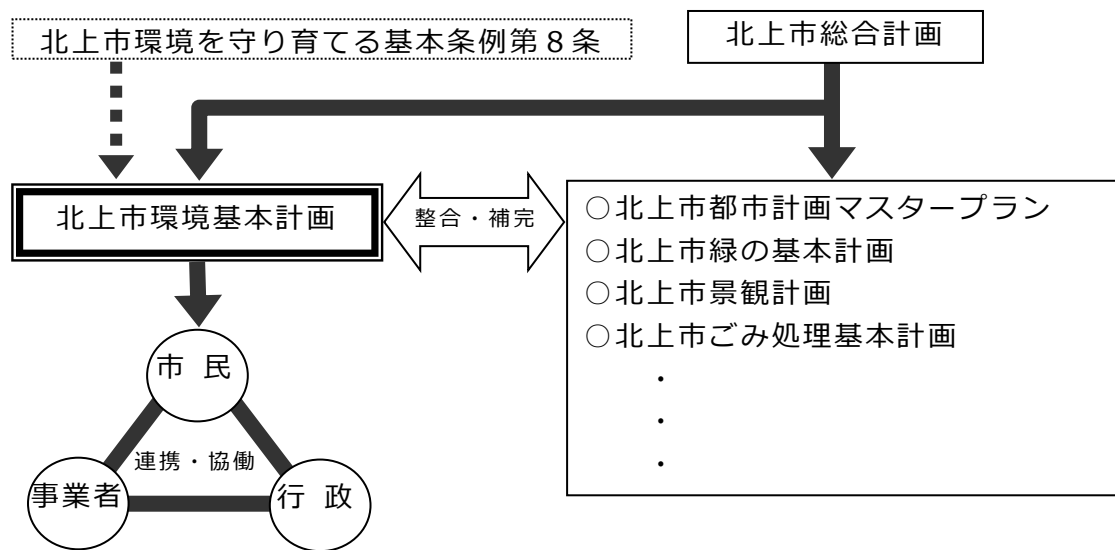
第4節 計画の期間

第2次北上市環境基本計画の期間は平成23年度から令和2年度（2011～2020年度）の10年間とし、社会情勢の変化等を踏まえ、平成28年度に計画内容の見直しを行いました。



第5節 計画の位置づけ

北上市環境基本計画は、環境行政のマスタープランとして「北上市都市計画マスタープラン」、「北上市緑の基本計画」及び「北上市ごみ処理基本計画」といった各種計画と整合・補完し合いながら、市の最上位計画である北上市総合企画を環境面から支えます。



第3章 北上市環境基本計画（第二次計画）の実績

環境指標（数値目標）及び環境施策の取り組み実績

北上市における望ましい環境のすがたの実現に向けて、市は5つの基本目標を掲げ、推進すべき環境指標を示しています。第3章では令和2年度末時点における環境指標の達成状況と、環境施策の実施状況について解説します。

■ 施策の体系

【望ましい環境のすがた】

ともに育み未来につなぐ 水清く緑あふれる 環境共生都市 きたかみ

基本目標1「健康で安全・快適に暮らせるまち」

- 1-1 きれいな水環境を守る
 - 1-1-1 監視体制の充実
 - 1-1-2 発生源対策の推進
 - 1-1-3 水資源の保全
- 1-2 さわやかな空気を守る
 - 1-2-1 監視体制の充実
 - 1-2-2 発生源体制の推進
 - 1-2-3 自動車排出ガス対策の推進
- 1-3 まちの静けさを守る
 - 1-3-1 監視体制の充実
 - 1-3-2 発生源対策の推進
 - 1-3-3 交通騒音・振動対策の推進
- 1-4 安全な土壌環境を守る
 - 1-4-1 監視体制の充実
 - 1-4-2 発生源対策の推進
- 1-5 化学物質による環境汚染や健康被害を防止する
 - 1-5-1 監視体制の充実
 - 1-5-2 発生源対策の推進
 - 1-5-3 化学物質対策の推進
- 1-6 快適な生活環境を創る
 - 1-6-1 水と緑のネットワークの形成
 - 1-6-2 景観の形成と美観の維持

基本目標2「恵み豊かな自然と共に生きるまち」

- 2-1 豊かな自然環境を保全する
 - 2-1-1 すぐれた自然の保全
 - 2-1-2 生態系の保全
- 2-2 人と自然とのふれあいを推進する
 - 2-2-1 ふれあいの場の確保
 - 2-2-2 ふれあいの機会の創出

基本目標3「環境負荷の少ない循環型のまち」

- 3-1 3Rを推進する
 - 3-1-1 家庭系ごみの減量
 - 3-1-2 事業系ごみの減量
- 3-2 適正処理を推進する
 - 3-2-1 処理体制の整備
 - 3-2-2 不法投棄の防止

基本目標4「地球の未来を考え行動するまち」

- 4-1 地球温暖化を防止する
 - 4-1-1 温暖化に関する知見の普及
 - 4-1-2 省資源・省エネルギーの推進
 - 4-1-3 新エネルギーの導入促進
 - 4-1-4 吸収源対策の推進
- 4-2 オゾン層保護・酸性雨対策を推進する
 - 4-2-1 オゾン層保護対策の推進
 - 4-2-2 酸性雨対策の推進

基本目標5「すべての人が連携して環境づくりに取り組むまち」

- 5-1 環境教育・学習を推進する
 - 5-1-1 環境情報の共有化
 - 5-1-2 環境教育・学習の充実
- 5-2 環境の保全と創造に向けた取り組みを推進する
 - 5-2-1 自主的行動の推進
 - 5-2-2 協働・連携の推進

基本目標1 「健康で安全・快適に暮らせるまち」をめざして

□ 1-1 きれいな水環境を守る

環境指標の取り組み実績

環境指標	基準年度値 (H27年度)	H30年度	R1年度	実績値 (R2年度)	目標値 (R2年度)	達成 状況
類型指定河川のBOD値環境基準達成率※1	100% (H26)	100% (H29)	100% (H30)	100% (R1)	100%	達成
市内中小河川のBOD値におけるA類型基準達成率	100% (H27)	100%	100%	100%	100%	達成
地下水の環境基準達成率	94.7% (H27)	93.9%	94.1%	94.3%	98.0%	未達成
污水处理施設※2水洗化率※3	92.0% (H27)	93.4%	94.0%	94.3%	94.7%	未達成
污水处理接続率※4	78.6% (H27)	79.3%	81.6%	84.0%	75.9%	達成
合併処理浄化槽普及率※5	7.0% (H27)	7.3%	7.5%	7.8%	7.1%	達成
環境保全協定締結事業所の協定基準順守率（排水）	100% (H27)	100%	100%	100%	100%	達成

※1 BOD値の環境基準 AA類型：1.0mg/ℓ以下 A類型：2.0mg/ℓ以下 B類型：3.0mg/ℓ以下

※2 公共下水道・農業集落排水処理施設・合併処理浄化槽・コミュニティプラントの合計。

※3 水洗化率＝水洗便所設置済人口÷処理区域内人口

※4 接続率（世帯）＝水洗便所設置済世帯÷処理区域内世帯 ※5 普及率＝処理区域内人口÷行政区内人口

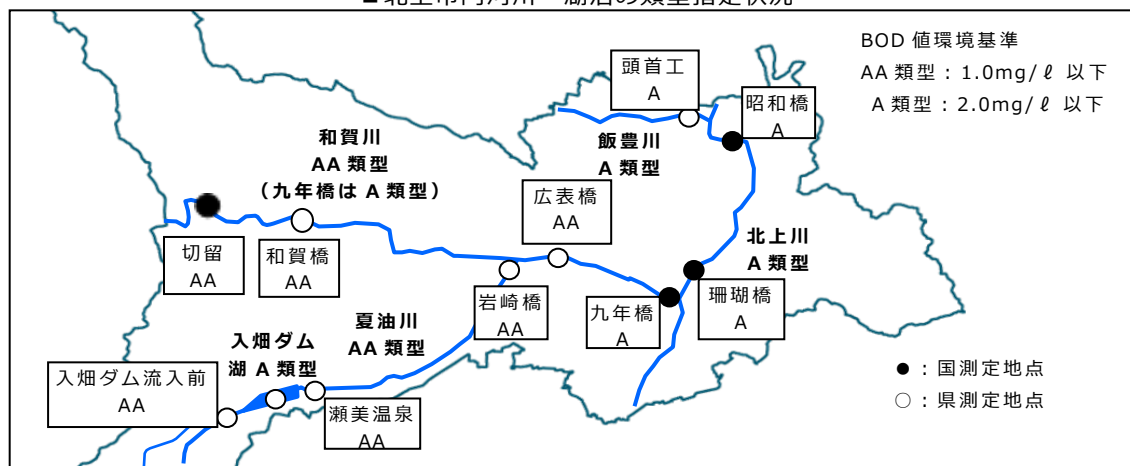
□ 1-1-1 監視体制の充実

1. 公共用水域の水質状況

○北上市は一級河川の北上川、和賀川をはじめとした大小多くの河川を有していますが、他市同様、生活排水等による水質汚濁が懸念されています。

○水質について、市内では和賀川、北上川、夏油川、飯豊川そして入畑ダムの4河川1湖沼が環境基準の類型に指定されています。

■北上市内河川・湖沼の類型指定状況



ワンポイント解説

類型指定

都道府県が河川、湖沼及び海域別に利水目的に応じて指定する区分をいい、各類型ごとに環境基準が定められています。類型の種類と基準値は資料編P91

BOD（生物化学的酸素要求量）

水中の有機物が微生物の働きによって分解される際に消費される酸素の量で、数値が大きいほど水中に有機物が多く、水質汚濁が進んでいることを意味します。

○国、県及び市が調査機関となって以下の項目について測定調査を実施しています。

■公共用水域測定項目（環境基準値は資料編P.90）

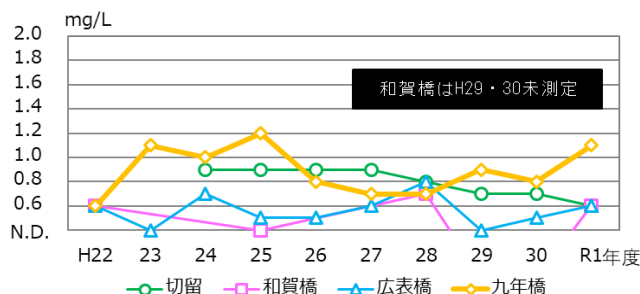
(1)人の健康の保護に関する環境基準（健康項目）	カドミウム、全シアン、鉛、六価クロム、砒素、総水銀、アルキル水銀、PCB、ジクロロメタン、四塩化炭素、1,2-ジクロロエタン、1,1-ジクロロエチレン、シス-1,2-ジクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、1,3-ジクロロプロペン、チウラム、シマジン、チオベンカルブ、ベンゼン、セレン 硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素、ふっ素、ほう素、1,4-ジオキサン
(2)生活環境の保全に関する環境基準（生活環境項目）	水素イオン濃度（pH）、溶存酸素量（DO）、生物化学的酸素要求量（BOD）、化学的酸素要求量（COD）、浮遊物質（SS）、大腸菌群数、全窒素、全リン、全亜鉛、ノニルフェノール、直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩（LAS）
(3)人の健康の保護に関連する物質で知見の集積に努めるべき項目（要監視項目）	クロロホルム、トランス-1,2-ジクロロエチレン、1,2-ジクロロプロパン、p-ジクロロベンゼン、イソキサチオン、ダイアジノン、フェニトロチオン、イソプロチオラン、オキシ銅、クロロタロニル、プロピザミド、EPN、ジクロロボス、フェノブカルブ、イプロベンホス、クロルニトロフェン、トルエン、キシレン、フタル酸ジエチルヘキシル、ニッケル、モリブデン、アンチモン、塩化ビニルモノマー、エピクロロヒドリン、全マンガン、ウラン

○人の健康の保護に関する環境基準（健康項目）…27項目について環境基準が定められています。基準達成・未達成の評価は全シアンについては最高値、その他の項目については年間平均値で行うこととされています。令和元年度は昭和橋（25項目）、広表橋（27項目）、和賀橋（6項目）、岩崎橋（6項目）、入畑ダム流入前（1項目）、入畑ダム貯水池（1項目）、瀬美温泉（1項目）、内鱒沢橋（1項目）、頭首工（1項目）で測定されましたが、環境基準を超過した地点はありませんでした。

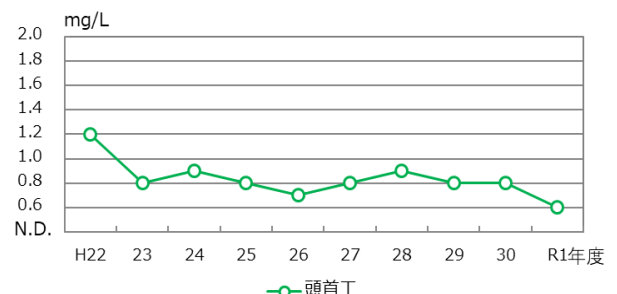
○生活環境の保全に関する環境基準（生活環境項目）…10項目について水域ごとに環境基準を当てはめています。大腸菌群数で環境基準値超過が9地点あったものの、水の汚れを見る代表的な指標となるBOD値（75%値）ではすべての調査地点において環境基準を達成していました。

類型指定河川の水質（国土交通省、岩手県測定）

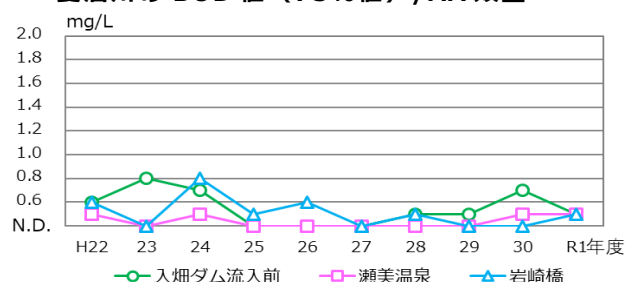
■和賀川のBOD値（75%値）/AA類型（九年橋のみA類型）



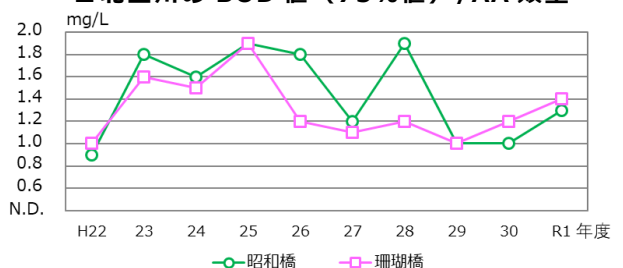
■飯豊川のBOD値（75%値）/A類型



■夏油川のBOD値（75%値）/AA類型



■北上川のBOD値（75%値）/AA類型

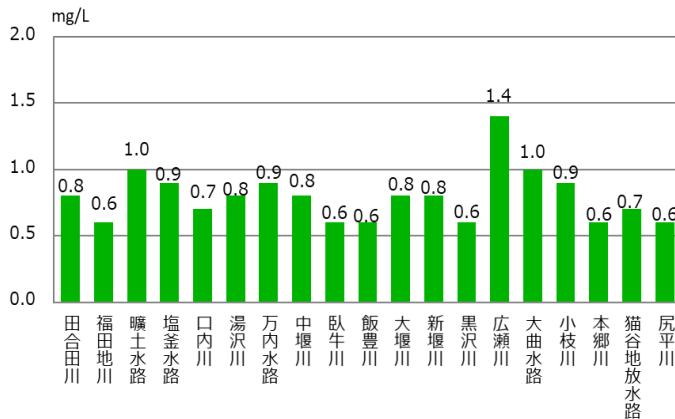


○人の健康の保護に関連する物質で知見の集積に努めるべき項目（要監視項目）…26項目が定められ、うち24項目に指針値が定められています。令和元年度は広表橋（12項目）、頭首工（2項目）、和賀橋（1項目）で調査を実施しましたが、指針値を超過した項目はありませんでした。

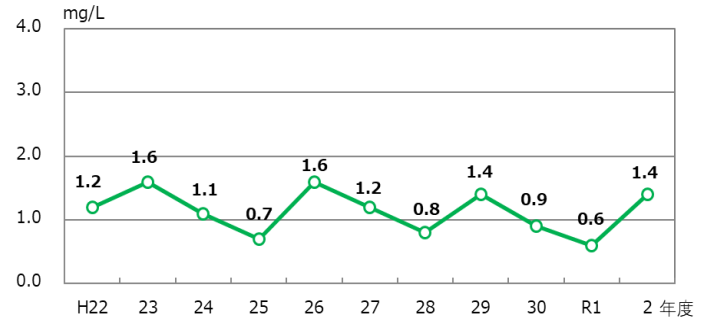
○市内中小河川については、市が年3回（6、9、12月）18地点で調査測定しています。BOD値の年平均値をみると、令和2年度はすべての中小河川で類型指定Aタイプの基準値である2.0mg/ℓを下回っており、良好な水質が維持されています。

中小河川の水質（市測定）

■ 令和2年度中小河川のBOD値（平均値）



■ 広瀬川のBOD値（平均値）の経年変化



資料：生活環境部環境政策課

2. 入畑ダムの状況

○入畑ダムは夏油川に位置する集水面積38km²、有効貯水容量13,900千m³の多目的ダムで、本市及び近隣市町に対する水道用水の供給のほか、農業用水、工業用水、洪水調節など多用な機能を有しています。

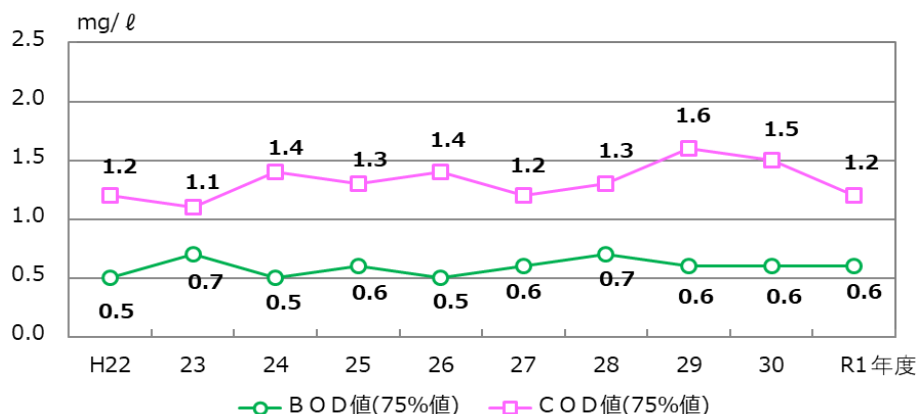
○入畑ダムの水質は、県が調査機関となり、調査測定を実施しています。

○令和元年度は健康項目及び生活環境項目について、全て湖沼A類型及びⅡタイプの基準を達成していました。

○BOD値（75%値）については、河川AA類型基準（1.0mg/ℓ以下）に相当する範囲で推移しており、良好な値を示しています。

○COD値（75%値）については、湖沼A類型基準（3.0mg/ℓ以下）に相当する範囲で推移しており、概ね良好な値を示しています。

■ 入畑ダムの水質経年変化



資料：北上市生活環境部環境政策課

ワンポイント解説

COD（化学的酸素要求量）

水中の被酸化性物質を酸化するために必要な酸素の量を示したものです。主な被酸化物は有機物であるため、数値が大きいかほど有機物量が多く、水質汚濁が進行しています。湖沼や海域の環境基準として適用されます。

75%値

n 個の日間平均測定値を水質の良いものから並べたときに、 $0.75 \times n$ 番目（小数点以下切り上げ）にくる数値のことです。75%値はBOD、CODの環境基準の評価に使用されます

3. 地下水の水質状況

○地下水は、生活用水、工業用水、農業用水として広く用いられています。

○市は工業団地周辺にある井戸を優先的に選定し概況調査を実施しています。令和2年度は市内25地点で調査しましたが、測定した項目すべてにおいて地下水の水質汚濁に係る環境基準を満たしています。

○県は市内の地下水について、概況調査・定期モニタリング調査・汚染井戸周辺調査により水質を調査しています。令和2年度は10地点で調査を実施しましたが、基準値超過が2地点、指針値超過が1地点ありました。

■地下水概況調査結果（令和2年度、市測定25地点）

測定項目		概況調査数（25地点）		
		調査数※1	検出数※2	基準超過数※3
地下水の水質汚濁に係る環境基準項目	カドミウム	9		
	全シアン	1		
	鉛	10		
	六価クロム	9		
	砒素	15	1	
	総水銀			
	アルキル水銀			
	P C B			
	ジクロロメタン	5		
	四塩化炭素			
	1,2-ジクロロエタン			
	クロロエチレン	12		
	1,1-ジクロロエチレン	12		
	1,2-ジクロロエチレン	12		
	1,1,1-トリクロロエタン	5		
	1,1,2-トリクロロエタン			
	トリクロロエチレン	13		
	テトラクロロエチレン	8		
	1,3-ジクロロプロペン			
	チラウム			
	シマジン			
	チオベンカルブ			
	ベンゼン			
	セレン			
	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	17	17	
	ふっ素	14		
	ほう素	10		
	1,4-ジオキサン	5	1	

※1 調査数

当該項目を測定した井戸の数

※2 検出数

調査井戸のうち、当該項目が検出された井戸の数

※3 基準超過数

検出井戸のうち、当該項目の濃度が基準値を超過していた井戸の数

※空欄は0を表しています。

以下のページも同様です。

測定項目		概況調査数（25地点）		
		調査数※ ¹	検出数※ ²	基準超過数※ ³
その他の項目	気温、水温、透視度	25		
	pH	25		
	銅含有量	9	7	
	亜鉛含有量	9	3	
	鉄含有量	9	1	
	マンガン含有量	9	1	
	トルエン			

■地下水調査結果 環境基準項目・要監視項目及びその他の項目（令和2年度、岩手県測定10地点）

測定項目		概況調査数 (6地点)			継続監視調査数 (3地点)			汚染井戸周辺調査数 (1地点)		
		調査	検出	基準値超過	調査	検出	基準値超過	調査	検出	基準値超過
環境基準項目※	カドミウム	6								
	全シアン	2								
	鉛	6	2							
	六価クロム	6								
	砒素	6	1		2	2	1	1		
	総水銀	6								
	アルキル水銀	6								
	P C B	2								
	ジクロロメタン	6								
	四塩化炭素	6								
	1,2-ジクロロエタン	6								
	塩化ビニルモノマー	2								
	1,1-ジクロロエチレン	6								
	1,2-ジクロロエチレン	6								
	1,1,1-トリクロロエタン	6								
	1,1,2-トリクロロエタン	6								
	トリクロロエチレン	6								
	テトラクロロエチレン	6								
	1,3-ジクロロプロペン	2								
	チウラム	2								
	シマジン	2								
	チオベンカルブ	2								
	ベンゼン	6								
	セレン	6								
	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	6	5		1	1	1			
	ふっ素	2								
	ほう素	2								
	1,4-ジオキサン	2								

第3章 第2次北上市環境基本計画の実績

測定項目	概況調査数 (6地点)			継続監視調査数 (3地点)			汚染井戸周辺調査数 (1地点)		
	調査	検出	指針値超過※1	調査	検出	指針値超過	調査	検出	指針値超過
要 監 視 項 目	クロロホルム	2							
	トランス-1,2-ジクロロエチレン	6							
	1,2-ジクロロプロパン	2							
	p-ジクロロベンゼン	2							
	イソキサチオン	2							
	ダイアジノン	2							
	フェニトロチオン	2							
	イソプロチオラン	2							
	オキシ銅	2							
	クロロタロニル	2							
	プロピザミド	2							
	E P N	2							
	ジクロルボス	2							
	フェノバルブ	2							
	イプロベンホス	2							
	クロルニトロフェン	2							
	トルエン	2							
	キシレン	2							
	フタル酸ジエチルヘキシル	2							
	ニッケル	2							
	モリブデン	2							
	アンチモン	2							
	エピクロロヒドリン	2							
	全マンガン	2	1		1	1	1	1	
	ウラン	2							
	フェノール								
	ホルムアルデヒド								
そ の 他 項 目	有機燐化合物								
	p H	6							
	電気伝導度	6							
	水温	6							

※1 指針値は測定結果を評価するうえで定めているもので、長時間接種に伴う健康影響を考慮して算定された値であり、一時的にある程度の値を超えることがあっても直ちに健康への有害な影響を受けないであろうと判断される値のこと。

※ 基準は「地下水の水質汚濁に係る環境基準」によりますが、「有機燐化合物」については地下水の浄化基準（水質汚濁防止法施行規則別表）、「pH」については水質基準に関する省令（平成16年厚生省令第101号）によります。

資料：北上市生活環境部環境政策課

地下水の水質調査内容（岩手県）

- （1）概況調査 … 地域の全体的な地下水の概況を把握するため、有機塩素化合物使用事業所、廃棄物最終処分場等の周辺地域の調査
- （2）継続監視調査 … 従来から地下水汚染が確認されている井戸の経年水質変化の監視を行うため過去に比較的高濃度（原則基準値の1/2以上）の汚染物質を検出した井戸を対象とした調査
- （3）汚染井戸周辺調査 … 概況調査の結果、新たに地下水の汚染が発見された際に汚染範囲や汚染源を確認するための調査

4. 水生生物を指標とした水質判定

- 川底に生息する生物は、過去から調査時点までの長い時間の水質状況を反映したものであり、生物の種類を調査することによって、その地点の水質の程度を知ることができます。
- この調査は子どもから大人まで参加でき、環境保護意識啓発や、水辺環境の学習に効果的です。
- 岩手県では国土交通省岩手河川国道事務所等の協力を得ながら県内の参加者を広く募集し、本調査を実施しています。
- 令和2年度は小学校児童ら延べ46人が参加し、2地点の水質を調査しました。その結果、すべての地点の水質が最も良い水質である水質階級Ⅰと判定されました。

→関連：P.55「2-1-2 生態系の保全 3.実態調査の推進」

参加団体名	参加延人数	調査河川	水質階級
和賀西小学校・笠松小学校※	46	鈴鴨川、尻平川	Ⅰ

※ 和賀地区自治協議会主催の水生生物調査へ参加

資料：北上市生活環境部環境政策課

■河川水質の指標となる水生生物一覧

水質階級	特 徴
Ⅰ きれいな水	水は透明で川底まで見え、川の中に入って遊びたくなるようなところ。 (指標生物：カゲロウ、カワゲラ、サワガニ等)
Ⅱ 少しきたない水	周りには水田や住宅があり、水は少し濁っている。 (指標生物：ゲンジボタル、スジエビ、トビケラ等)
Ⅲ きたない水	住宅が多く排水路が川につながっており、川底は泥状。 (指標生物：タニシ、ミズカマキリ、ヒル等)
Ⅳ 大変きたない水	周りに工場などが多く、川の水は濁っていてごみなどがある。 (指標生物：アメリカザリガニ、エラミミズ、セスジユスリカ等)

5. 休廃止鉱山水質調査

- 和賀川流域である北上市と西和賀町の関係機関及び事業所等で構成される「和賀川の清流を守る会」では、和賀川上流域の休廃止鉱山（5箇所）で水質調査を行い、水質の監視に努めています。調査結果は岩手県環境生活部環境保全課及び関東東北産業保安監督部東北支部へ送付するほか、会報により地域住民への情報提供を行っています。

→関連：P.85「5-2-2 協働・連携の推進 3.市域を越えたパートナーシップの形成（1）和賀川の清流を守る会」

■休廃止鉱山水質調査結果（令和2年度、西和賀町内）

調査項目 採水場所	水素イオン濃度 (pH)	銅 (mg/ℓ)	亜鉛 (mg/ℓ)	砒素 (mg/ℓ)	カドミウム (mg/ℓ)	鉛 (mg/ℓ)
赤石鉱山 (旧湯田町)	×4.74	1.90	1.80	<0.002	0.029	0.016
柳沢鉱山 (旧湯田町)	×4.15	0.54	1.90	0.011	0.018	0.035
銅森鉱山 (旧湯田町)	5.82	0.10	0.08	<0.002	<0.001	<0.005
分沢鉱山 (旧沢内村)	×5.50	0.19	0.10	<0.002	0.003	0.007
松川鉱山 (旧沢内村)	×4.41	1.10	2.10	<0.002	0.001	<0.005
排水基準	5.8～8.6	≦3.00	≦5.00	≦0.1	≦0.08	≦0.1

※ ×印のあるものは基準値超過を示しています。

資料：和賀川の清流を守る会

□ 1-1-2 発生源対策の推進

1. 発生源に対する規制及び指導

- 県は「県民の健康で快適な生活为确保するための環境の保全に関する条例」（以下：生活環境保全条例）により特定施設等を設置する工場及び事業所等から公共用水域へ排出される排水を規制し、水質汚濁防止に努めています。
- 市内に特定施設等を設置する場合、市長への届出が義務付けられており、市はそれら特定施設等を有する工場等を対象に立入検査等を行い監視しています。
- 市は水質汚濁防止法に基づく排水基準適用事業所に対し立入測定を実施しています。令和2年度は41事業所で立入測定を実施した結果、すべての事業所で法基準を達成しました。
- 市は独自の取り組みとして、法の基準に上乗せした環境保全協定（以下：協定）を市内21事業所（排水項目）と締結し、協定締結事業所に対し工場排水の自主検査結果の報告を求めることに加え、協定に基づく立入測定を実施し、指導の監視体制を強化しています。
- 令和2年度は15事業所に対して立入測定を実施した結果、すべての事業所で協定基準を達成しました。

→関連：P.41「1-5-2 発生源対策の推進 1. 環境保全協定の締結」

- 協定を締結している市内2ゴルフ場における立入水質検査結果では、いずれのゴルフ場においても「ゴルフ場で使用される農薬の水質汚濁防止に係る暫定指導指針」で国が示している指標値を下回り、水質保全上問題となる状況にはありませんでした。

■水質汚濁防止法及び生活環境保全条例に基づく届出状況（令和3年3月末現在）

区 分	届 出 特 定 事 業 所 数							排出基準 適 用 事業所数 A + C
	A			B			合 計 A + B	
	1日当たり 平均排出量 50m以上の も の	d	地 下 浸透分	1日当たり 平均排出量 50m未満の も の	C			
		有害物質 を 排 出 するもの			有害物質 を 排 出 するもの	地 下 浸透分		
法 施 設※1	46	8	0	266	31	0	312	77
条例施設※2	0	0	0	2	0	0	2	0
計	46	8	0	268	31	0	314	77

※1 法施行令別表第1による

※2 条例施行規則別表第3による

資料：北上市生活環境部環境政策課

2. 環境汚染事故への対応

- 市は環境汚染事故発生時の初動対応や各課の役割等について規定したマニュアルを作成しています。
- 令和2年度の水質事故は油流出事故が11件、事業所排水2件、魚のへい死1件でした。対応した案件については全て解決済みです。
- 油流出事故はホームタンクからの小分け作業に伴う油漏れや、事業活動に伴う油流出などが主な原因となっていることから、原因者への再発防止を指導するとともに、日常生活や事業活動における油流出防止対策の徹底を呼びかけています。

→関連：P.43「1-5-2 発生源対策の推進 3. 監視体制の強化」

3. 汚水処理施設の整備促進

(1) 公共下水道

- 下水道事業の収支を考慮し、選択と集中を図りつつ、水洗化の普及向上に努めています。
- 令和2年度は管渠1.6kmの施工延長を実施しました。
- 令和2年度末現在の汚水処理施設水洗化率は94.3%（前年度比0.3ポイント増）、汚水処理接続率は84.0%（同2.4ポイント増）となっています。
- 令和2年度は、排水設備改造資金の利子補給を公共下水道2件、合併処理浄化槽1件行いました。また、私道下水道設置者への補助を1件行いました。
- 合併処理浄化槽区域の未水洗化世帯1,031世帯に対して臨戸訪問を実施し、公共下水道区域の未水洗化世帯1,280世帯に対しては文書を送付することで水洗化を促しました。

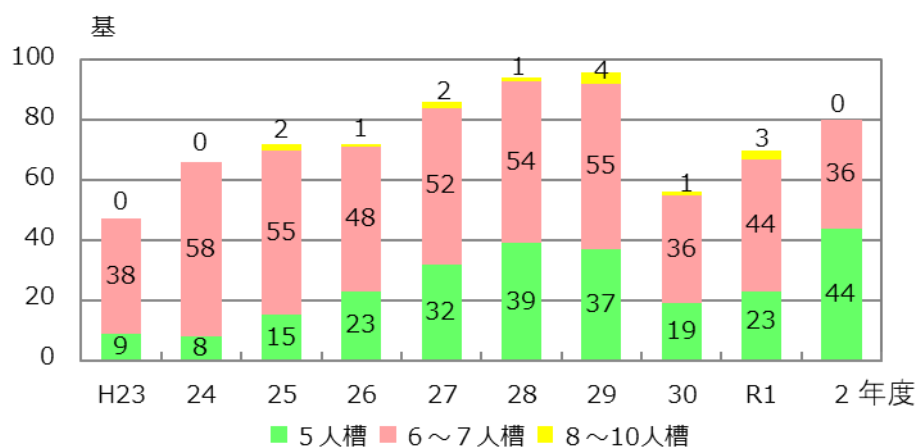
(2) 農業集落排水

- 農村地域において、家庭用雑排水などによる農業用排水路や河川の水質汚濁防止と生活環境の改善を図るため、農業集落排水施設を維持しています。
- 令和2年度は9件の公共枡を設置しました。
- 水洗化率は93.9%となっています。
- 水洗化率向上のため、地域住民で組織された維持管理組合の総会等で加入の啓発を行っています。

(3) 合併処理浄化槽

- 公共下水道及び農業集落排水等の集合処理区域を除く区域において、生活雑排水による河川の汚れを防止するとともに生活環境の向上を図るため、市は合併処理浄化槽設置者に対して補助金を交付し、普及を促進しています。
- 令和2年度の補助基数は80基でした。
- 水洗化率は48.8%となっています。
- 水洗化率向上のため、広報や戸別訪問により、設置を促しました。

■ 合併処理浄化槽事業実績（補助基数の推移）



資料：北上市都市整備部下水道課

(4) コミュニティプラント

○コミュニティプラントはし尿と生活雑排水を合わせて処理するための小規模な污水处理施設です。市内では北上流通基地及び第3柏野団地に整備しています。

■污水处理施設普及状況（令和3年3月末見込）

区 分	公共下水道	特定公共下水道	農業集落排水施設	コミュニティプラント	合併処理浄化槽	計
行政区域内人口(人) (a)	92,339					
処理区域内人口(人) (b)	64,109	208	11,759	72	16,191	92,339
水洗便所設置済人口(人) (c)	58,478	208	11,258	72	(公共区域内685) 7,901	78,590
普及率(%) (=b/a)	69.4	0.2	12.7	0.1	17.5	
水 洗 化 率 (%) (=c/b)	92.6	100.0	93.9	100.0	48.8	85.1

※1 普及率＝処理区域内人口÷住民登録人口

※2 水洗化率＝水洗便所設置済人口÷処理区域内人口

※3 人口＝外国人除く

資料：令和3年度 北上市の概要

4. 排水対策の推進

(1) 事業所

○特定公共下水道へ流入する特定事業所（11事業所）に対して、排出水の水質調査を実施し、水質に異常が見られた場合には対策等を指導しています。令和2年度の水質調査では排水基準を超過している事業所はありませんでした。

○水質に異常が見られた除害施設の管理者に対する指導も行っています。令和2年度は指導対象の事業所はありませんでした。

(2) 農家・畜産業者

○畜産業者に対しては、発生源が糞尿・堆肥であることから、汚水の適正処理と悪臭防止を併せて指導しています。汚水対策の改修が望ましい施設がありますが、改修費用等の負担が大きいため、主に日常管理の徹底を指導しています。

○堆肥の適正処理及び汚水等の状況について、畜産業者・住民・市の三者で話し合い、情報を共有しました。

□1-1-3 水資源の保全

1. 地下水源

○中山間地域等直接支払交付金事業による農地の保全

→関連：P.54「2-1-2 生態系の保全 2. 里地・里山の保全と管理（2）中山間地域等直接支払交付金事業」

○森林資源の保全と保安林の適正配置

→関連：P.52「2-1-1 すぐれた自然の保全 2.森林資源の保全と育成」

→関連：P.52「2-1-1 すぐれた自然の保全 3.保安林の適正配置」

2. 市民意識の高揚

- 市内の小学4年生とその家族を対象に、「子どもとはじめる暮らしのエコチャレンジ」の取り組みを実施し、その中で水の大切さを啓発しています。

→関連：P.17「1-1-1 監視体制の充実 4.水生生物を指標とした水質判定」

→関連：P.80「5-1-2 環境教育・学習の充実 1.学習の機会の充実（2）子どもとはじめる暮らしのエコチャレンジ」

3. 河川環境の保全

- 河川の清掃活動は様々な団体で実施されています。

→関連：P.49「1-6-2 景観の形成と美観の維持 2.環境美化活動の推進」

- 市内には7つの河川愛護団体が活動しており、河川敷の刈払いや清掃活動等の河川環境の保全活動を行っています。

→関連：P.53「2-1-1 すぐれた自然の保全 5.自然保護団体との連携」

■市内河川愛護団体一覧（令和3年3月末現在）

番号	団体名	番号	団体名
1	口内町道路河川愛護会	5	飯豊川を愛しきれいにする会
2	和賀川の清流を守る会	6	尻平川河川敷環境美化促進協議会
3	鈴鴨川河川愛護会	7	和賀川流域のきれいな水循環を推進する協議会
4	夏油川の清流を守る会		

資料：北上市生活環境部環境政策課

4. 湧水の状況

- 市内には岩手の名水20選に指定された「長清水」や「新渡戸観音泉」などの湧水が点在しており、これら湧水の保存を図るため、市は7泉を保存指定するとともに、所有者の調査や地元住民への啓発活動を行っています。

□ 1 - 2 さわやかな空気を守る

環境指標の進捗状況

環境指標	基準年度値 (H27年度)	H30年度	R1年度	実績値 (R2年度)	目標値 (R2年度)	達成 状況
二酸化窒素濃度の環境基準達成率※1	100%	100%	100%	100%	100%	達成
有害大気汚染物質の環境基準達成率※2	100%	100%	100%	100%	100%	達成
大気中のダイオキシン類濃度 ※3	0.012 Pg-TEQ/m ³ (H26)	0.0033 Pg-TEQ/m ³ (H29)	0.0043 Pg-TEQ/m ³ (H30)	0.0081 Pg-TEQ/m³ (R1)	0.012pg- TEQ/m ³	達成
悪臭苦情の解決率	100%	100%	100%	100%	100%	達成
環境保全協定締結事業所の協定 基準順守率（ばい煙等・悪臭）	91.6%	92.3%	92.3%	84.6%	100%	未達成

※1 大気中の二酸化窒素の環境基準値：1時間値の日平均値が0.04ppmから0.06ppm内又はそれ以下。

※2 有害大気汚染物質環境基準基準値：P.37参照

※3 大気中のダイオキシン類濃度の環境基準値：0.6pg-TEQ/m³

□ 1 - 2 - 1 監視体制の充実

1. 大気環境の状況

- 大気汚染の原因物質は工場等からの排煙や自動車の排気ガス中に含まれており、大気汚染物質の濃度が高くなると、人や動植物の健康に悪影響を及ぼします。
- 県は芳町に一般環境大気測定局を設置し、環境基準が設定されている二酸化窒素（NO₂）、光化学オキシダント（O_x）について測定し、市内の大気汚染状況を常時監視しています。
- 大気汚染物質に係る環境基準はこのほかに二酸化硫黄（SO₂）、浮遊粒子状物質（SPM）、微少粒子状物質（PM_{2.5}）、一酸化炭素（CO）に設定されていますが、現在北上市では測定は行っていません。

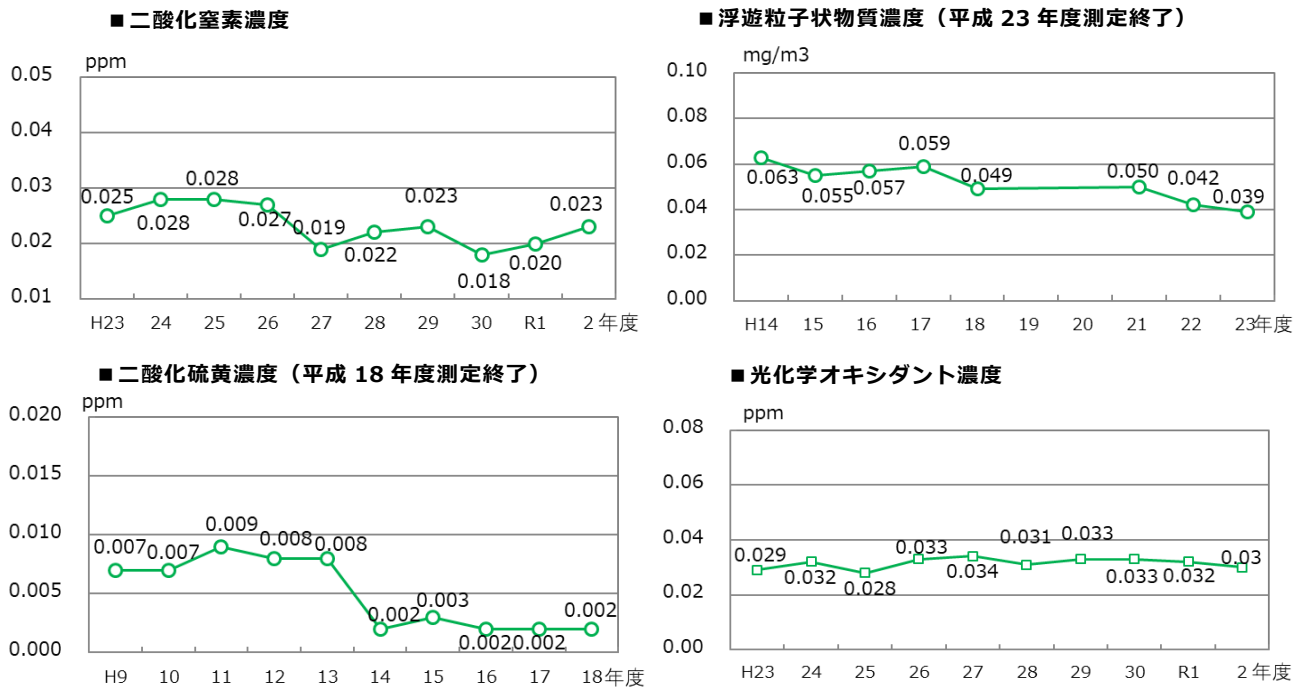
（1）大気中の二酸化窒素

- 二酸化窒素は工場や自動車等の高温燃焼に伴って発生し、光化学スモッグなどの大気汚染の原因となる化学物質です。都市化による交通量の増加によって自動車から排出される二酸化窒素量の増加が懸念されるため、監視測定を継続していく必要があります。
- 令和2年度の大気中の二酸化窒素濃度は環境基準を達成しています。

（2）光化学オキシダント濃度

- 令和2年度は光化学オキシダントの年平均値は環境基準を達成していますが、1時間値が環境基準を超過した時間が年間74時間（16日間）ありました。光化学オキシダントの値は時間ごとの変動が大きく、年間の平均値として見ると、環境基準を達成しています。また、基準超過の原因として、アジア大陸からの汚染物質の流入が一因と推定されるため、本市に原因のある基準超過ではないと考えられます。

■一般環境大気測定局の測定値経年変化（岩手県、芳町測定局）



二酸化窒素等の環境基準

資料：岩手県環境生活部環境保全課

- (1) 二酸化窒素 … 1時間値の日平均値が0.04ppmから0.06ppm内又はそれ以下。
- (2) 二酸化硫黄 … 1時間値の平均値が0.04ppm以下かつ1時間値が0.1ppm以下。
- (3) 浮遊粒子状物質 … 1時間値の日平均値が0.10mg/m³以下かつ1時間値が0.20mg/m³以下。
- (4) 光化学オキシダント … 1時間値が0.06ppm以下。

ワンポイント解説

二酸化窒素 (NO₂)

大気汚染物質の1つで、大気中の窒素酸化物の主成分です。燃焼に伴い発生する一酸化窒素が大気中で酸化されて二酸化窒素になります。のどや肺など呼吸器系に対して有害な物質です。

二酸化硫黄 (SO₂)

亜硫酸ガスとも呼ばれる大気汚染物質で、重油や石炭などの硫黄を含む燃料の燃焼に伴い発生します。気管支喘息の原因となるなど呼吸器系に対して有害であるだけでなく、酸性雨の原因にもなります。

浮遊粒子状物質 (SPM)

大気中に浮遊している粒径10μm（マイクロメートル）以下の粒子状物質のことをいいます。大気中での滞留時間が長く、気管や肺など呼吸器系に対して有害です。

光化学オキシダント (Ox)

工場や自動車から排出された窒素酸化物や炭化水素等が、太陽からの紫外線を受け化学反応し生成される物質の総称で、頭痛、吐き気、目やのどの痛みを引き起こします。

(3) 有害大気汚染物質の環境基準達成率、大気中のダイオキシン類濃度

○揮発性有機化合物（VOC）と大気中のダイオキシン類濃度について、県の測定結果を基に市の現状について把握し、監視しています。測定結果については、すべての物質が環境基準を満たしていました。

→関連：P.37「1-5-1 監視体制の充実 1.有害大気汚染物質の監視」

2. 悪臭の状況

→関連：P.20「1-1-2 発生源対策の推進 4.排水対策の推進（2）農家・畜産業者」

→関連：P.25「1-2-2 発生源対策の推進 3.悪臭苦情への対応」

□ 1 - 2 - 2 発生源対策の推進

1. 発生源に対する規制及び指導

- 大気汚染防止法及び生活環境保全条例により、ばい煙及び粉じんについて大気汚染物質の排出が規制されています。発生源となる施設の設置や変更を行う場合、市長への届出が義務づけられており、市はこれら施設を有する工場等を対象に立入検査等を実施しています。
- 市では、市内事業所と必要に応じて大気汚染防止法の排出基準に上乗せした環境保全協定を締結し、住民の健康保持と生活環境の保全を図っています。
- 令和2年度末現在、7事業所と大気（ばい煙）項目で協定を締結しており、締結事業者に対して、市は大気汚染物質の自主測定結果の報告を求めることに加え、立入検査を実施し、大気汚染物質の排出を監視しています。
- 令和2年度は7事業所に対して法令及び協定に基づく立入検査を実施し、6事業所において基準を達成したことを確認しました。協定基準を超過した事業所については、原因等の調査実施後の再測定により改善を確認しました。

→関連：P.41「1-5-2 発生源対策の推進 1.環境保全協定の締結」

■ 大気汚染防止法及び生活環境保全条例に基づくばい煙発生施設の届出状況

(令和3年3月末現在、累計)

施設名・番号※1		事業所計※3	届出施設	電気工作物及び ガス工作物
大気汚染防止法	工場・事業所数	108	94	31
	1. ボイラー	182	182	
	3. 【金属精錬等】焙焼炉・焼結炉	1	1	
	5. 【金属精錬・鋳造】溶解炉	15	15	
	6. 【金属鍛造炉】金属加熱炉	9	9	
	9. 【窯業製品等製造】焼成炉、溶解炉	1	1	
	11. 乾燥炉	8	8	
	13. 廃棄物焼却炉	4	4	
	29. ガスタービン	7		7
	30. ディーゼル機関	50		50
	合 計	277	220	57
県 条 例 ※2	工場・事業所数	2	2	
	1. 廃棄物焼却炉	2	2	
	2. オガライト乾燥炉			
	合 計	2	2	

※1 施設名・番号 … 大気汚染防止法施行令別表第1及び条例施行規則別表第1による

※2 県条例 … 生活環境保全条例

※3 複数の施設を所有している事業所があるため、合計数値が異なるもの。

資料：北上市生活環境部環境政策課

■ 大気汚染防止法及び生活環境保全条例に基づく粉じん発生施設の届出状況

(令和3年3月末現在、累計)

施設名※1			事業所計※2	届出施設	電気工作物及び ガ ス 工 作 物
大気汚染防止法	一般粉じん	工場・事業所数	6	6	0
		1. コークス炉	0	0	0
		2. 堆積場	5	5	0
		3. コンベア	39	39	0
		4. 破砕機・摩砕機	5	5	0
		5. ふるい	0	0	0
		合 計	49	49	0
生活環境保全条例	粉じん	工場・事業所数	35	35	
		1. 堆積場	10	10	
		2. 破砕機・摩砕機	11	11	
		3. ふるい	6	6	
		4. 打綿機	14	14	
		5. 切断施設等	97	97	
		合 計	138	138	

※1 施設名 … 大気汚染防止法施行令別表第2及び条例施行規則別表第2による。

※2 複数の施設を所有している事業所があるため、合計数値が異なるもの。

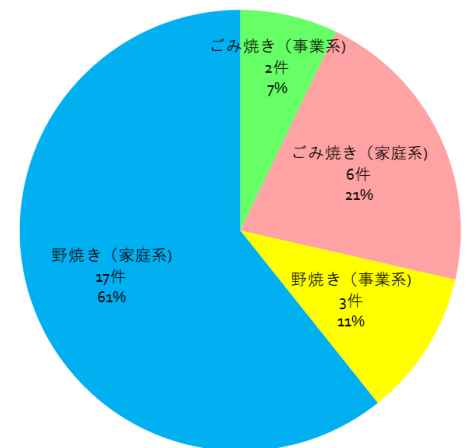
資料：北上市生活環境部環境政策課

2. ごみ焼き・野焼き苦情への対応

- 平成16年から県条例により野焼き全面禁止となっています。
- 令和2年度はごみ焼き苦情8件、野焼き苦情20件となっています。
- 家庭でのごみ焼きや、事業者による法令の基準を満たさない簡易焼却炉等での焼却などへの苦情に対し、原因者に適正処理を指導しています。
- 通報後、現場に到着した時には既にごみ焼きが終わっているなど原因者の特定が難しい場合がありますが、保健所等関係機関と連携し、速やかな解決に努めるとともに、市民、事業者に対してごみ焼きの禁止を継続的に周知していきます。

→関連：P.43「1-5-2 発生源対策の推進 3.監視体制の強化」

■ 苦情の内訳（令和2年度）



資料：北上市生活環境部環境政策課

3. 悪臭苦情への対応

- 臭いに関する苦情は個人の主観によるものが多く、職員が現場を調査しても原因が特定できない場合もありますが、苦情申立の都度、現場確認及び事情聴取し、関係機関と連携して早期解決に努めています。令和2年度は28件の悪臭苦情に対応しました。
- 畜産経営に伴う悪臭苦情が多くなっています。悪臭は悪臭防止法の規定により規制区域が定められていますが、苦情の寄せられる畜産施設は対象となる区域外に立地しており、直接的に規制することができないのが現状です。また、施設整備や薬剤投入など業者に負担がかかる場合が多く、解決が困難な場合もあります。
- 原因者に対し、悪臭の原因となる糞尿や汚水の適正処理を指導しています。
- 市は市内6事業所と悪臭の項目で環境保全協定を締結し、事業活動に伴う悪臭を監視しています。

○令和2年度は6事業所に対して協定に基づく立入検査を実施し、1事業所で基準超過がありましたが、原因調査と再測定を実施し、臭気濃度の改善を確認しています。

→関連：P.20「1-1-2 発生源対策の推進 4.排水対策の推進（2）農家・畜産業者」

→関連：P.23「1-2-1 監視体制の充実 2.悪臭の状況」

4. 環境汚染事故への対応

○令和2年度は大気関連の環境汚染事故はありませんでした。

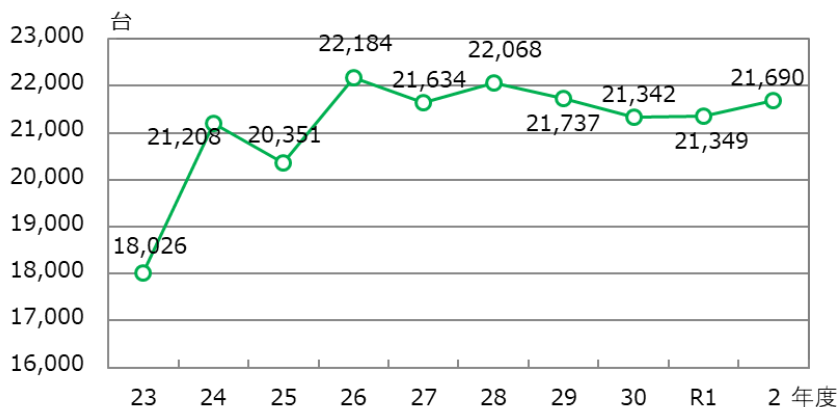
→関連：P.44「1-5-2 発生源対策の推進 3.監視体制の強化（3）対応マニュアルの作成」

□ 1 - 2 - 3 自動車排出ガス対策の推進

1. 道路交通網整備の促進

- 市は毎年、市内の30カ所で交通量調査を行っており、その中で交通量の最も多い国道4号線鬼柳中央交差点では12時間で上下あわせて20,000台以上が通行しています。
- 都市化に伴う交通量の増大に対応し、交通渋滞等の解消に努めるため、市内各地で工事や用地取得等の道路網整備を実施しています。
- 令和2年度は、上川原常盤台線270m、北上警察署東線160m、飯豊和田線400m、下川原32号線321m、岩沢14号枝線200m、中島線140m、平沢14号線310m、長沼99号線210m、能登坂線100m、上江釣子補助幹線220m、川端51号線260m、旭ヶ丘45号線外1線80m、柏野笠松小線142m、飯豊北線817mの計14路線（3,630m）の工事を行いました。

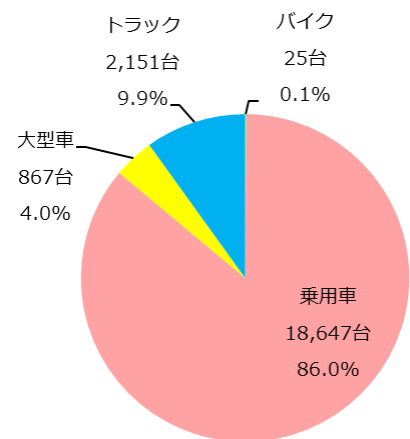
■ 国道4号線の自動車交通量（鬼柳中央交差点北）



資料：北上市統計書

■ 交通種類の内訳

（令和2年度、鬼柳中央交差点北）



資料：北上市統計書

2. 低公害車の普及促進

- 低公害車（低排出ガスのハイブリッドカー、電気自動車等）の技術が年々進歩、全国的に普及が進んでいます。

→関連：P.70「4-1-2 省資源・省エネルギーの推進 7.低公害車の導入促進」

- 市役所においても公用車の更新に合わせ計画的に低公害車を導入しており、ETC共用車の更新に合わせてプラグインハイブリッド車を導入しました。また、基本仕様に温室効果ガスの抑制基準を定め、大型バスの他、共用車を5台更新しました。令和2年度末現在、25台（ハイブリッド車14台、電気自動車11台）の低公害車を導入しています。
- 各種交通安全季節運動に合わせて、公用車の適正使用及びアイドリングストップの呼びかけなどの意識啓発を実施しました。
- 公共工事で使用される建設機械において、排出ガス対策型建設機械の利用促進を図り、工事成績評価の際に評価・指導し適正に施工しています。

□ 1-3 まちの静けさを守る

環境指標の進捗状況

環境指標	基準年度値 (H27年度)	H30年度	R1年度	実績値 (R2年度)	目標値 (R2年度)	達成 状況
自動車騒音常時監視測定結果の環境基準達成率	96.7%	96.2%	96.5%	96.2%	97.5%	未達成
一般環境騒音の環境基準達成率	96.3%	98.1%	98.1%	100%	100%	達成
新幹線鉄道騒音の環境基準達成率	11.1%	11.1%	11.1%	16.7%	改善	達成
環境保全協定締結事業所の協定基準順守率（騒音）	100%	100%	100%	100%	100%	達成

□ 1-3-1 監視体制の充実

1. 道路交通騒音の状況

(1) 自動車騒音の常時監視

- 市は、県が実施していた自動車騒音の常時監視を平成24年度から行っています。自動車騒音の常時監視とは、騒音規制法第18条の規定に基づき、自動車騒音対策を計画的総合的に行うための基礎資料となるように、自動車の道路走行に伴って発生する騒音に対して道路に面する地域の騒音曝露状況を把握するものです。
- 市内の高速道路・国道・県道（2車線以上）および市道（4車線以上）に面する地域を監視対象とし、道路端から50メートル以内に位置する住居等のうち環境基準を達成した戸数及びその割合から達成状況を評価します。
- 市では、市内の監視対象道路を29区間に分けて調査を実施しています。過年度に調査（県実施も含む）した区間については、道路構造等の状況に変化がない場合はその結果を当該年度の評価に用いますが、5年以内に再調査することとし、以降も同様に全区間の調査を継続して行います。
- 令和2年度の評価結果（平成25年度から令和2年度まで調査した区間を合わせた全区間の評価結果）は基準値以下が96.2%となりました。
- 国道4号線沿い（相去町～常盤台）の住宅において、基準値を超過した戸数が多い結果となっています。

■自動車騒音常時監視結果（令和2年度）

○全体評価

評価 区間 延長 (km)	評価 区間 数※	住居等戸数 ①＋② ＋③＋④	① 昼夜とも 基準値以下		② 昼のみ基準値以下 (夜のみ基準値超 過)		③ 夜のみ基準値以下 (昼のみ基準値超 過)		④ 昼夜とも 基準値超過	
		(戸)	(戸)	(%)	(戸)	(%)	(戸)	(%)	(戸)	(%)
32.0	29	4,475	4,303	96.2	10	0.2	63	1.4	99	2.2

資料：北上市生活環境部環境政策課

○区間別評価

区間 番号	最新 調査 年度	路線名	評価区間の始点 の住所	評価区間の終点 の住所	評価 区間 (k m)	住居等 戸数 ①＋② ＋ ③＋④ (戸)	① 昼夜とも 基準値以下		② 昼のみ基 準値以下（夜 のみ基準値超 過）		③ 夜のみ基 準値以下 (昼のみ基準 値超過)		④ 昼夜とも 基準値超過	
							(戸)	(%)	(戸)	(%)	(戸)	(%)	(戸)	(%)
1	R2	東北自動車道	上江釣子	北鬼柳	0.5	71	71	100	0	0	0	0	0	0
2		東北自動車道	北鬼柳	鳩岡崎	1.3	3	3	100	0	0	0	0	0	0
3	H29	一般国道4号	相去町	相去町	1.4	7	4	57.1	2	28.6	0	0	1	14.3
4		一般国道4号	相去町	鬼柳町	1.4	141	85	60.3	8	5.7	0	0	48	34.0
5		一般国道4号	鬼柳町	鬼柳町	0.6	12	12	100	0	0	0	0	0	0
6		一般国道4号	北鬼柳	常盤台4丁目10	3.4	361	280	77.6	0	0	39	10.8	42	11.6
7		一般国道4号	常盤台4丁目10	村崎野	2.3	135	107	79.3	0	0	21	15.6	7	5.2
8	R1	一般国道107号	里分	里分	0.7	132	129	97.7	0	0	3	2.3	0	0
9		一般国道107号	里分	川岸2丁目11	1.3	320	320	100	0	0	0	0	0	0
10		一般国道107号	川岸2丁目11	本通り2丁目4	0.8	213	213	100	0	0	0	0	0	0
11		一般国道107号	本通り2丁目3	有田町1	1.1	113	113	100	0	0	0	0	0	0
12		一般国道107号	北鬼柳	上江釣子	1.6	166	166	100	0	0	0	0	0	0
13		一般国道107号	和賀町藤根	和賀町藤根	0.5	20	20	100	0	0	0	0	0	0
14		一般国道107号	和賀町長沼	和賀町長沼	0.1	6	6	100	0	0	0	0	0	0
15		一般国道107号	和賀町長沼	和賀町長沼	0.1	7	7	100	0	0	0	0	0	0
16	R2	主要地方道北上東和線	本通り3丁目1	上野町5丁目16	1.9	508	508	100	0	0	0	0	0	0
17	H30	一般県道花巻和賀線	和賀町堅川目	和賀町堅川目	0.9	4	4	100	0	0	0	0	0	0
18	H28	一般県道北上停車場線	大通り1丁目4	大通り4丁目9	1.6	498	498	100	0	0	0	0	0	0
19	H29	一般県道夏油温泉江釣子線	上江釣子	上江釣子	0.2	3	3	100	0	0	0	0	0	0
20	R2	一般県道村崎野停車場線	村崎野	村崎野	0.9	144	144	100	0	0	0	0	0	0
21	H28	一般県道北上和賀線	鬼柳町	鬼柳町	0.1	11	11	100	0	0	0	0	0	0
22	H30	一般県道南笹間黒沢尻線	鳩岡崎	町分	1.8	211	211	100	0	0	0	0	0	0
23	H28	一般県道相去飯豊線	相去町	鬼柳町	1.2	187	186	99.5	0	0	0	0	1	0.5
24		一般県道相去飯豊線	九年橋3丁目5	大通り3丁目6	0.4	142	142	100	0	0	0	0	0	0
25		一般県道相去飯豊線	大通り3丁目2	本通り2丁目4	0.8	226	226	100	0	0	0	0	0	0
26		一般県道相去飯豊線	本通り4丁目13	堤ヶ丘2丁目2	2.2	420	420	100	0	0	0	0	0	0
27	H30	市道館曽山線	さくら通り3丁目	さくら通り5丁目	1.0	135	135	100	0	0	0	0	0	0
28		市道館曽山線	本通り4丁目	中野町2丁目	0.7	199	199	100	0	0	0	0	0	0
29		市道川原町南田線	中野町3丁目	上野町5丁目	1.2	265	265	100	0	0	0	0	0	0

・住居等戸数の合計が全体評価と一致しないのは、2つ以上の区間間で重複するものを全体評価で除外しているため

資料：北上市生活環境部環境政策課

(2) 高速道路交通騒音

- 高速道路における交通騒音は、過去に住民からの苦情があり、測定の継続要望があった2地点で昼夜それぞれの騒音を計測しています。
- 令和2年度は全地点において昼夜とも環境基準を達成しました。
- 遮音壁は令和2年度末時点で東北自動車道に18箇所、6,292mが整備済みとなっています。
(秋田自動車道では遮音壁の設置はありません。)
- 引き続き測定を実施し、必要に応じて騒音対策を講じるようNEXCO東日本へ要望します。

■ 高速道路交通騒音の測定結果（令和2年度）

高速道路名	測 定 地 点	測定値(dB) ^{※1}		環境基準		道路端からの距離(m) ^{※2}
		昼間	夜間	昼間	夜間	
秋田自動車道	和賀町岩崎16-276-1	55	52	70	65	10
	和賀町煤孫6-59-7	48	44	65	60	45

※1 昼間：午前6時～午後10時、夜間：午後10時～翌日午前6時

※2 測定位置の距離が20m以下の場合は、特例により環境基準昼間70dB以下、夜間65dB以下が適用されます。

※3 ×印のあるものは基準値超過を示しています。

資料：北上市生活環境部環境政策課

2. 一般環境騒音の状況

- 一般環境騒音は市内27地点で昼夜それぞれ測定しています。
○令和2年度は環境基準値の超過はありませんでした。

■一般環境騒音の測定結果（令和2年度）

類型	用途地域	測定地点	測定値(dB)		環境基準 (dB)	
			昼間	夜間	昼間	夜間
A	第1種低層住居専用地域	上野町1-29-18	43	36	55	45
		上野町5-22-17	52	36		
		黒沢尻1-19-14	49	36		
		北鬼柳7-21	50	45		
		北鬼柳33-131-1	52	45		
	第1種中高層住居専用地域	黒沢尻3-24-22	41	36		
		常盤台1-11-5	50	41		
		常盤台3-21-3	-	-		
		常盤台3-22-8	47	36		
		鬼柳町町分209	45	41		
		大堤北1-4-13	46	36		
	第2種中高層住居専用地域	川岸1-13-10	53	40		
		川岸3-19-23	47	40		
		柳原町4-17-20	50	41		
		和賀町長沼5-69	43	37		
B	第1種住居地域	村崎野14-428-93	54	45	55	45
		村崎野16-136-17	44	35		
		村崎野17-35-48	47	40		
		堤ヶ丘2-3-6	45	38		
		新穀町1-9-20	-	-		
		新穀町2-2-20	47	41		
		下江釣子11-102-1	52	39		
		相去町松ノ木39-1	50	43		
		鬼柳町笹淵52-7	48	43	65	60
	第2種住居地域	若宮町1-11-1	44	38	55	45
C	商業地域	青柳町2-6-40	44	37	60	50
	準工業地域	村崎野14-456	44	38		
		堤ヶ丘1-11-15	44	36		
		北鬼柳20-52-2	-	-		
		北鬼柳19-55-2	52	46		

※1 昼間：午前6時～午後10時、夜間：午後10時～翌日午前6時

※2 ×印のあるものは基準値超過を示しています。

資料：北上市生活環境部環境政策課

3. 新幹線鉄道騒音の状況

- 新幹線騒音は3地点において距離ごとに測定地点を3箇所ずつ設けて測定を行っています。令和2年度は全6箇所のうち5箇所で環境基準超過となり、適合状況は16.7%となっています。
- 市は沿線市町村で構成する公害対策の連絡協議会を通じて、JR東日本に対し騒音対策を要望しており、JR側でも防音壁設置等の対策を講じています。
- 新幹線鉄道振動に関しては環境基準が定められていませんが、新幹線振動対策に係る指針値は70dB以下となっています。令和2年度は測定地点3か所全てで指針値を下回りました。

■新幹線騒音及び振動の測定結果（令和2年度）

類 型	用途区域	測定地点	軌道	測定値（dB）		環境 基準 （dB）	振動 測定 （dB）	振動 対策 指針 （dB）
				軌道中心からの 距離				
				25m	50m			
Ⅰ	第 1 種住居地域	相去町相去	上り	×71	69	70	58	70
		黒沢尻 3 丁目	下り	×74	×73		49	
	第 2 種住居地域	孫屋敷 7	下り	×74	×73		58	

※ ×印のあるものは基準値超過を示しています。

資料：北上市生活環境部環境政策課

ワンポイント解説

dB（デシベル）

騒音の単位として用いられ、ある音を人の耳の感覚に合わせて補正して表示します。また、振動の単位としても用いられます。

例）70dB 音の目安 … 電話のベルに相当
振動の目安 … 震度2の軽震に相当

□ 1-3-2 発生源対策の推進

1. 発生源に対する規制及び指導

- 騒音規制法・振動規制法では、騒音・振動を防止して住民の生活環境を保全する地域を市長が指定しており、この指定地域内の工場及び事業所における事業活動と建設工事等に伴い発生する騒音・振動について必要な規制を行うこととしています。
- 県の生活環境保全条例では、騒音規制法の対象外施設に対しても必要な規制を行うこととしています。
- 規制地域内で対象施設設置や、法の規制対象となる特定建設作業を行う場合は市長への届出が義務づけられており、令和2年度末現在の届出状況は以下の表のとおりとなっています。
- 市は騒音に関して環境保全協定を締結している工場等（4事業所）について、自社の騒音状況を把握のうえ、規制地域外であっても周辺への騒音に配慮するよう求めています。
- 令和2年度は騒音規制法に基づく立入検査5件、振動規制法に基づく立入検査2件、県条例（騒音）に基づく立入検査5件を実施しています。

→関連：P.41「1-5-2 発生源対策の推進 1.環境保全協定の締結」

(1) 騒音・振動規制対象施設届出状況（令和3年3月末現在）

■ 騒音規制法に基づく特定施設及び生活環境保全条例に基づく対象施設の届出状況

区分	施設の種類	施設数	工場等実数
騒音規制法	金属加工機械	148	9
	空気圧縮機等	243	49
	破碎機等	6	1
	織機	0	0
	建設用資材製造機械	7	1
	穀物用製粉機	0	0
	木材加工機械	40	8
	抄紙機	0	0
	印刷機械	21	6
	合成樹脂用射出成形機	17	1
	鋳造型機	0	0
	計	482	75
生活環境保全条例	金属加工用の旋盤	36	3
	空気圧縮機等	66	15
	コンクリート製品製造用プラント	1	1
	木材加工機械	30	16
	冷凍機	587	61
	冷却塔	44	7
	バーナー	37	9
	計	801	112
合 計		1283	187

資料：北上市生活環境部環境政策課

■ 振動規制法に基づく特定施設の届出状況

区分	施設の種類	施設数	工場等実数
振動規制法関係	金属加工機械	70	10
	圧縮機	117	31
	破碎機等	6	1
	織機	0	0
	コンクリートブロックマシン等	4	1
	木材加工機械	10	6
	印刷機械	9	1
	ゴム練り用又は合成樹脂用	0	0
	合成樹脂用射出成形機	17	1
	鋳造型機	0	0
	合 計	233	51

資料：北上市生活環境部環境政策課

(2) 騒音・振動規制地域内での特定建設作業実施届出件数（令和2年度）

■ 騒音規制対象の特定建設作業実施届出件数

作業の種類	件 数
くい打機等を使用する作業	
びょう打機等を使用する作業	
さく岩機を使用する作業	1
空気圧縮機を使用する作業	
コンクリートプラント等を設けて行う作業	
バックホウを使用する作業	
トラクターショベルを使用する作業	
ブルドーザーを使用する作業	
合 計	1

■ 振動規制対象の特定建設作業実施届出件数

作業の種類	件 数
くい打機等を使用する作業	
鋼球を使用して破壊する作業	
舗装版破砕機を使用する作業	
ブレーカーを使用する作業	1
合 計	1

資料：北上市生活環境部環境政策課

2. 近隣騒音の状況

- 市は深夜営業騒音や駐車場などの近隣騒音に対する苦情等に対して、現場を確認のうえ発生源者に指導をしています。
- 騒音の程度は個人の感じ方の度合いもあり、騒音か否かの判断が難しい場合があるため、苦情申立者及び原因者双方の意見を聞き、慎重な対応をとるよう努めています。
- 令和2年度に苦情が発生した事例8件については、すべて解決しています。

□ 1-3-3 交通騒音・振動対策の推進

1. 騒音測定の実施

→関連：P.28「1-3-1 監視体制の充実」

2. 車両の低騒音・低振動対策

- 公共工事の実施にあたっては、排気ガス対策車両や低騒音・低振動対策車両の使用を設計書に計上するほか、工事請負業者に対しては、点検を定期的に行うなど工事の施工に伴う騒音の発生抑制を求め、工事成績評価の際に評価・指導し適正に施工しています。

3. 騒音対策設備の導入

- 高速道路、新幹線騒音の発生状況について、岩手県高速交通公害対策連絡協議会を通じ、東日本高速道路及びJR東日本に防音壁設置等の防音対策を要望しています。令和2年は高速道路騒音2地点、新幹線騒音9地点、新幹線振動3地点について要望を行いました。

→関連：P.28「1-3-1 監視体制の充実 1.道路交通騒音の状況」

→関連：P.32「1-3-1 監視体制の充実 3.新幹線鉄道騒音の状況」

□ 1-4 安全な土壌環境を守る

環境指標の進捗状況

環境指標	基準年度値 (H27年度)	H30年度	R1年度	実績値 (R2年度)	目標値 (R2年度)	達成 状況
環境保全型農業直接支払交付金 実施面積	334ha	256ha	175ha	223ha	367ha	未達成
地下水の環境基準達成率（再 掲）	94.7%	94.1%	94.1%	94.3%	98.0%	未達成
環境保全協定締結事業所の協定 基準順守率（土壌・地下水）	100%	100%	100%	100%	100%	達成

□ 1-4-1 監視体制の充実

1. 土壌環境の状況

○ダイオキシン類について県が測定調査を行い監視しています。

→関連：P.39「1-5-1 監視体制の充実 2.ダイオキシン類調査（4）土壌」

2. 地下水の状況

○地下水の水質に関しては、市及び県が測定調査を行い監視しています。

→関連：P.14「1-1-1 監視体制の充実 3. 地下水の水質状況」

→関連：P.39「1-5-1 監視体制の充実 2.ダイオキシン類調査（2）地下水」

3. 地盤沈下の状況

○令和2年度末現在、地下水の汲み上げによる地盤沈下等の被害は確認されていません。

○井戸水など、自家用地下水の水量が減少するなどの苦情も発生していません。

→関連：P.36「1-4-2 発生源対策の推進 4.地下水の適正利用」

□ 1-4-2 発生源対策の推進

1. 発生源に対する規制及び指導

○法令に基づき、有害物質使用特定事業場の施設構造基準について立入調査し、確認と指導を行いました。

○土壌・地下水の項目で環境保全協定を締結している13事業所に対し、土壌中の化学物質の濃度について協定に基づく自主測定結果報告書の提出を求め、監視を強化しています。

○報告のない事業所に対しては、自主測定の実施について指導を行い、報告書の提出を求めています。

○令和2年度は9事業所で立入測定を実施し、全ての事業所で協定基準を達成しました。

→関連：P.41「1-5-2 発生源対策の推進 1.環境保全協定の締結」

2. 環境汚染事故への対応

- 過去に判明した事業活動による土壌汚染事故後の対応については、原因者による土壌・地下水・周辺井戸の浄化及び測定作業が行われました。地下水汚染については現在も原因者による浄化対策が行われています。市は県と連携し、事業所に対して汚染物質の拡散防止対策の実施と対策工事の進捗状況を明記した報告書の提出を求め、事故の再発防止を指導しています。

→関連：P.44「1-5-2 発生源対策の推進 3.監視体制の強化（3）対応マニュアルの作成」

3. 農薬・化学肥料の適正使用

（1）農家への周知

- 営農座談会において、農薬・化学肥料の適正使用の啓蒙及び周知を行っているほか、市ホームページ、広報及び北上市認定農業者支援ニュース（8月）においても掲載し周知しました。農家への直接の指導は農協と普及センターが中心となり実施しています。

（2）環境保全型農業直接支払交付金の対象面積

- 環境保全型農業直接支払交付金により減農薬、減化学肥料栽培の普及促進を図っています。
- 令和2年度は交付対象面積が223haでした。
- 令和2年度は交付金取組組織説明会を開催しました。
- 減農薬・減化学肥料栽培は水・土壌環境及び生態系に対する化学物質の悪影響を減らす効果が期待できるため、関係機関と連携し、栽培面積の拡大を図っていく必要があります。

4. 地下水の適正利用

- 開発や企業誘致の際、地下水の汲み上げによる地盤沈下を防止し、地下水の適正な利用や節水の徹底を図るため、環境保全協定に「地下水の汲み上げに伴う地盤沈下防止対策」の条項を設け、監視体制を強化しています。

→関連：P.35「1-4-1 監視体制の充実 3.地盤沈下の状況」

□ 1-5 化学物質による環境汚染や健康被害を防止する

環境指標の進捗状況

環境指標	基準年度値 (H27年度)	H30年度	R1年度	実績値 (R2年度)	目標値 (R2年度)	達成 状況
有害大気汚染物質の環境基準達成率（再掲）	100%	100%	100%	100%	100%	達成
大気中のダイオキシン類濃度（再掲）	0.012 pg-TEQ/m ³ (H26)	0.0033 Pg-TEQ/m ³ (H29)	0.0043 Pg-TEQ/m ³ (H30)	0.0081 Pg-TEQ/m ³ (R1)	0.012 pg-TEQ/m ³	達成
ダイオキシン類排出基準適合率（ダイオキシン類対策特別措置法特定施設）	100%	100%	100%	100%	100%	達成
アスベスト排出等作業現場周辺の敷地境界参考基準適合率	100%	100%	100%	100%	100%	達成
地下水の環境基準達成率（再掲）	94.7%	93.9%	94.1%	94.3%	98.0%	未達成

□ 1-5-1 監視体制の充実

1. 有害大気汚染物質の監視

○県は、有害大気汚染物質である揮発性有機化合物（VOC）、アルデヒド類、多環芳香族炭化水素及び金属類について、環境基準の達成状況等を把握するため測定調査を実施しており、令和2年度は芳町（一般環境大気測定局）で測定が行われました。

■ 有害大気汚染物質調査結果^{※1}（令和2年度、岩手県）

区 分	物質名	環境基準 () 内は指針値	芳町
揮 発 性 有機化合物 (VOC)	アクリルニトリル	(2 µg/m ³)	0.012 µg/m ³
	塩化ビニルモノマー	(10 µg/m ³)	0.0040 µg/m ³
	クロロホルム	(18 µg/m ³)	0.12 µg/m ³
	酸化エチレン	-	0.041 µg/m ³
	1,2-ジクロロエタン	(1.6 µg/m ³)	0.084 µg/m ³
	ジクロロメタン	150 µg/m ³	0.44 µg/m ³
	テトラクロロエチレン	200 µg/m ³	0.012 µg/m ³
	トリクロロエチレン	200 µg/m ³	0.021 µg/m ³
	1,3-ブタジエン	(2.5 µg/m ³)	0.027 µg/m ³
	ベンゼン	3 µg/m ³	0.65 µg/m ³
	塩化メチル	-	1.2 µg/m ³
	トルエン	-	2.5 µg/m ³
アルデヒド類	アセトアルデヒド	-	1.3 µg/m ³
	ホルムアルデヒド	-	2.3 µg/m ³
多環芳香族炭化水素	ベンゾ[a]ピレン	-	0.056 µg/m ³
金 属 類	ニッケル化合物	(25 ng/m ³)	1.5 ng/m ³
	砒素及びその化合物	(6 ng/m ³)	0.72 ng/m ³
	ベリリウム及びその化合物	-	0.011 ng/m ³
	マンガン及びその化合物	-	9 ng/m ³
	クロム及びその化合物 ^{※2}	-	1.0 ng/m ³
	水銀及びその化合物	(40 ng/m ³)	1.3 ng/m ³

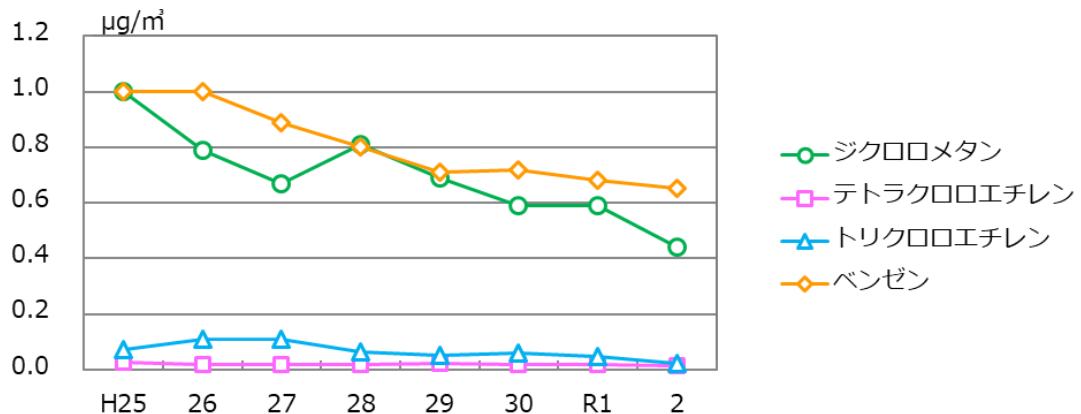
第3章 第2次北上市環境基本計画の実績

※1 測定結果は、10回の測定の平均値

※2 物質としては「クロム及び三価クロム化合物」と「六価クロム化合物」であり、測定結果はこれらの合計値である。

○環境基準が設定されているベンゼン、テトラクロロエチレン、トリクロロエチレン、ジクロロメタン及びダイオキシン類はすべて環境基準を満たしており、その他の揮発性有機化合物、アルデヒド類、多環芳香族炭化水素及び金属類についても、概ね良好な状況で推移しています。

■ 環境基準設定項目の経年変化（芳町）



資料：北上市生活環境部環境政策課

2. ダイオキシン類調査

○県は、生活環境に存在する人体に対して有害な化学物質による影響を未然に防止するため、「ダイオキシン類対策特別措置法」に基づき、環境大気、公共用水域、地下水、土壌についてダイオキシン類の環境調査を実施しています。

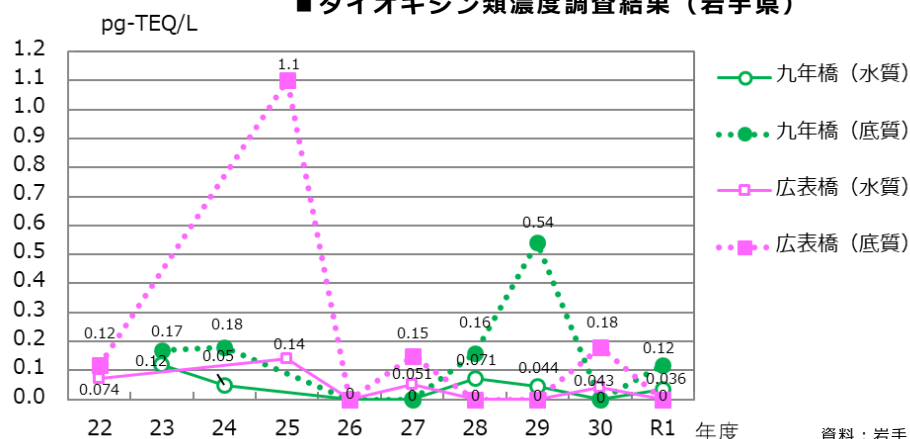
■ ダイオキシン類の環境基準（平成14年7月22日付ダイオキシン類対策特別措置法に基づく告示）

媒体	環境基準値	備考
水質	1pg-TEQ/ℓ以下	年間平均値
底質	150pg-TEQ/g以下	
大気	0.6pg-TEQ/m³以下	年間平均値
土壌	1,000pg-TEQ/g以下	基準を満たしていても250pg-TEQ/g以上の場合は調査実施

（1）公共用水域

○令和元年度は広表橋で水質及び底質のダイオキシン類濃度が調査され、水質及び底質ともに環境基準値を下回っていました。

■ ダイオキシン類濃度調査結果（岩手県）



資料：岩手県環境生活部環境保全課

ワンポイント解説

毒性等量 (TEQ)

毒性をダイオキシン類の中で最も毒性の強い2,3,7,8-テトラクロロダイオキシンに換算した値。ダイオキシン類は塩素の異性体の混合物として環境中に存在するため、単純には毒性を評価することができないことから、各異性体の量に毒性の強さの係数を乗じた総和として表わすのが一般的となっている。

(2) 地下水

- 平成30年度は滑田地内で地下水のダイオキシン類調査が行われましたが、測定結果は環境基準値を下回っていました。
- 平成23年度以前の調査結果についても全ての調査地点で環境基準値を下回っています。

■ 地下水のダイオキシン類濃度調査結果 (岩手県)

年度	調査地点	毒性等量濃度	年度	調査地点	毒性等量濃度
30	滑田	0.033 pg-TEQ/ℓ	16	和賀町後藤	0.042 pg-TEQ/ℓ
23	大通り	0.043 pg-TEQ/ℓ	15	相去	0.047 pg-TEQ/ℓ
21	相去	0.011 pg-TEQ/ℓ	14	口内	0.062 pg-TEQ/ℓ
19	和賀町藤根	0.0094 pg-TEQ/ℓ		大堤	0.069 pg-TEQ/ℓ
16	和賀町堅川目	0.043 pg-TEQ/ℓ	13	村崎野	0.069 pg-TEQ/ℓ

資料：岩手県環境生活部環境保全課

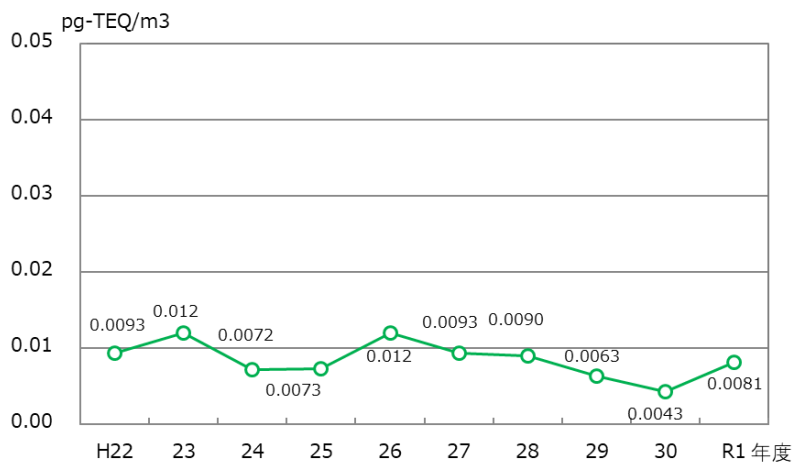
(3) 環境大気

- 令和元年度は芳町に設置されている一般環境大気測定局でダイオキシン類の測定が行われましたが、測定結果は環境基準値を下回っていました。

■ 環境大気中のダイオキシン類濃度調査結果 (令和元年度、岩手県)

区 分	調査地点	ダイオキシン類毒性等量濃度 (pg-TEQ/m ³)				
		平均値	春季	夏季	秋季	冬季
一般環境	芳町	0.0081	0.0070	0.0046	0.0069	0.0140

■ 一般環境地域のダイオキシン類毒性等量濃度経年変化



資料：岩手県環境生活部環境保全課

(4) 土壌

- 令和元年度は岩手県によるダイオキシン類モニタリング調査は行われませんでした。

(5) 北上市清掃事業所及び埋立地のダイオキシン類濃度

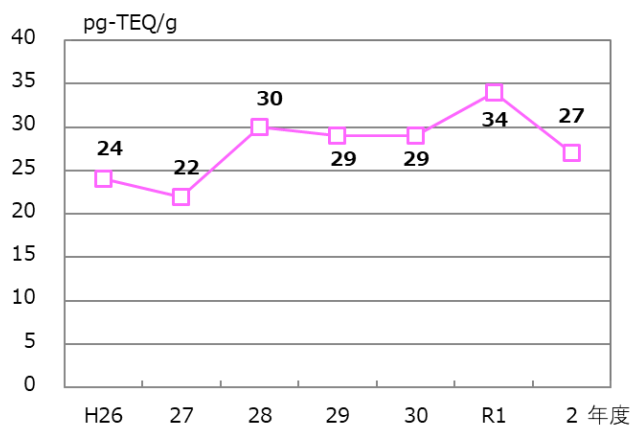
- 市は、北上市清掃事業所周辺の土壌及び北上市一般廃棄物最終処分場（臥牛埋立地）の浸出水におけるダイオキシン類濃度の測定調査を行っています。
- 清掃事業所周辺の土壌及び一般廃棄物埋立地の水質のダイオキシン類濃度の測定結果では、すべての測定地点で環境基準値を下回っていました。
- 一般廃棄物最終処分場では、ダイオキシン類濃度の測定に加え、浸出水・浸出水処理水・地下水中のカドミウムや銅含有量など「有害物質に係る排水基準」及び「生活環境に係る排水基準」に係る項目を定期測定しています。
- 令和2年度の測定結果では、浸出水処理水では「有害物質に係る排水基準」の許容限度及び「生活環境に係る排水基準」を、地下水では「地下水の水質汚濁に係る環境基準」の測定項目を全て満たしていました。

■ 北上市清掃事業所及び埋立地のダイオキシン類濃度（令和2年度）

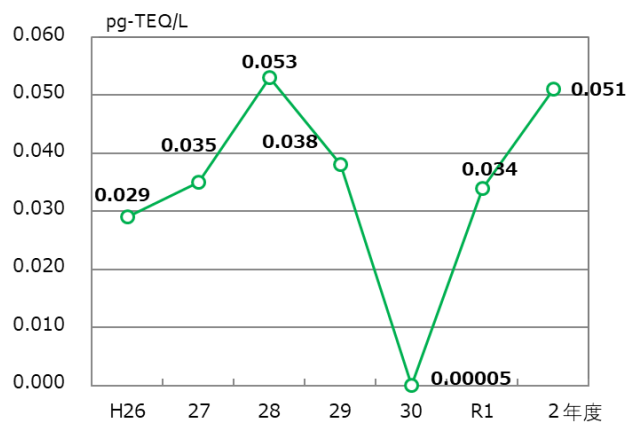
区 分	調査地点	測定内容	測定値	環境基準
土 壌	清掃事業所周辺	敷地内の土	27pg-TEQ/g	1,000 pg-TEQ/g
水 質	北上市一般廃棄物最終処分場 (臥牛埋立地)	地下水	上流 0.08pg-TEQ/ℓ 下流 0.051pg-TEQ/ℓ	1pg-TEQ/ℓ
		浸出水	0.013pg-TEQ/ℓ	10pg-TEQ/ℓ
		浸出水処理水	0.00014pg-TEQ/ℓ	10pg-TEQ/ℓ

資料：北上市生活環境部環境政策課

■ 清掃事業所周辺土壌のダイオキシン類濃度



■ 一般廃棄物最終処分場地下水のダイオキシン類濃度



資料：北上市生活環境部環境政策課

(6) ダイオキシン類に係る施設設置者による自主測定

- ダイオキシン類対策特別措置法に基づく特定施設を市内に設置する場合は、市長への届出と年1回以上のダイオキシン類濃度自主測定結果の報告が義務づけられています。
- 令和2年度中に稼働していた施設（大気基準適用施設6施設、水質基準適用施設3施設）すべてで基準値を下回りました。

3. 企業立地に関する協定の締結

○市内に企業が立地する際、市と事業者との間で環境保全に関する条項が含まれた「企業立地に関する協定書」を必要に応じて締結し、自然環境の保全に努めています。

□ 1 - 5 - 2 発生源対策の推進

1. 環境保全協定の締結

○市では、市民の健康を保護し、より良い生活環境の保全を図るため、また、公害の未然防止及び公害が発生した場合の対策として、物質の排出等について法で定められている基準より厳しい制限を設けた「環境保全協定（以下：協定）」を制定し、必要に応じて市内立地企業と締結しています。

○平成19年にはそれまで一定の基準がなかった締結指針を新たに定め、協定内容の見直し及び新規協定締結を進めています。令和3年3月末現在、61事業所と締結しています。

■ 環境保全協定締結状況

番号	事業所名	用途地域	協定値を設定しているもの※				
			大気	水質	騒音	悪臭	土壌
1	(有)柿崎養豚	無指定		○		○	
2	(有)児玉ファーム	〃				○	
3	(有)ケイアイファウム	〃				○	
4	岩手建工(株)・(株)NIPPO	無指定			○		
5	(株)ライフドリンクカンパニー	工業専用		○			
6	(株)富士商会 北上支店	無指定		○			
7	(株)キタカミデリカ	工業専用					
8	北上ハイテクペーパー(株)	〃	○	○		○	
9	東邦特殊バルブ(株)北上工場	〃					
10	北上槌屋デカル(株)	〃					
11	スリーエムジャパンプロダクツ(株)岩手事業所	〃	○				
12	多摩化学工業(株)北上工場	準工業				○	
13	東北ユーロイド工業(株)	工業専用		○			
14	Meiji Seikaファルマ(株)北上工場	〃	○				○
15	(株)ニシキ 食品容器事業部	無指定			○		
16	ハイブラ化成(株)	〃				○	
17	ケミコン東日本(株)岩手工場（西工場）	工業		○			
18	東北ポール(株)北上工場	工業専用		○	○		
19	中川ヒューム管工業(株)北上工場	工業		○			
20	岩手製鉄(株)	工業	○	○			
21	日本重化学工業(株)南岩手事務所	無指定	○				
22	(株)薄衣電解工業北上工場	工業専用					
23	大森クローム工業(株)東北工場	〃					○
24	北上鐵工(株)	〃					
25	司ゴム電材(株)北上工場	無指定					
26	(株)ツガワ 北上工場	工業専用					○
27	東綱スチールコード(株)	〃	○	○			○
28	東北日発(株)	工業		○			
29	シチズン時計マニファクチャリング(株)東北北上工場	工業専用					○

第3章 第2次北上市環境基本計画の実績

番号	事業所名	用途地域	協定値を設定しているもの※				
			大気	水質	騒音	悪臭	土壌
30	(株)ミスズ工業 岩手工場	工業専用					
31	(株)阿部製作所	〃					
32	(株)多加良製作所 岩手工場	工業					
33	(株)東北佐竹製作所	工業専用		○			
34	(株)ジャパンセミコンダクター	〃	○				
35	光栄工業(株)東北工場	無指定		○			
36	TDK秋田(株)北上工場	工業専用		○			
37	キオクシア岩手(株)	〃	○				○
38	(株)エヅリコエンジニアリング	無指定					
39	(株)エレック北上	工業専用					
40	ケミコン東日本(株)岩手工場	無指定		○			○
41	(株)後藤製作所	工業専用					○
42	(株)ナガソノ	〃					
43	ケミコン東日本(株)岩手工場（製造三課）	無指定					
44	エーアイシーテック(株)北上製造所	無指定		○			○
45	(株)ベスト	無指定					
46	(株)I J T T	工業専用	○	○			
47	(株)マルヤス・セキソー東北	〃					
48	カルソニックカンセイ岩手(株)	工業					○
49	トヨタ紡織東北(株)本社・北上工場	工業専用					
50	ケミコン東日本マテリアル(株)岩手和賀工場	無指定		○			○
51	(株)ケディカ北上工場	工業専用					○
52	(株)スベック	準工業					○
53	中川装身具工業(株)北上工場	工業専用					○
54	富士産業(株)北上工場	〃					
55	岩手県生物工学研究所	無指定		○			
56	グリーンリサイクル(株)北上工場	工業専用					
57	佐藤化学工業(株)	〃				○	
58	(株)北日本リゾート（夏油高原スキー場）	無指定		○	○		
59	(株)セブンツ（北上カントリークラブ）	無指定		○			
60	(株)北上スポーツパーク	〃		○			
61	クリテックサービス(株)東日本事業所	工業専用		○			
計			9	23	4	7	14

※協定値設定に○のないものは基本的事項のみの内容で協定締結となっています。

※事業所名は令和3年3月31日現在の名称となっています。

資料：北上市生活環境部環境政策課

2. 発生源に対する規制及び指導

(1) 事業所

- 市は有害物質を取り扱う事業所（環境保全協定締結事業所）に対し、排水、排気及び土壌中の化学物質濃度の自主測定結果の報告を求めることに加え、協定に基づく立入測定を実施し、監視を行っています。
- 法基準及び協定基準を超過した事業所については、原因等の調査を実施したのち、再測定により改善を確認しました。

→関連：P.18「1-1-2 発生源対策の推進 1.発生源に対する規制及び指導」

→関連：P.20「1-1-2 発生源対策の推進 4.排水対策の推進（1）事業所」

→関連：P.35「1-4-2 発生源対策の推進」

■法および環境保全協定に基づく立入測定（令和2年度）

分野	根拠法令等	協定締結事業所数	立入測定数	基準超過数
水質	水質汚濁防止法		41	0
	環境保全協定（水質）	23	17	0
大気	環境保全協定（大気（ばい煙））	8	7	1
	環境保全協定（大気（悪臭））	7	6	1
騒音	環境保全協定（騒音）	4	0	0
土壌	環境保全協定（土壌・地下水）	14	9	0

資料：北上市生活環境部環境政策課

(2) 農家・畜産業者

- 汚水の適正処理及び農薬や化学肥料の適正使用等の意識啓発を行い、農畜産業に起因する環境汚染の防止に努めています。

→関連：P.20「1-1-2 発生源対策の推進 4.排水対策の推進（2）農家・畜産業者」

→関連：P.36「1-4-2 発生源対策の推進 3. 農薬・化学肥料の適正使用」

→関連：P.63「3-2-1 処理体制の整備 2. 農業系廃棄物の適正処理の推進」

3. 監視体制の強化

(1) 北上市専任環境監視員

- 市は「北上市専任環境監視員設置規則」を制定し、専任の環境監視員による監視体制の強化を図っています。環境監視員は事業所からの煙や悪臭などの日常のパトロール活動や苦情対応のほか、油漏れ事故等の発生時には迅速に対応し、環境汚染事故の早期解決に努めています。

(2) 環境保全協定の見直しと新規締結

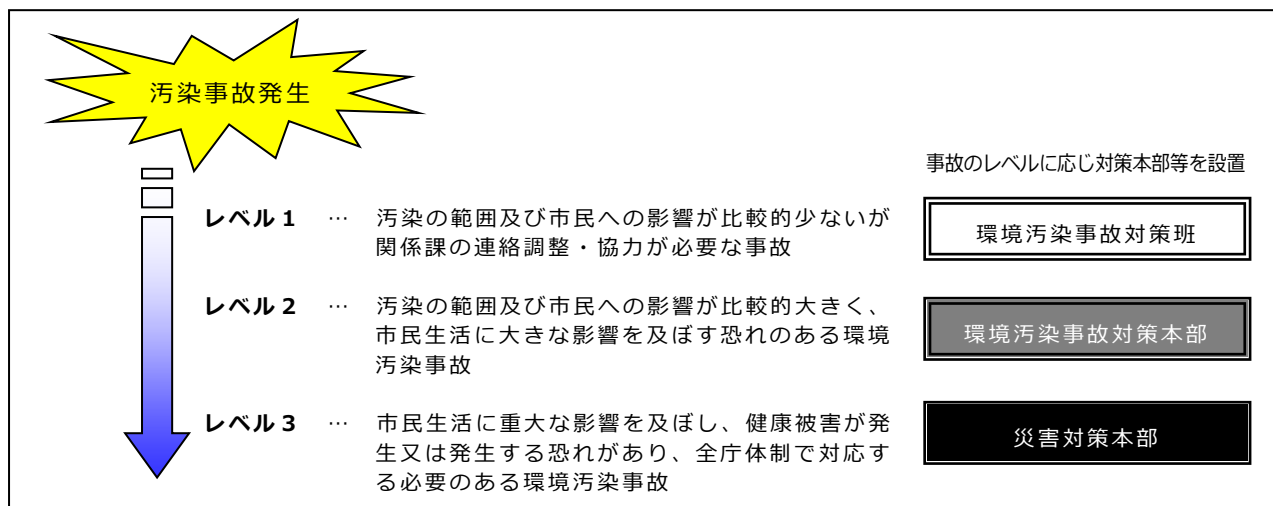
- 環境保全協定締結事業所に対し、施設の更新等に伴い協定基準値の見直しをしています。
- 令和2年度は協定締結事業所1社と変更協定を締結しました。

→関連：P.41「1-5-2 発生源対策の推進 1.環境保全協定の締結」

(3) 対応マニュアルの作成

- 過去に発生した事故事例を検証し、環境汚染事故のレベルに応じた初動対応や各課の役割等について規定したマニュアルを作成しています。

■ 環境汚染事故の発生レベルに応じた対応



4. アスベストの飛散防止

- アスベストを使用した建築物等を解体等するときは、該当部分を密閉し、内壁等に吹き付けてあるアスベストを除去等してから解体等を行っています。また、作業中にアスベストが外気に漏れないか確認するため、測定器を設置して測定調査するよう要請しています。
- 令和2年度の要請件数は9件でした。

ワンポイント解説

アスベスト（石綿）

アスベストは繊維状の鉱物で、耐熱性、絶縁性、保温性に優れ安価であるため、建築物の断熱材や絶縁材等に古くから用いられてきました。ところが、空気中に飛散したアスベスト繊維を大量に吸い込むことで肺がんや中皮腫といった健康被害が起こることが分かり、日本では1975年からアスベストの使用が段階的に禁止されています。

アスベスト敷地境界基準

アスベストは浮遊粉じんであると同時に繊維物質であるため、単位は本（f）で表されます。アスベスト排出等作業現場周辺での法基準は定められていませんが、参考基準を敷地境界において10 f/ℓとしています。

□ 1-5-3 化学物質対策の推進

1. PRTR 制度の活用・周知

- PRTR制度とは、人の健康や生態系に有害なおそれのある化学物質が、事業所から環境（大気、水、土壌）へ排出される量及び廃棄物に含まれて事業所外へ移動する量を、事業者が自ら把握し国に届け出をし、国は届出データや推計に基づき、排出量・移動量を集計・公表する制度です。
- 市は国や県による調査の結果や化学物質の規制動向、新規化学物質の最新情報を収集するとともに、パンフレットの配架等により制度の周知を図るなど、市民への情報提供に努めています。
- 市はPRTR制度に基づく届出を受理しており、令和2年度は排出移動量届出81件、その他届出17件の受付処理を実施しました。

2. リスクコミュニケーションの推進

○市民・企業・行政3者の相互理解を図り、より快適な地域環境の創造と環境汚染を防ぐための事業説明及び相互のコミュニケーションの場として「地域とはじめる環境報告会」を開催しています。企業が主催し、県、市が共催しています。

○令和2年度は、新型コロナウイルスの影響で開催を中止しました。

→関連：P.79「5-1-1 環境情報の共有化 1.環境に関する情報の共有（2）地域とはじめる環境報告会」

3. 環境ホルモン対策

（1）住宅建築時の化学物質対策

○近年、住宅の高気密化等により建材等から発生した化学物質などによる健康影響が指摘され、「シックハウス症候群」と呼ばれています。

○建築基準法及び建築基準法施行令では、シックハウスの原因となる化学物質であるクロルピリホス及びホルムアルデヒドが規制対象となっており、その室内濃度を下げるため、建築物に使用する建材や換気設備を規制しています。

（2）シックスクール対策

○市はシックスクール対策として、文部科学省の「学校環境衛生基準」に従い、市内の小中学校26施設について、空気中化学物質（ホルムアルデヒド）の測定を実施しています。

○ホルムアルデヒドは揮発性物質のため、気温が高く室内の気密性が高いと濃度上昇傾向にあります。最初の検査日より気温が低い日に再検査したところ、すべての学校で基準値を下回りました。

○異常値が検出されても原因を究明することが難しいですが、市は検査結果を各学校に通知するとともに、気温の高い日は十分な換気を行うよう呼びかけています。

○改修工事の際には、設計時に使用部材等の規制を盛り込み、当該工事において揮発性有機化合物（VOC）対策品を使用するよう指示し、VOC検査も実施するなど、シックスクール問題の未然防止を図っています。

ワンポイント解説	
内分泌かく乱物質（環境ホルモン） 生物の体内に入るとホルモンに似た働きをし、ホルモン作用をかく乱することにより、生殖機能を阻害するなどの悪影響を及ぼしている化学物質の総称です。	ホルムアルデヒド 有機化合物の一種で強い毒性があり、濃度により呼吸器系や目、のどなどの炎症を引き起こします。揮発性の物質で室温が1℃上昇すると室内濃度が1.12～1.13倍になるとされており、夏季の高温に注意が必要とされています。
シックスクール 保育園や学校の建材、内装材に含まれるホルムアルデヒドなどが空気中に放出され、頭痛、吐き気などの症状を引き起こします。校舎や園舎の新增改築工事をきっかけに園児や児童らが発症するケースがあります。	

□ 1-6 快適な生活環境を創る

環境指標の進捗状況

環境指標	基準年度値 (H27年度)	H30年度	R1年度	実績値 (R2年度)	目標値 (R2年度)	達成 状況
市民一人当たりの都市公園面積	16.3㎡	18.00㎡	18.00㎡	18.00㎡	16.0㎡	達成
公共施設の緑視率※1	35.2%	24.81%	25.06%	24.44%	30.0%	未達成
指定文化財件数※2	166件	167件	167件	167件	170件	未達成
きたかみ景観資産の認定数	106件	114件	114件	115件	115件	達成
清潔なまちであると感じている市民の割合（市民意識調査）	72.7% (H26)	77.46%	77.46%※3 (H30)	71.3%	75.0%	未達成

※1公共施設の緑視率…本庁舎を道路上から見た時の視界に占める緑の割合

※2指定文化財件数…国指定特別天然記念物「ニホンカモシカ」については、地域を定めない指定のため、件数から除外

※3前回の市民意識調査はH30年度のため、R1年度はH30年度の結果を実績値とする。

□ 1-6-1 水と緑のネットワークの形成

1. 公園緑地の整備

- 令和2年度現在、都市公園は131箇所、総面積166.1haで、市民一人当たりの公園緑地面積は18.00㎡²となっています。
- 市内には都市公園をはじめ、農村公園や児童遊園等が整備されており、これらを含めた市内の公園数は196箇所、花壇の整備や樹木の剪定等、適正な管理を行っています。
- 令和3年3月に展勝地SL広場整備が完了しました。
- 公園樹木、花壇、えづりこ古墳公園内の自然観察池を適正に管理しています。
- 公共施設の令和2年度の緑視率は24.44%でした。
- 今後も公園緑地等の造成と維持管理を継続し、緑豊かな空間形成に取り組みます。

■ 都市公園等整備状況（令和3年3月末現在）

種 別				箇所数	面積 (ha)	種 別		箇所数	面積 (ha)
都市公園	基幹公園	住区基幹公園	街区公園	107	17.79	その他公園	市条例公園	2	147.12
			近隣公園	10	13.42		児童遊園	11	1.49
			地区公園	1	4.02		農村公園	14	2.78
		都市基幹公園	総合公園	5	106.75		その他公園	38	14.72
			運動公園	1	12.65		計	65	166.11
	緑地	都市緑地		5	10.01	計		196	332.25
		緩衝緑地		2	1.50				
	計			131	166.14	資料：北上市都市整備部都市計画課			

資料：北上市都市整備部都市計画課

2. 開発行為に対する緑地の確保指導

- 一定規模以上の開発行為に対し、都市計画法に基づき開発許可制度による緑地等の法定面積確保指導を実施しています。令和2年度は7件の開発行為許可に対して指導しました。

3. 事業所緑化事業の推進

- みどりのまち育て事業により、事業所の緑化を推進しています。
- 令和2年度は参加型緑化事業所48か所に花の種を配布しました。

4. 街路樹等の維持管理

- 市街地には町並みの緑化や景観形成、騒音の緩衝を目的として街路樹が整備されています。
- 令和2年度は街路樹の剪定作業（高木1,351本、中低木1,447本）、伐採（20本）と病害虫防除（幹周60cm未満113本、幹周60cm以上1,140本）が行われました。
- 街路樹等の適正な維持管理を図り、沿道の緑化と美観の形成に努めます。

□ 1-6-2 景観の形成と美観の維持

1. 良好な景観形成の推進

（1）北上市景観計画

- 市の特性を活かした良好な景観形成を目的として、市は平成21年9月に北上市景観計画の策定及び景観条例を制定しました。
- 景観説明会や景観フォーラムで市民へ周知するとともに、きたかみ景観資産認定制度や景観散歩、景観学習を通じ、景観づくりを推進しています。
- 令和2年度はきたかみ景観資産を新たに1件認定しました。市内の認定数は115件の認定数となっています。

No.	名称	所在地	認定団体名	景観づくりに関する活動
116	心を癒す永明寺の晩鐘	二子町	二子町振興協議会	定期的な境内の清掃活動などの美化活動、小学生向けの学びの場の提供やウォーキングイベントの実施等

- 市は良好な景観づくりに貢献している建築物、工作物などを募集し、特に優れているものについて「北上市景観賞」として表彰する制度を平成25年度から始めました。第8回目は、3件を北上市景観賞として表彰しました。

■ 令和2年度北上市景観賞

	名称	所在地	用途・種類
北上市景観賞	社会福祉法人恩賜財団済生会 北上済生会病院	九年橋	病院
	C.The Launderette 北上店	本石町	店舗（コインランドリー）
	安楽寺 本堂	稲瀬町	本堂

（2）保存樹木の指定・保存

- 市は「北上市みどりのまちづくり条例」に基づき樹木の保存指定を推進しており、令和2年度は新規に1件指定し、令和2年度末現在の指定数は68件となっています。
- 枯死等による指定解除に伴い指定数は年々減少していますが、剪定や病害虫駆除等の維持管理への助成を行っています。

（3）記念樹の配布

- 市では、結婚・出生された方に記念樹の苗木を配布しています。令和元年度は350本配布しました。令和2年度は新型コロナウイルスの影響で配布を中止しました。

（4）緑化木の配付

- 市では、地域や団体、企業、学校等に緑化木の配付活動を実施しています。令和2年度は事業所緑化（3企業）にサツキツツジ2本、ジンダイアケボノ1本、桜10本を配布しました。

(5) 歴史・文化資源の適正な保存と活用

- 令和2年度末現在、市内の指定文化財件数は国指定16件、県指定34件、市指定117件となっています。また、国登録有形文化財が1件となっています。
- 市はこれらの貴重な文化財の保護と保存を図るため、令和2年度は南部領伊達領境塚、下門岡ひじり塚、八天遺跡、二子・成田一里塚、国見山廃寺跡、江釣子古墳群、大竹廃寺跡、上須々孫館経塚、葛西壇遺跡の10遺跡12箇所の史跡等の草刈りを行いました。また、史跡内の樹木31本について、通行の妨げまたは周辺道路や民家への倒木の恐れがあるため伐採を実施しました。
- 史跡2箇所の立木への害虫防除を実施しました。
- 標柱について、令和2年度は大畑屋敷板碑（市指定）に新規設置し、江釣子古墳群（五条丸支群）、阿弥陀如来種子石塔婆、南部領伊達領境塚小塚の標柱を更新しました。
- 指定説明板が劣化した阿弥陀如来種子石塔婆で説明板の更新を行いました。
- 指定文化財の活用として、樺山歴史の広場（国指定史跡）や多聞院伊澤家住宅・旧菅野家住宅（国指定重要文化財）の一般公開を行っています。
- 鬼の館では4～3月にかけて芸能公演、6月に大乘神楽大会を開催しています。令和2年度の芸能公演は、10回開催し、鬼剣舞10団体が出演、見学者は1,800人となりました。大乘神楽大会は神楽保存会7団体が出演し、50人が見学しました。
- 鬼の館では幼児から小学生を対象に鬼剣舞体験を実施しています。令和2年度は面作り1回、体験5回、発表1回を実施し、8人が参加しました。

■ 指定文化財の状況（建造物・史跡・天然記念物のみ。令和3年3月末現在）

指定	種別	名称	指定	種別	名称
国	重要文化財(建造物)	旧菅野家住宅主屋、表門	市	有形文化財(建造物)	旧北川家住宅
	重要文化財(建造物)	多聞院伊澤家住宅、附久那斗神社里宮		有形文化財(建造物)	白鳥神社本殿・棟札1枚
	史跡	樺山遺跡		有形文化財(建造物)	旧仙台藩寺坂番所
	史跡	八天遺跡		有形文化財(建造物)	旧修験宝珠院道場
	史跡	江釣子古墳群		有形文化財(建造物)	旧今野家住宅
	史跡	南部領伊達領境塚		有形文化財(建造物)	旧小野寺家住宅
	史跡	国見山廃寺跡		有形文化財(建造物)	旧菅原家住宅
	特別天然記念物	夏油温泉の石灰華		有形文化財(建造物)	旧高橋家外馬屋
県	有形文化財(建造物)	鹿島神社宮殿		有形文化財(建造物)	旧星川家住宅
	有形文化財(建造物)	白山神社本殿		史跡	白山廃寺跡
	史跡	新平遺跡		史跡	横町廃寺跡
	史跡	二子・成田一里塚		天然記念物	仙人峠の姥スギ
	史跡	下門岡ひじり塚		天然記念物	山口八幡宮のスギ
	史跡	大竹廃寺跡		天然記念物	正雲寺跡のイチヨウ
	天然記念物	小島崎の大力ヤ		天然記念物	押切熊野山神社のケヤキ
市	有形文化財(建造物)	旧大泉家住宅		天然記念物	鳥谷脇のサクラ
	有形文化財(建造物)	旧渡辺家門		天然記念物	煤孫のカヤ
	有形文化財(建造物)	多岐神社本殿・棟札		天然記念物	丹内神社のケヤキ
	有形文化財(建造物)	旧菅原家住宅(主屋、中門、馬屋)		天然記念物	鬼柳八幡神社のイチヨウ
	有形文化財(建造物)	旧佐々木家住宅		天然記念物	二子町下川端のイチヨウ

資料：北上市教育委員会教育部文化財課

(6) 空き地対策

○市では、空き地の不適正管理についての市民通報に対し、空き地の所有者や管理者等に適正管理依頼を行い、地域の環境美化等を図っています。

○令和2年度は、樹木・草類、害虫、ごみ、外来種等43件の適正管理を所有者等へ依頼しました。

2. 環境美化活動の推進

○様々な団体で環境美化活動が実施されています。これらは不法投棄の防止にもつながっています。

活動名	主催	内容
クリーン作戦	北上市	自治会等と協働で新堰水辺公園の維持管理を実施（春・秋）
春季の清掃活動（4月）	北上市公衆衛生組合連合会	延べ参加者11,451人
秋季の清掃活動（9月）	北上市公衆衛生組合連合会	延べ参加者10,676人
不法投棄パトロール	北上市公衆衛生組合連合会	43回活動、延べ参加人数285人、収集量3,577kg
河川パトロール及び清掃活動	和賀川の清流を守る会 （一社）岩手県建設業協会北上支部	北上市（10/28）、西和賀町（7/10）における流域一帯の広報・不法投棄防止のパトロール、ごみ拾い可燃ごみ180kg、不燃ごみ195kg、処理困難物150kgを回収。延べ参加者157人
道路愛護活動	北上市道路愛護会連合会	黒沢尻西、黒沢尻東地区を除く市内14地区の道路愛護会で組織される北上市道路愛護会連合会による道路及び道路側溝の清掃や雑草の刈払い等の実施。延べ参加者28,630人
生活道路一斉清掃、県道除草作業	黒岩自治振興会	清掃、除草等を実施（6月から11月）
黒岩ビオトープ清掃活動		清掃活動を3回実施（5月から8月）
農村公園、グリーントウン公園の管理		清掃、除草等
不法投棄防止看板周辺の除草	口内町自治協議会	清掃、除草を実施
景観資産維持管理活動費の活用		清掃、除草を実施
地神社・雲南権現社・滝の明神社の標柱の再建	相去地区自治協議会	標柱の再建

■ 地域づくり総合交付金による環境美化活動

地区名	活動内容
黒沢尻北地区	・ 黒沢川河畔遊歩道の桜植栽（20本）、環境整備及び清掃活動
黒沢尻東地区	・ 北上川西岸河川敷の清掃及び除草、花壇花植え
立花地区	・ 展勝地周辺及び里山の除草
更木地区	・ 自転車道桜並木及び北上川河川敷清掃 ・ 自転車道桜並木除草 ・ コウホネ観察地除草 ・ ヤマユリ、カサブランカ補植
黒岩地区	・ 市道伐採作業 ・ 親水公園お滝さん水車誘導桶補修
稲瀬地区	・ 空き地等の実態調査、把握 ・ 国見山神社周辺、ウォーキングロードの景観整備 ・ 行燈の復元
鬼柳地区	・ 史跡鹿島館の除草及び清掃活動 ・ 和賀川右岸堤防、ウォーキングロードの草刈等の環境整備 ・ 交流センター、ウォーキングロードの花壇整備
相去地区	・ 南部工業団地内街路樹植栽
江釣子地区	・ すずの里、桜並木一斉清掃 ・ すずの管理、整備
和賀地区	・ 笠松遺跡公園説明板修復
藤根地区	・ ザゼンソウ生息地の環境美化、散策コース整備 ・ 平和観音堂境内の環境整備

資料：北上市まちづくり部地域づくり課

3. 遊休農地の適正管理

→関連：P.53「2-1-1 すぐれた自然の保全 4. 農業及び林業の振興（2）農地の利用集積促進

→関連：P.54「2-1-2 生態系の保全 2. 里地・里山の保全と管理」

基本目標2 「恵み豊かな自然と共に生きるまち」をめざして

□ 2-1 豊かな自然環境を保全する

環境指標の進捗状況

環境指標	基準年度値 (H27年度)	H30年度	R1年度	実績値 (R2年度)	目標値 (R2年度)	達成 状況
森林面積	25,015ha	25,015ha	24,895ha	24,895ha	25,015ha	達成
農業振興地域の面積 (農用地区域/農振白地区域)	8,253.3ha/ 14,601.2ha	8,253.3ha/ 14,602.6ha	8,250.7ha/ 14,604.3ha	8,250ha/ 14,604.1ha	8,139ha/ 14,716ha	達成
荒廃農地面積	14ha	6.6ha	12ha	12ha	8 ha	未達成
鳥獣保護区	2,416ha	2,416ha	2,416ha	2,416ha	2,416ha	達成
自然保護団体数	16団体	16団体	16団体	16団体	16団体	達成
野生生物の種類 ^{※1} ()内は希少種	現状維持	現状維持	現状維持 ^{※2}	現状維持	現状維持	達成
植物	1,497種 (57種)		1,497種 (99種)			
脊椎動物	哺乳類 32 (5) 鳥類 148 (36) 爬虫類 11 (2) 両生類 14 (7) 魚類・円口類 35 (5)		32 (10) 148 (39) 11 (2) 14 (5) 35 (3)			
節足動物	昆虫類 1,000 (21) 甲殻類 5 (0) クモ類 125 (1)		1,000 (34) 5 (0) 125 (0)			
軟体動物	陸生貝類 10 (4) 淡水生貝類 15 (3)		10 (1) 15 (6)			

※1 博物館の標本や文献整理等を行い、市内で確認された動植物種について整理したもの。希少種とは岩手レッドデータブックの掲載種のこと。

※2 岩手レッドデータブックの希少野生動植物に係るレッドリストが改定されたため、希少種数を変更したもの。

□ 2-1-1 すぐれた自然の保全

1. 環境緑地保全地域

○県は、岩手県自然環境保全条例により、里地・里山など都市近郊の比較的大規模な緑地において、①無秩序な市街化②公害の発生③災害の発生を防止するため、もしくは、④地域住民の健全な生活環境を確保するために適切に保全される必要があるものを環境緑地保全地域に指定しています。同地域では比較的緩やかな行為の規制により、一定の土地利用との調和を図りつつ緑地の保全が図られています。

○市内では国見山(230ha)が指定されており、この区域内で以下に掲げる行為をしようとする場合は、事前に県知事に届け出ることとされています。

■届け出が必要とされる行為

- ①一定規模以上の建築物、工作物の新增改築
- ②宅地造成など土地の地質変形
- ③鉱物の掘採、土石の採集
- ④水面の埋立、干拓
- ⑤木竹の伐採

（岩手県自然環境保全条例第23条第1項）

2. 森林資源の保全と育成

（1）林業説明会の開催

○林業説明会を開催し、森林に係る諸手続きについて森林所有者に説明しています。令和2年度は新型コロナウイルスの影響により中止となったため、市における森林経営管理制度の取り組みに関するチラシを配布しました。

（2）市有林・民有林の適正管理

- 市有林では、森林の有する多面的機能を総合かつ高度に発揮させるため、各機能の拡充と機能間の調整を図りながら整備を実施しています。
- 令和2年度は熊沢、葦刈場の間伐（10.1ha）を行いました。
- 市有林野運営委員会を1回開催しました。
- 民有林では、森林の持つ「水土保全」「森林と人との共生」「資源の循環利用」の各機能に応じた森林整備を推進し、活用を図っています。
- 令和2年度は市内の森林の管理業務を延べ40日実施し、森林における違反行為等の未然防止に努めました。

■森林の機能類型別面積令和3年3月末現在（単位：ha）

区 分	水源涵養		災害の防止及び 土壌の保全		快適な環境の形成	
	市有林	民有林	市有林	民有林	市有林	民有林
人工林	179.11	2290.22	54.16	46.83	0.00	0.37
天然林	57.13	2906.08	17.15	87.75	0.61	2.76
その他	21.95	352.05	3.88	4.66	0.07	0.84
計	258.19	5548.35	75.19	139.24	0.68	3.97

区 分	保健文化		木材の生産		計		
	市有林	民有林	市有林	民有林	市有林	民有林	合 計
人工林	15.12	25.33	13.14	220.73	261.53	2583.48	2845.01
天然林	60.87	120.62	16.55	433.71	152.31	3350.92	3703.23
その他	4.87	2.68	4.54	55.74	35.31	415.97	451.28
計	80.86	148.63	34.23	710.18	449.15	6550.37	6999.52

資料：北上市農林部農林企画課

（3）松くい虫対策

- 令和2年度は森林病虫害等防除事業（松くい虫対策）として、くん蒸（43m³）を実施しました。

3. 保安林の適正配置

- 森林の水源かん養や大気の浄化、洪水・土砂流出等の災害を防ぐ公益的機能の維持・向上を図るため、林業座談会を通じ、保安林制度について周知を図っています。保安林として指定された場合、立木の伐採や家畜の放牧、土地の形質変更などが制限されます。

■ 保安林指定面積（令和3年3月末現在、民有林）

	水源かん 養	土砂流出防 備	土砂崩壊 防備	防 風	なだれ防止	保 健	計
指定面積(ha)	466	174	17	4	1	(32)	662

※（）は兼種指定面積

資料：岩手県林業の指標

4. 農業及び林業の振興

（1）遊休農地の適正利用促進

- 食料の生産基盤である優良農地の確保と有効利用を図るため、農地パトロール（利用状況調査）を実施し、遊休農地の実態把握と発生防止、農地の違反転用発生防止対策等に努めています。
- 令和2年度は、9/1(火)～9/11(金)の9日間、18班体制で農地パトロールを実施しました。
- 農地パトロールの結果、遊休農地は154筆・11.6haあり、その他に、農地への復元不可能地が41.9haあることが分かりました。
- 要活用農地と判断された農地所有者には農業委員会が利用意向調査や指導を行いました。

（2）農地の利用集積促進

- 農業経営基盤強化促進法に基づき、土地利用型農業により規模拡大を図ろうとする認定農業者が効率的かつ安定的な農業経営を確立するため、農地の利用集積を推進しています。

■ 農地の利用集積（令和2年度実績）

項 目	面 積	件 数
所有権移転	17.2ha (108筆)	28件
利用権設定	296.66ha (2,122筆)	466件
使用貸借権設定	5.32ha (23筆)	15件
計	319.18ha (2,253筆)	509件

資料：農業委員会事務局

（3）啓発活動の推進

- 林業座談会

→関連：P.52「2-1-1 すぐれた自然の保全 2.森林資源の保全と育成（1）林業説明会の開催」

5. 自然保護団体との連携

- 市内で活動する自然保護団体は、令和2年度末現在16団体となっています。

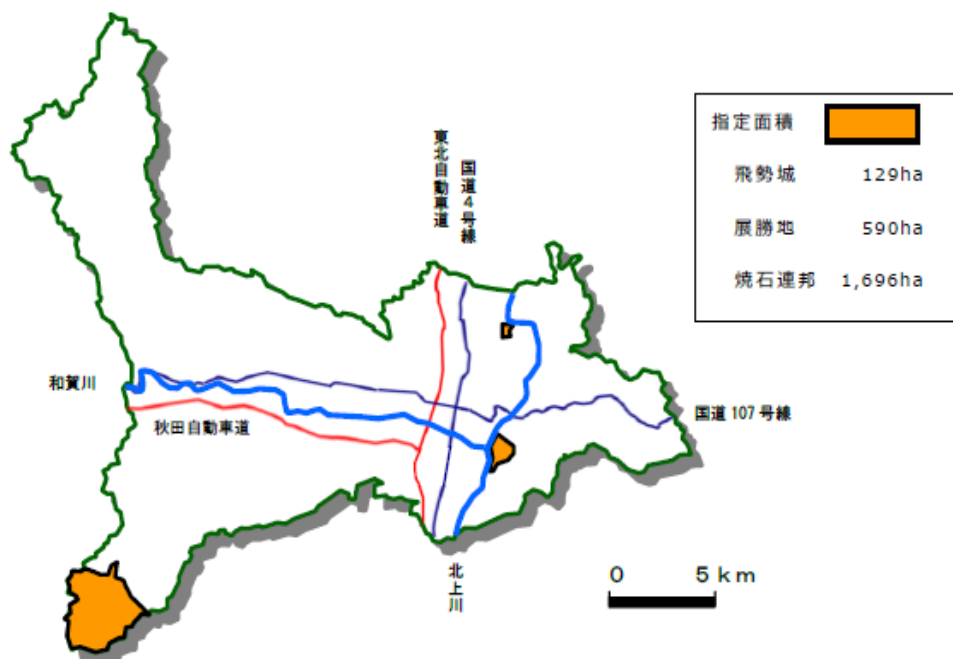
→関連：P.55「2-1-2 生態系の保全 4.外来生物対策」

□2-1-2 生態系の保全

1. 鳥獣保護区

- 鳥獣保護区とは、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（鳥獣保護管理法）に基づき、鳥獣（鳥類と哺乳類）の保護繁殖を図るために指定される区域です。
- 市内では以下のとおり4箇所（2,416ha）が設定されています。

■ 市内鳥獣保護区（令和3年3月末現在）



2. 里地・里山の保全と管理

（1）多面的機能支払交付金事業

○従来の農地・水保管理支払交付金事業を組み替えた「資源向上支払」と新たに創設された「農地維持支払」の2つから構成され、前者は地域資源（農地、水路、農道等）の質的向上を図る共同活動を、後者は多面的機能を支える共同活動に対して支援を行います。

■ 多面的機能支払交付金事業の概要と令和2年度の実績

	農地維持支払	資源向上支払（共同活動）	資源向上支払（長寿命化）
概要	水路の泥上げや農道の砂利補充等の地域資源の基礎的保全活動を支援	水路、農道等の軽微な補修や植栽による景観形成等の地域資源の質的向上を図る活動を支援	農地周りの農業用排水路、農道などの施設の長寿命化のための補修・更新等を支援
組織数	45組織	45組織	36組織
活動面積	7,107ha	7,062ha	5,849ha
交付額	211,226千円	124,834千円	171,869千円

（2）中山間地域等直接支払交付金事業

○特に生産条件が不利である中山間地域において、耕作放棄等農地の荒廃の発生を防止し、水源かん養機能をはじめとする農地の多面的機能の確保を図るため、農道の法面・畦畔の草刈りや水路補修等の維持管理費用等に対して市が助成しています。

○令和2年度は更木、黒岩、口内、稲瀬、和賀町山口の5地区において、28集落が刈り払いや水路補修に取り組みました（取組面積519ha、交付金額101,510千円）。

→関連：P.20「1-1-3 水資源の保全 1. 地下水源」

(3) 経営体育成基盤整備事業

- 農業従事者の高齢化、兼業化の進行による耕作放棄農地化を防止し、農地の有効かつ効率的な活用を図るため、ほ場整備事業実施地区（岩崎、六原、水押）における経営体育成基盤整備事業に対し、負担金を支出しています。

(4) ため池等整備事業

- 令和2年度は岩崎農場ため池2期地区耐震補強工事に対し、負担金27,000千円を支出しました。

3. 実態調査の推進

- 岩手県が実施している河川の水生生物調査に市内の小中学生等の団体が参加しています。令和2年度は2団体46名が水生生物調査を行いました。

→関連：P.17「1-1-1 監視体制の充実 4.水生生物を指標とした水質判定」

4. 外来生物対策

- 市内に生息する外来生物の目撃情報や分布について情報提供を呼び掛けています。
- 市内では北上川及び和賀川の河川敷周辺に特定外来生物に指定されているアレチウリが見られるほか、市内全域にかけてブタクサ等の外来植物の生育がみられます。
- 近年は特にも、生態系被害防止外来種であるアメリカオニアザミの繁茂が市内中心部から北部にかけて拡大しています。市広報や市ホームページにてアメリカオニアザミの駆除方法を周知しています。
- アメリカオニアザミの繁茂の情報提供があった場合は、地権者に対し速やかに駆除依頼を行っています。
- 農作物の食害や住宅への糞害が心配されているハクビシン、ホタルの生育に悪影響を及ぼすコモチカワツボなどの目撃情報が寄せられており、関係機関と連携し、これら外来生物の現状把握に努めています。

ワンポイント解説**特定外来生物**

「特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律」では、外来生物のなかでも、特に生態系や人の生命・身体、農林水産への被害を及ぼすもの又は及ぼすおそれのあるものを特定外来生物に指定しています。特定外来生物に指定された場合、輸入、飼育、栽培、保管が原則禁止され、違反した場合重い罰則が課せられます。

5. 生物多様性の保全

- 今日、地球上には多様な生物が存在し、多様な生態系が形成されています。人類は生物の多様性のもたらす恵沢を享受することにより生存しています。近年、生物の多様性は人間が行う開発等により、生物種の絶滅や生態系の破壊、外来種等による生態系のかく乱等、深刻な危機に直面しています。
- 人類共通の財産である生物の多様性を確保し、恵沢を将来にわたり享受できる持続可能な社会の実現に向け、生物多様性の保全に向けた取組みを推進していく必要があります。

□ 2-2 人と自然とのふれあいを推進する

環境指標の進捗状況

環境指標	基準年度値 (H27年度)	H30年度	R1年度	実績値 (R2年度)	目標値 (R2年度)	達成 状況
森林保全及び緑化推進関係イベント※1参加者数	750人	1,054人	858人	44人※2	800人	未達成
緑などの自然に満足している市民の割合（市民意識調査）	88.8% (H26)	89.5%	89.5%※3 (H30)	87.3%	89.0%	未達成

※1 森林資源及び林産物の活用に関係したイベント（緑化まつり及びわんぱく自然教室）

※2 新型コロナウイルスの影響によりイベント開催数が減少したもの。

※3 前回の市民意識調査はH30年度のため、R1年度はH30年度の結果を実績値とする。

□ 2-2-1 ふれあいの場の確保

1. 緑や水辺と親しむ公園整備

- 河川敷などの水辺空間は水遊びや生き物とのふれあいを通じて人びとに潤いや安らぎを与え、生命の尊さや自然保護の大切さについて学ぶことのできる場所となります。
- 市はこれら水辺空間の積極的な利用が図られるよう、自然環境の保全と魅力ある水辺の環境整備を推進しており、展勝地、和賀川ふれあい広場、九年橋せせらぎ公園、和賀川グリーンパークを中心に都市環境と調和した景観づくりや散策路などの整備を進めています。



2. 生活環境保全林の活用

- 令和2年度は、林内下刈1回、遊歩道刈払2回を行い、適正に管理しています。
- 生活環境保全林内の憩いの森の木工体験館、キャンプ場などの積極的な利用をPRするとともに、適正な管理を実施しています。令和2年度の年間利用者は50,216人でした。
- 北上市憩いの森において、野鳥の給餌台や巣箱の設置及び補修を実施しました。
- 北上市憩いの森施設を利用した「わんぱく自然教室」を開催しています。

→関連：P.57「2-2-2 ふれあいの機会の創出 1. 体験型イベントの開催（3）わんぱく自然教室」

3. 登山道等の整備

- 夏油三山（牛形山、経塚山、駒ヶ岳）の登山道（駒ヶ岳登山道、夏油高原トレッキングコース、牛形山登山道）及び和賀三山（月山、羽山、羽黒山）及び仙人山の登山道について、草刈等の整備を行いました。また、愛宕山周辺広場の整備を実施しました。
- 東北自然歩道は、身近な自然地域や、景勝地、史跡などをむすぶ自然歩道です。市内には4コースが整備されています。令和2年度は、「桜とつつじのみち」500m区間の草刈払いを行いました。
- 6月から9月の間に、夏油温泉地内の草刈りを7回実施しました。

□ 2-2-2 ふれあいの機会の創出

1. 体験型イベントの開催

(1) グリーン・ツーリズムの推進

- 市内の農山村地域において自然や文化、人々との交流を楽しむ滞在型余暇活動（グリーン・ツーリズム）を推進しています。
- 令和2年度に「きたかみグリーン・ツーリズム推進協議会」が実施した県内の中学校（2校）の農業体験の受け入れ等を支援しました。

(2) 自然探策会

- 市が事務局となっている和賀川の清流を守る会では「自然探策会」を開催し、参加者が市の豊かな自然とふれあうことのできる機会を提供しています。令和2年度は台風接近に伴い中止となりました。

(3) わんぱく自然教室

- 市は憩いの森施設を利用したイベントを開催し、同施設の積極的な利用が図られるよう推進しています。森林に親しみをもち、森林が担う役割を学んでもらうため、生活環境保全林内の北上市憩いの森で「わんぱく自然教室」を年2回開催しています。令和2年度の夏のわんぱく教室の参加者は44人でした。冬のわんぱく教室については、新型コロナウイルスの影響により中止となりました。

(4) 緑化まつり

- 森林に親しみ、森林保護、緑化推進への理解を広めることを目的に、毎年春と秋に緑化まつりを開催しています。開催中は、林産物の販売、緑化木の販売、木工体験、地元の人による産直コーナーを設置しています。令和2年度は新型コロナウイルスの影響により中止となりました。

(5) 自然科学分野の展示

- 北上市立博物館和賀分館において「有害鳥獣展～敵を知り、生活を守る～」の開催し、416人が観覧しました。

■ 体験型イベント（令和2年度）

事業名	主催	内容
夏のわんぱく自然教室	北上市（農林企画課）	森林に対する知識の啓発活動
企画展	北上市（博物館）	有害鳥獣展～敵を知り、生活を守る～
グリーンツーリズム	きたかみグリーンツーリズム 推進協議会	農業体験（9/3、10/27）
地域づくり総合交付金によるイベント	更木町振興協議会	ホテル観察会（7/3）

2. 人材の育成と活用

（1）農業の担い手育成

- 農業や農村の実態を把握し理解を深め、農林業施策に反映させるため、「農業者等との意見交換会」を開催しています。令和2年度は令和3年1月27日(水)に江釣子地区交流センターで開催しました。意見交換会には、農業者、農業委員会、関係機関等70名が参加しました。
- 経営体育成基盤事業を推進し、ほ場整備事業実施地区（岩崎・六原・水押）における農業の担い手育成、確保及び農地利用集積を促進しています。

→関連：P.55「2-1-2 生態系の保全 2.里地・里山の保全と管理（3）経営体育成基盤整備事業」

（2）岩手県環境アドバイザー

- 県は、環境保全活動の活性化を図るとともに環境保全意識の高揚に資するため、有識者や環境保全活動実践者の中から環境アドバイザーを委嘱し、環境保全活動や地球環境問題に関する講演会、研修会などに講師として派遣しています。
- 令和3年3月現在、市内からは3名が登録されています。
- 制度を活用し、水生生物調査（6/5、尻平川）、ファミリートレッキング（6/13、国見山・県立南青少年の家）を開催しました。

（3）自然公園保護管理員

- 自然公園保護管理員を委嘱し、栗駒国定公園の山野草の採取行為の監視やごみの持ち帰りなどに対する注意指導と意識啓発を行っています。
- 令和2年度は自然公園保護管理員を2名委嘱し、活動日数は延べ98日でした。

基本目標3 「環境負荷の少ない循環型のまち」をめざして

□ 3-1 3Rを推進する

環境指標の進捗状況

環境指標	基準年度値 (H27年度)	H30年度	R1年度	実績値 (R2年度)	目標値 (R2年度)	達成 状況
ごみの総排出量	25,937 t/年	25,682 t/年	26,007 t/年	25,817 t/年	23,100 t/年	未達成
一人1日あたりのご みの排出量	758 g/人・ 日	759 g/人・ 日	770 g/人・ 日	766 g/人・ 日	686 g/人・ 日	未達成
リサイクル率	19.4%	18.1%	17.3%	16.1%	23.0%	未達成
事業系生ごみリサイク ル量	242 t/年	250 t/年	223 t/年	166 t/年	400 t/年	未達成
最終埋立量	2,065 t/年	1,283 t/年	1,363 t/年	1,209 t/年	1,000 t/年	未達成
集団資源回収量	1,257 t/年	1,037 t/年	926 t/年	568 t/年	1,500 t/年	未達成

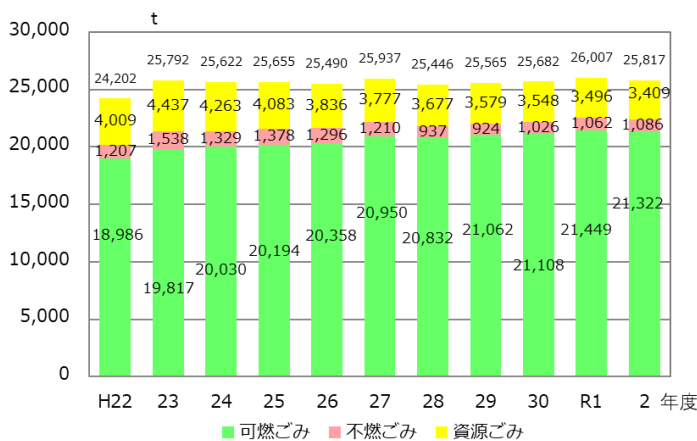
□ 3-1-1 家庭系ごみの減量

1. 3Rの普及・啓発

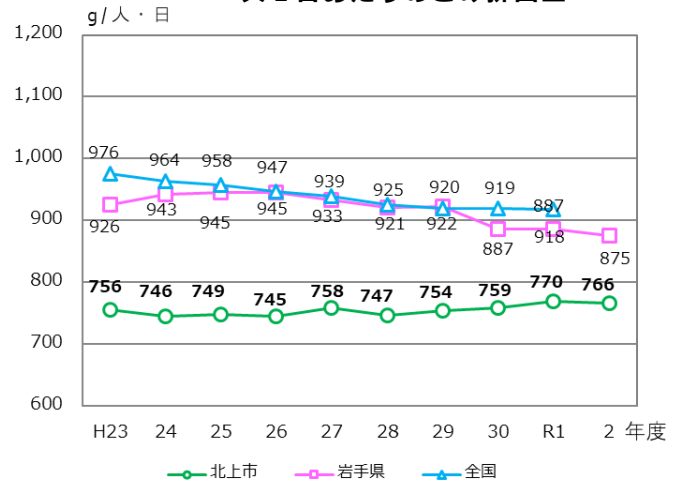
(1) ごみの総排出量

- 令和2年度の総排出量は前年度比0.73%減（190t減）、一人1日あたりのごみの排出量は0.52%減（4g減）となりました。
- 市のごみの年間総排出量は、平成20年度の家庭系ごみの手数料化が始まって以降、次第に減少し、平成22年度にはピーク時（平成15年度）の83%にまで減少しました。ピーク時よりは減少しているものの、近年は下げ止まりの傾向にあります。

■ ごみ排出量の推移



■ 一人1日あたりのごみ排出量

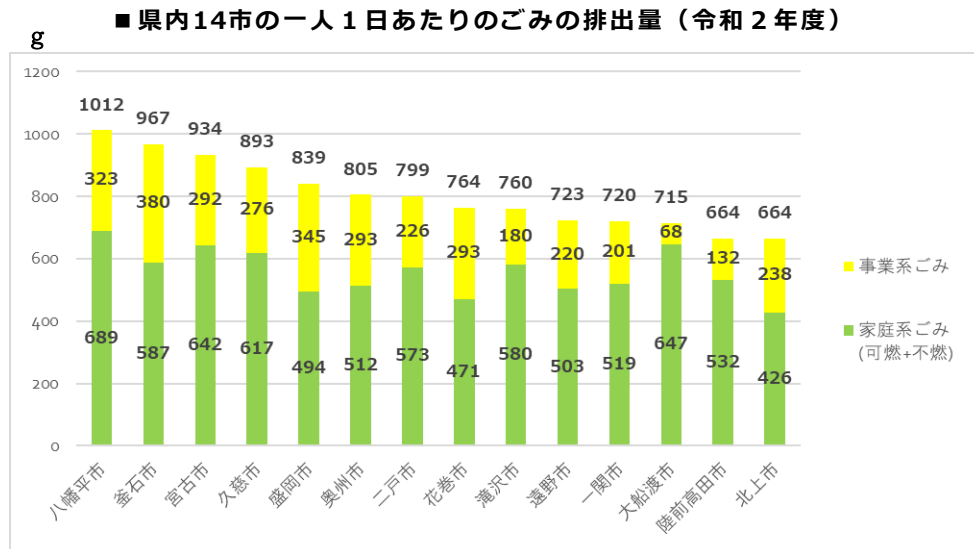


資料：北上市生活環境部環境政策課

3R（サンアール、スリーアール）

ごみの発生抑制（リデュース：Reduce）、再利用（リユース：Reuse）、再生利用（リサイクル：Recycle）の頭文字をとった言葉で、環境配慮に関するキーワードです。

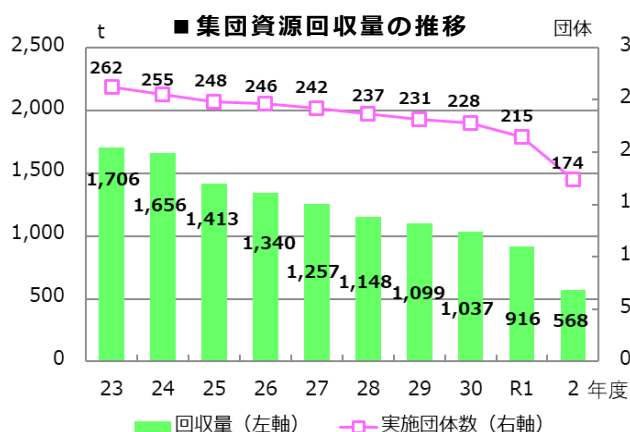
- 県内14市の一人1日当たりのごみ排出量を比較すると、北上市は排出量が少なく、家庭系ごみ（資源ごみを除く）については、最も少ない排出量となっています。



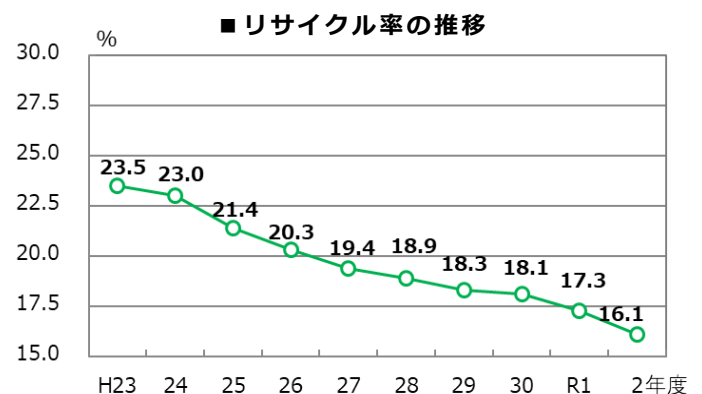
資料：生活環境部環境政策課

（2）リサイクルの推進

- 市では、びん・缶・ペットボトル・紙類・布類・プラスチック製容器包装類のリサイクル推進に努めています。
- 地域住民が集団で自主的に家庭から排出される資源物を回収する団体に対して補助金交付を実施しています。
- 令和2年度は市内子ども会等174団体が集団資源回収を実施し、568tの資源ごみを回収しました。新型コロナウイルスの影響により実施団体数及び回収量が減少しました。
- 分別収集及び集団資源回収による資源ごみのリサイクル率は、令和2年度は前年度から減少し、16.1%となっています。容器の軽量化に加え、集団資源回収の実施減少などを受け、資源ごみの減少割合が、可燃ごみ及び不燃ごみの減少割合より高くなったことが要因となっています。
- 令和2年度は資源ごみ（小型家電）の拠点回収を実施しました。延べ799人から持込みがあり、小型家電11.2tを回収しました。



資料：北上市生活環境部環境政策課



資料：北上市生活環境部環境政策課

2. ごみの減量や分別指導の徹底

（1）出前講座の実施

- ごみの減量化とリサイクルの推進を図るため、出前講座を実施しています。令和2年度は出前講座を6回実施しました。
- 参加者にごみ処理の現状を理解してもらい、さらなる意識啓発を図るため、今後は出前講座に併せたごみ処理施設等の見学を検討していきます。

→関連：P.80「5-1-2 環境教育・学習の充実 1.学習の機会の充実（3）出前講座」

(2) 市民への周知

- 令和2年度はごみ情報について、市の広報、ホームページ及びごみアプリに掲載しごみの分別やリサイクル推進の周知を図り、3月に新たにごみカレンダーを全戸配布しました。
- ごみ減量化の推進を図るため、北上市公衆衛生連合会と連携して、市内コンビニエンスストア全店舗でマイバッグ持参運動、プラスチックごみ削減、不法投棄防止を呼び掛ける7.1行動を実施しました。
- 排出されるごみの組成分析の結果、可燃ごみの中には食品ロスや資源ごみとなる紙類が多いと考えられることから、更に減量する余地があるので、発生抑制と分別の徹底について意識啓発を行っていきます。

□ 3-1-2 事業系ごみの減量

1. ごみの減量や分別指導の徹底

- 排出事業者に対し、事業者向けパンフレットを活用しごみの分け方出し方を周知するとともに、収集業者を通じ分別の徹底を呼び掛けています。
- また、地域のごみ集積所や資源ごみ常設ステーションに事業系ごみを出した事業者に対し、警察等と連携し、事業系ごみを適正処理するよう指導しています。

2. 30・10運動の推進

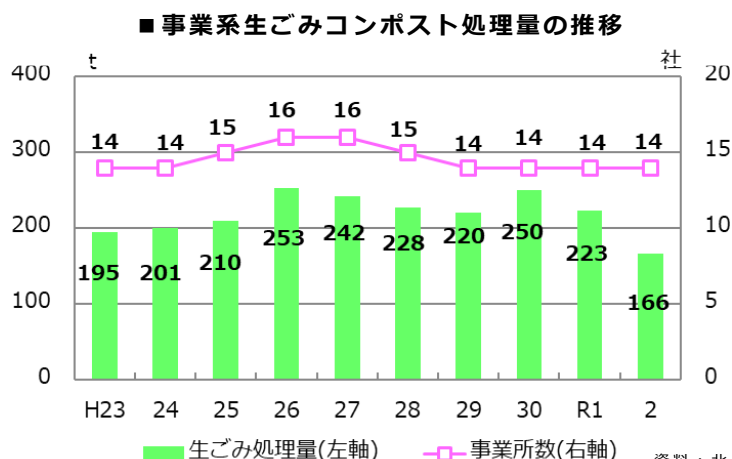
- 食べ残しを減らし、飲食店からのごみを削減するため、30・10運動に取り組んでいます。30・10運動とは、宴会の最初の30分と最後の10分は席について料理を食べる取り組みのことです。
- 平成30年度以降、19店舗の飲食店が運動に協力しています。

3. エコショップいわて認定店の拡大

→関連：P.84「5-2-2 協働・連携の推進 1.環境保全活動への支援（2）エコショップいわて認定制度」

4. 事業系生ごみのコンポスト処理推進

- 平成23年度まで飲食店、スーパー等の生ごみたい肥化を促進するため、たい肥処理費用の1/2を助成するコンポスト処理推進費補助事業を実施していました。この事業は平成24年度から休止となりました。
- 令和2年度は14事業所において166tの生ごみがたい肥化されました。
- 市の施設である3学校給食センター、4保育園及びふるさと体験館から排出される生ごみに関しては、処理業者に引き渡して堆肥化されるなど、有効利用が図られています。



5. ゼロエミッションの促進

- 県では、岩手県内における産業廃棄物等の3R（リデュース（発生抑制）、リユース（再使用）、リサイクル（再生利用））の推進と、環境に配慮した事業活動の促進を図るため、事業者が主に県内で発生する産業廃棄物等の3Rの推進に関する取組みを行う場合に、その経費の一部を補助する制度として、「岩手県産業・地域ゼロエミッション推進事業」を実施しています。
- 県では、限りある資源の有効利用を促進し、循環型地域社会の形成を図るため、一定の基準を満たすリサイクル製品を認定し、利用拡大を図る制度（岩手県再生資源利用認定製品）を実施しています。岩手県再生資源利用認定製品には、北上市内では6社の製品が認定されています。

■ 岩手県再生資源利用認定製品（北上市内企業分のみ）

製品名	製品説明	製造者名
・ 落ちふた式U型側溝 （本体・ふた） ・ 排水フリューム	ごみ溶融スラグを骨材に利用した コンクリート二次製品	中川ヒューム管工業(株)
・ 鉄筋コンクリート水路 ・ 排水フリューム	一般廃棄物溶融スラグを骨材に利用した コンクリート二次製品	吉田コンクリート工業(株)
みのりのパートナー	し尿処理汚泥、動植物性残渣等を 混合、発酵させた発酵肥料	(株)岩手環境事業センター
・ 落ちふた式U型側溝 （本体・ふた） ・ ベンチフリューム （本体・ふた） ・ UBフリューム（本体・ふた） ・ 排水フリューム	ごみ溶融スラグを骨材に利用した コンクリート二次製品	昭和コンクリート工業(株) 岩手工場
・ 除草ブロック（歩車 道境界ブロック・L 型側溝） ・ 竜陣、植生竜陣（積み ブロック） ・ エコアイランドマーク2（張りブロック）	ごみ溶融スラグを利用した法面保護などに用いるブロック	(株)坂内セメント工業所 岩手営業所・北上工場
スーパーソル	廃ガラスを原料とした無機系多孔 質軽量発泡資材	(株)スパット北上

6. 公共工事に伴う資材の再資源化推進

- 市は公共工事受注者に対し「建築工事に係る資材の再資源化等に関する法律」及び「循環型社会の形成に関する条例」（県）の規定に基づく届出（分別解体・再資源化）について指導しています。
- 令和2年度は151件の届出がありました。

□ 3-2 適正処理を推進する

環境指標の進捗状況

環境指標	基準年度値 (H27年度)	H30年度	R1年度	実績値 (R2年度)	目標値 (R2年度)	達成 状況
不法投棄処理量	5.4 t	4.3 t	4.2 t	3.6 t	3.0 t	未達成
清潔なまちであると感じている市民の割合（再掲）	72.7% (H26)	77.46%	77.46%※ (H30)	71.3%	75.0%	未達成

※前回の市民意識調査はH30年度のため、R1年度はH30年度の結果を実績値とする。

□ 3-2-1 処理体制の整備

1. ごみ集積所の適正配置

- 市内に資源ごみステーションを389箇所（令和3年3月末）設置しています。
- 市民の利便性向上を図るため、市内4箇所（令和3年3月末）に資源ごみ常設ステーションを設置しています。

■ 資源ごみ常設ステーション

北上市清掃事業所	北日本環境保全 藤沢リサイクルセンター
有限会社 マルサ商会	北日本環境保全 鬼柳工場

- 令和2年度末時点で市内のごみ集積所は2,239箇所（資源ごみを含む。）あり、ごみを効率的に収集するため、公衆衛生指導員の助言を得ながらごみ集積所の適正配置を進めていきます。
- 市は集合住宅等に専用のごみ集積所の設置を進めています。
- ごみ集積所の利用に関しては、市指定ごみ袋を使わないなど不適正排出やマナーの悪さがみられるため、ごみの出し方を住民に周知するよう、集合住宅の管理者に要望していきます。

2. 農業系廃棄物の適正処理の推進

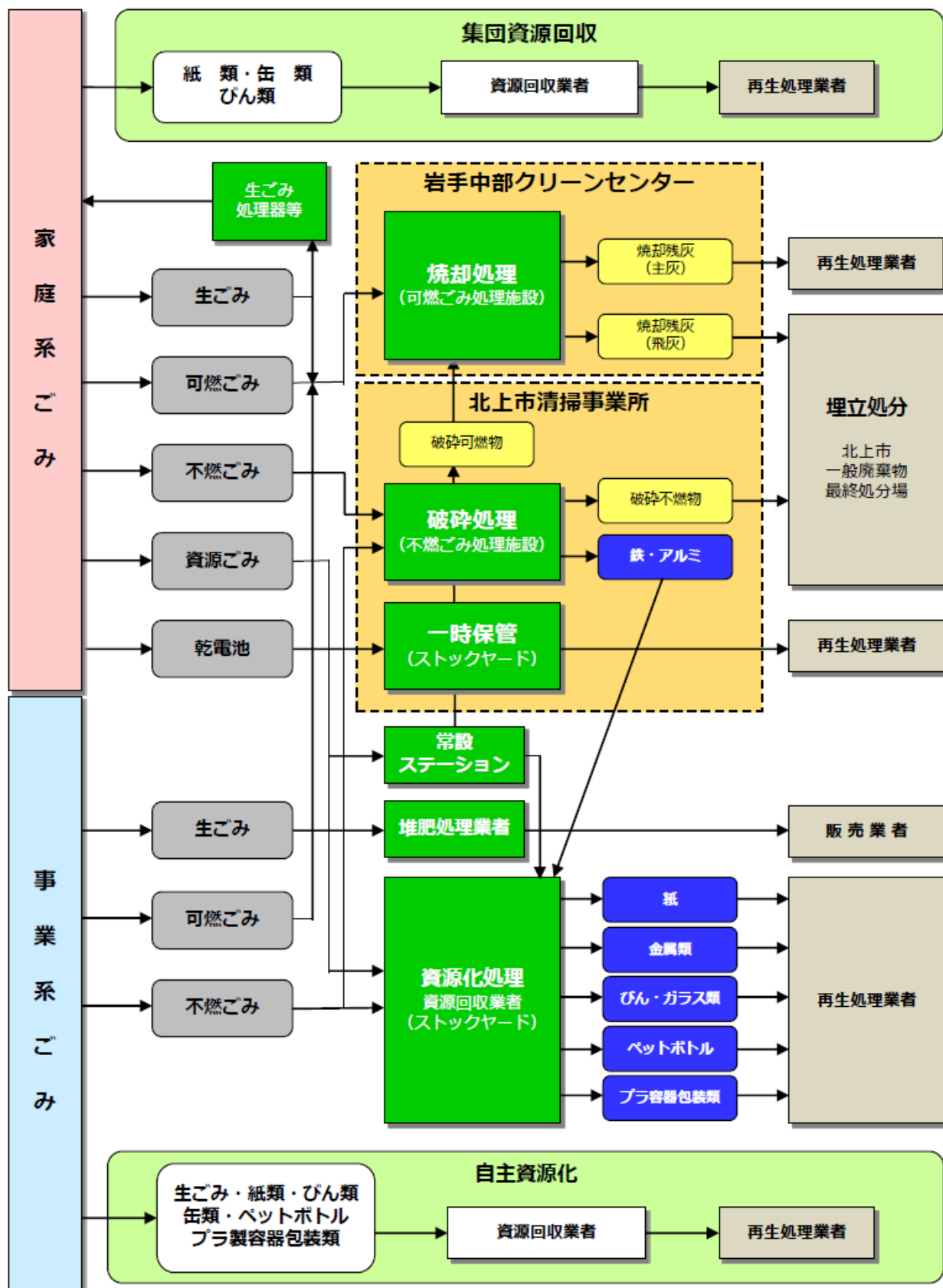
- 使用済み農業用プラスチックの不法投棄や野焼きなどの不適正な処理の防止を図るため、適正処理推進協議会の活動を継続しています。
- 令和2年度は7月、11月に回収作業を行い、使用済み農業用廃プラスチック72,420kg、育苗箱48,674枚を回収しました。処理費用については市、JAともに定額の助成をしています。

→関連：P.43「1-5-2 発生源対策の推進 2.発生源に対する規制及び指導（2）農家・畜産業者」

3. 一般廃棄物処理の広域化

- 北上市和賀町後藤野に一般廃棄物処理施設である岩手中部クリーンセンターが建設され、平成27年10月から一般廃棄物の広域処理を行っています。
- 構成市町（北上市、花巻市、遠野市、西和賀町）でごみの分別や搬入等について協議し、スムーズな運営を実施しています。

■ごみ処理の流れ（令和3年4月現在）



□ 3 - 2 - 2 不法投棄の防止

1. 不法投棄・ごみ不適正処理の状況

- 市内各地区の公衆衛生指導員が中心となり、年3回程度の不法投棄防止のパトロールを実施しています。令和2年度は各地区で延べ43回のパトロールが実施され、延べ285名が参加、不法投棄されたごみを3,577kg回収しました。
- 不法投棄の多くは家庭ごみのほか、タイヤ類、家電製品、建設廃材、農機具、農薬となっています。
- 集積所へのごみの出し方に問題があるもの（適正に分別されていないもの、市指定ごみ袋を使用していないもの、収集曜日が違うもの）や資源ごみ常設ステーションへのごみの不適正な持ち込みなどの不適正排出に対しては、公衆衛生組合や地域の協力で回収・清掃が行われており、対応できないものに関しては市が処理しています。
- 令和2年度の不適正排出処理は113件でした。うち事業系は3件で、事業者へ指導を行いました。

2. 市民への意識啓発

- ごみ減量専任指導員がごみステーション（常設ステーション含む）の巡回を週3回（月、水、金）実施していますが、資源ごみ常設ステーションへのごみ持ち込みなど、不適正排出処理が後を絶ちません。令和2年度は分別指導を11件行いました。
- 家電及び小型家電リサイクル法について、市民へ周知を行っています。また、小型家電のリサイクルを促進するため、2回実施した小型家電の無料の拠点回収について、市広報・ホームページ・ごみアプリで周知しました。
- 外国人に対し、ごみの適正な排出を促進するため、英語・中国語・韓国語・ベトナム語・ポルトガル語のごみ分別ポスターを配布しているほか、令和2年度は5か国語のごみカレンダーを作成しました。

3. 監視体制

- 市内の不法投棄されそうな場所には監視カメラを設置しています。令和2年度に録画監視カメラを2台追加設置しました。
- 不法投棄防止の監視体制を整えていますが、不法投棄を完全に無くすまでには至っていません。不法投棄現場を放置することはさらなる不法投棄につながるため、地域や公衆衛生組合の協力を得ながら定期的な清掃活動や回収作業を行うとともに、市広報やパンフレット等で意識啓発を行っています。

→関連：P.49「1-6-2 景観の形成と美観の維持 2.環境美化活動の推進」

4. 通報体制

- 市は公衆衛生組合及び中部地区不法投棄通報ネットワークなど保健所等の関係機関と連携を強化し、情報交換を随時行うなど、不法投棄撲滅に努めています。

基本目標4 「地球の未来を考え行動するまち」をめざして

□ 4-1 地球温暖化を防止する

環境指標の進捗状況

環境指標	基準年度値 (H27年度)	H30年度	R1年度	実績値 (R2年度)	目標値 (R2年度)	達成 状況
二酸化炭素排出量※1	1,373千t (H26)	1,214千t (H28)	995千t (H29)	910千t (H30)	1,115千t	達成
一世帯あたり年間CO ₂ 排出量 ※2	4.61 t (H26)	4.97t (H28)	4.93 t (H29)	4.56 t (H30)	3.83 t	未達成
太陽光発電量	1,755.6万 kWh	3,345万 kWh	3,473万 kWh	3,573万 kWh	2,000万kWh	達成

※1平成28年度分まで積上法で算出、平成29年度分から按分法で算出

※2平成27年度分まで積上法で算出、平成28年度分から按分法で算出

□ 4-1-1 温暖化に関する知見の普及

1. 市民への情報発信

→関連：P.79「5-1-1 環境情報の共有化 1.環境に関する情報の共有」

2. 環境教育・学習の充実

- 環境学習に対する市民の学習意欲に応えられるよう、学校、職場、地域などの様々な場所において、環境教育・環境学習の機会の充実に努めます。
- 環境に関する情報を積極的に収集・整理し、あらゆる機会・メディア等を活用し市民や事業者への情報提供を行います。

→関連：P.80「5-1-2 環境教育・学習の充実 1.学習の機会の充実」

□ 4-1-2 省資源・省エネルギーの推進

1. 北上市役所地球環境にやさしい行動計画の推進

- 市の事務事業に伴う温室効果ガスの排出を抑制するため、本計画を「地球温暖化対策の推進に関する法律」第21条第1項に基づく実行計画として位置付けるとともに、北上市環境基本計画実現のための個別計画として位置付けます。平成30年3月には「北上市役所地球環境にやさしい行動計画」を策定し、それに基づいた活動を実施しています。

(1) 温室効果ガス排出削減の取り組みと実績

- 管理・運営を委託している施設及び指定管理施設を除く市のすべての事務・事業を対象とし、対象施設を市職員が事務作業を行う施設をオフィス事務系、市民が利用することを主目的とする施設を市民利用系、市民の生活基盤の維持に必要な施設をライフライン系の3つに区分して、温室効果ガス排出量の削減に取り組みました。
- 温室効果ガス排出量について令和元年度と比較すると、オフィス事務系が10.5%減、市民利用系が6.9%増、ライフライン系が1.7%増でした。3区分の合計では、3.0%の増加でした。
- オフィス事務系について前年度と比較すると、自動車由来の排出量が大幅に減少しました。これは、新型コロナウイルスの影響で会議等の外出する機会が減り、公用車の燃料及び走行距離が減少したことが要因と考えられます。

○市民利用系については、市内小中学校にエアコンが設置されたことや、冬季の灯油使用量が増加したことなどにより増加したものと考えられます。

○ライフライン系については、令和2年度は冬季の大雪の影響もあり、除雪に使用する燃料が増加したことが主な要因として考えられます。

■北上市役所地球環境にやさしい行動計画における温室効果ガス排出区分

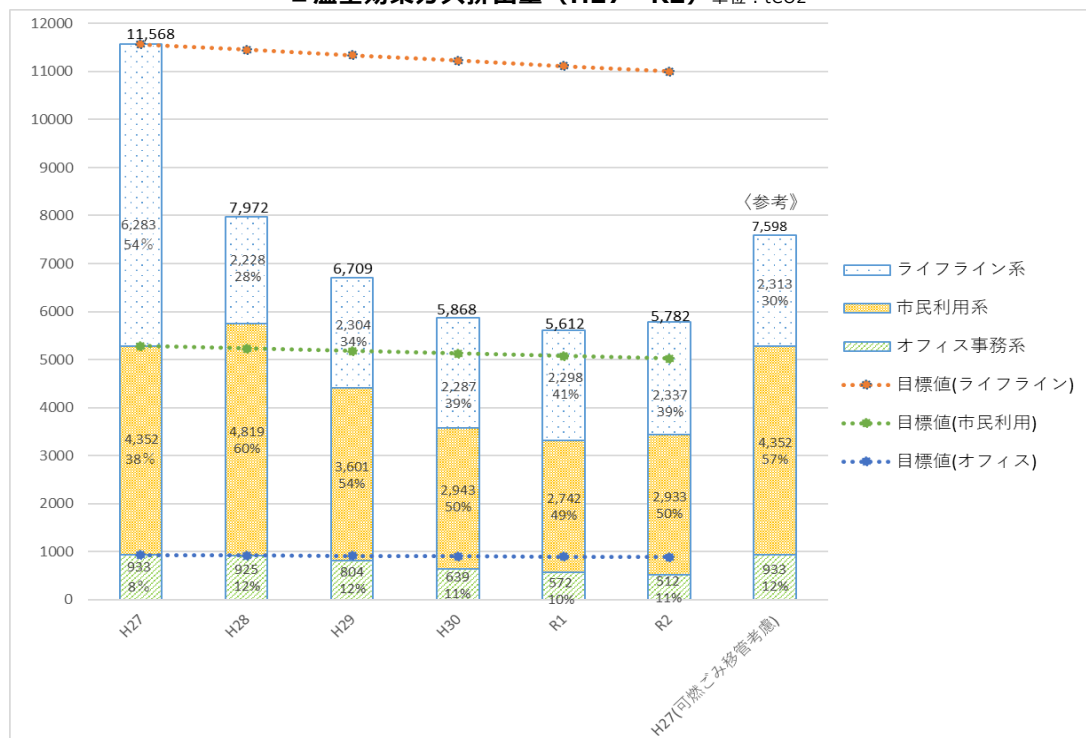
区 分	概 要	温室効果ガス排出量削減目標
オフィス事務系	庁舎や事務所等で主に事務作業を行う部門	目標年度：令和2年度 ・毎年1%以上低減 ・総量6%以上削減（平成27年度比）
市民利用系	教育・文化施設、保健福祉関連施設など市民が利用することを主目的とする部門	
ライフライン系	廃棄物処理、上下水道事業、防災関連等生活基盤に関連する部門	

■北上市役所地球環境にやさしい行動計画の区分別温室効果ガス排出量 単位：tCO₂

	オフィス事務系			市民利用系			ライフライン系			R1から R2減少率
	R1	R2	減少率	R1	R2	減少率	R1	R2	減少率	
燃料由来	377.40	360.23	4.55%	2615.40	2793.49	△6.81%	1548.06	1589.41	△2.67%	△4.45%
自動車由来	194.38	151.48	22.07%	104.22	117.35	△12.60%	21.83	13.57	37.84%	11.87%
廃棄物・ 下水由来	0.08	0.06	25.00%	22.88	21.91	4.24%	727.97	734.38	△0.88%	△0.72%
合計	571.86	511.77	10.51%	2742.50	2932.75	△6.94%	2297.86	2337.36	△1.72%	△3.02%

資料：北上市生活環境部環境政策課

■温室効果ガス排出量（H27～R2） 単位：tCO₂



※平成27年10月から可燃ごみ処理を岩手中部クリーンセンターに移管したため、参考として平成27年度の可燃ごみ処理分を差し引いた数値も示しています。

(2) 環境負荷の低減に向けたエコオフィス活動の取り組みと実績

○環境負荷低減のため、一般廃棄物排出量の抑制及びリサイクル率の向上に取り組んでいます。

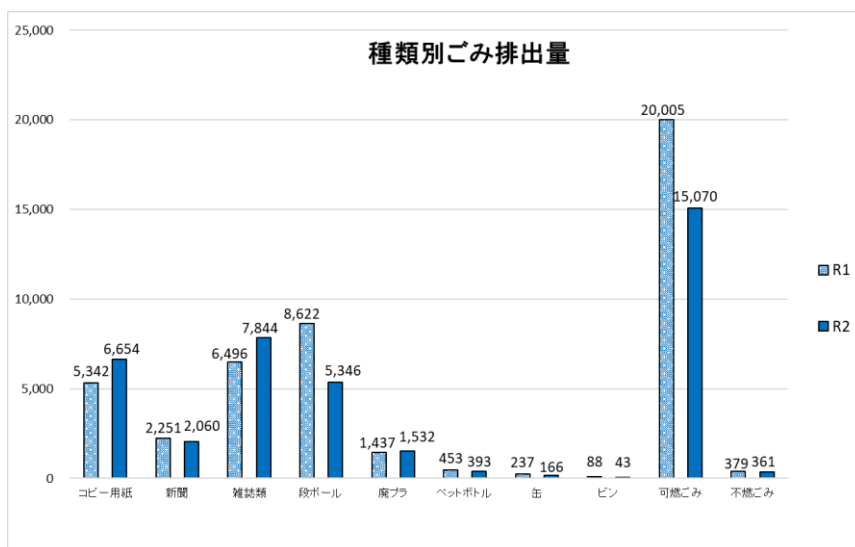
○ごみ排出量の総量について、令和元年度の45,309kgから、令和2年度は39,468kgに減少しました。

○リサイクル率については令和元年度の55.0%から、令和2年度は60.6%に上昇しました。

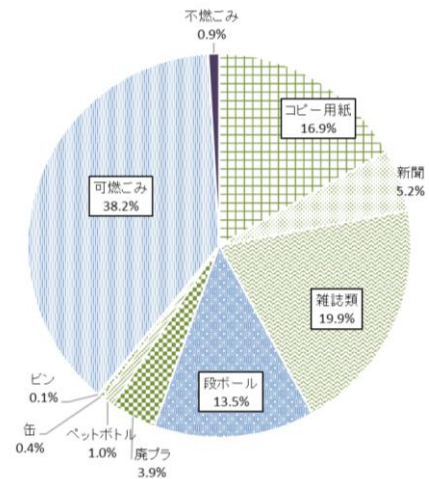
○ペットボトル、缶、ビン、不燃ごみはいずれも2%以下の割合でした。これらは、コピー用紙や雑誌類と異なり、業務によって排出されることが少ないため低い水準に留まっています。

■ 種類別年間ごみ排出量 (単位: kg)

	コピー用紙	新聞	雑誌類	段ボール	廃プラ	ペットボトル	缶	ビン	可燃ごみ	不燃ごみ	合計	リサイクル率
R1	5,473	2,251	6,496	8,622	1,437	453	237	88	20,005	379	45,309	55.0%
R2	6,654	2,060	7,844	5,346	1,532	393	166	43	15,070	361	39,468	60.6%



令和2年度ごみ排出量割合



(3) グリーン購入の推進

○市では、物品等を紙類・文具類・印刷の3分野に大別して環境配慮型の製品を進んで購入し、環境負荷の低減に資することを目的として、グリーン購入法第10条に基づき環境配慮型物品等の調達に取り組んでいます。

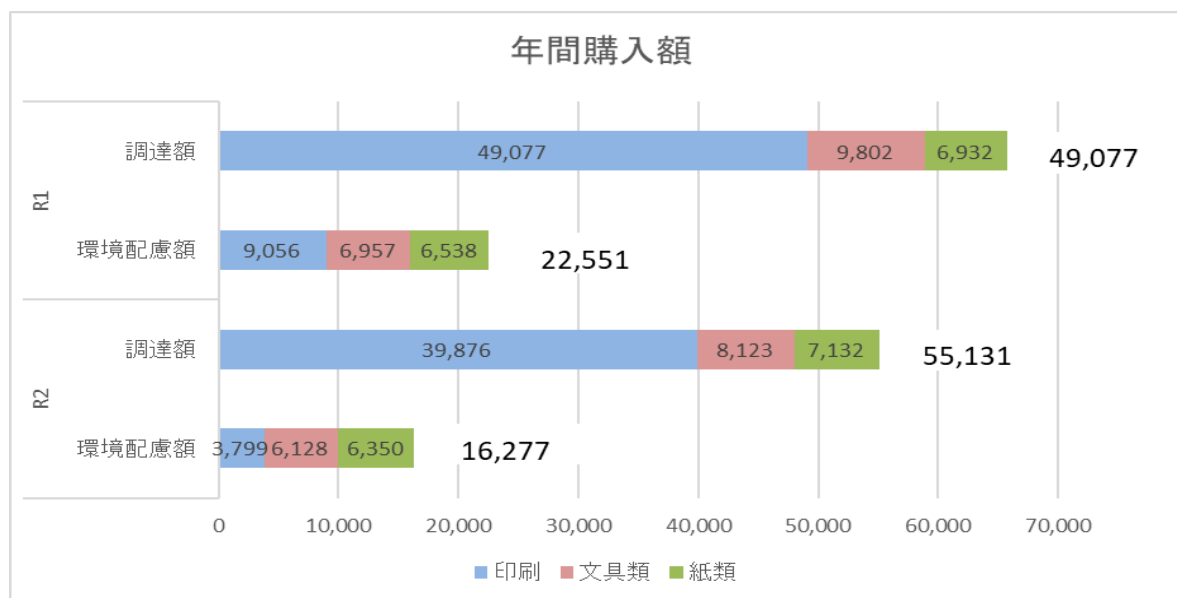
○令和2年度のグリーン購入適合製品等の調達割合は、紙類88.7%、文具類75.6%、印刷9.5%でした。

○3種類の中で、印刷が紙類及び文具類よりも低い調達率となっています。印刷は課によって調達額の偏りが大きく、印刷物によっては品質を重視しなければならないために条件が満たせない場合があることが要因です。

■ グリーン購入適合製品等調達率

分野	目標調達率 (目標年度: R2年度)	R1	R2
紙類	100%	94.3%	88.7%
文具類	100%	71.0%	75.6%
印刷	100%	18.5%	9.5%

■ 物品等の調達総額及び環境配慮型物品等の年間購入額



(4) リスクマネジメント

○令和2年度は、104施設のうち、点検義務がある95設備すべてで適切な点検を実施し、安全性に問題がないことを確認しています。

2. エコアクション21の推進

○エコアクション21とは、公共機関や学校、企業などの事業所が環境省の定めたガイドラインに基づき環境経営システムを構築、運用、維持するとともに、社会との環境コミュニケーションを行なう制度です。環境への取り組みを推進し持続可能な経済社会の実現に貢献するため、環境省では環境への取り組みや環境経営システムの運用、環境コミュニケーションを適切に行なっている事業者を認証し、登録しています。

○令和3年3月現在、市内における認証事業者数は11となっています。

3. 市内のISO14001認証取得事業所

○ISO14001は国際標準化機構が発行した環境マネジメントシステムの仕様を定めている国際規格であり、これを取得するためには環境マネジメントシステムを構築し、PDCAサイクルによって継続的な業務改善を行うことが必要です。日本における認証機関は日本適正認定協会（JAB）であり、海外の認定機関と相互承認しています。

○市内のISO14001認証取得事業所数は16社となっています。

ワンポイント解説

PDCAサイクル

サイクルを構成する4つの要素：Plan（計画）、Do（実行）、Check（評価）、Action（見直し）の頭文字をつなげたものです。1周したら最後のActionをPlanにつなげ、継続的に改善を行います。

4. 北上ライフスタイルデザインプロジェクト

- 市は、今後増加する環境制約に適応した暮らしやまちづくりを実現するため、持続可能で環境負荷が少ないライフスタイルの確立と実践を目指しています。
- 令和2年度は、口内地区において秘密基地イベント「基地で楽器づくり」を8月に開催しました。
- 展勝地において、5月に田植え、9月に稲刈り、10月に脱穀・餅つき、2月に旧正月イベントを実施しました。

5. 環境に配慮した行動の普及啓発

(1) 環境負荷の少ない事業活動の推進

- 庁舎内の適正な室温調整により空調機器による電力、重油使用量の削減を図っています。空調機器は、夏季は室温が26℃を超えた場合に冷房を使用し、冬季は室温20℃に設定して使用しました。
- 6月～9月の期間、職員はクールビズを実施しました。
- 職員の心身の健康とエネルギー使用量の削減を図るため、毎週第2、第4月曜日ノー残業デーを実施しました。また、第1、第3、第5月曜日をライトダウンデーとし、20時までの積極的な退庁を促しました。

(2) 環境教育・学習の充実

→関連：P.80「5-1-2 環境教育・学習の充実 1.学習の機会の充実」

6. 省エネルギー機器の導入

- 市内の街路灯の新設・更新の際は消費電力が従来の蛍光灯や水銀灯より低いLEDを使用したものに切り替えており、省エネとCO₂削減に取り組んでいます。
- 地域が行うLED街路灯設置又はLED灯具への交換に対し補助を行っています。令和2年度は11,739千円を交付し、329箇所におけるLED新設・交換が行われました。

7. 低公害車の導入促進

- 低公害車は、窒素酸化物（NOx）や粒子状物質（PM）等の大気汚染物質の排出が少ない、または全く排出しない、燃費性能が優れているなどの環境性能に優れた自動車です。近年は低燃費・低排出ガスの軽自動車やガソリン車などハイブリッドカー及び電気自動車以外の低排出車も充実してきています。
- 低公害車とは、燃料電池自動車、電気自動車、天然ガス自動車、ハイブリッド自動車、プラグインハイブリッド自動車、低燃費かつ低排出ガス認定車を指します。
- エコカー減税やグリーン化特例により、自動車重量税、自動車取得税、自動車税・軽自動車税が免税・減税され、これらの制度により低公害車の導入が急速に進みました。

→関連：P.27「1-2-3 自動車排出ガス対策の推進 2.低公害車の普及促進」

8. 建築物の省エネルギー化

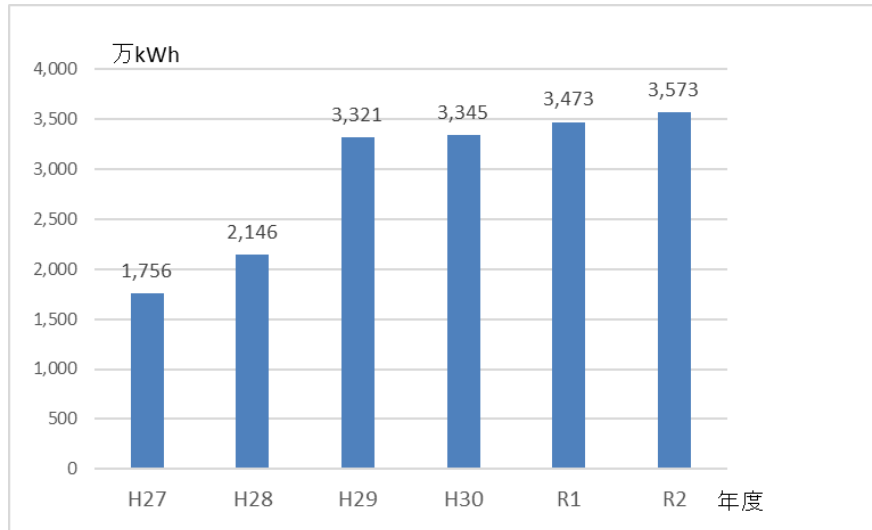
- 「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律」により、床面積300平方メートル以上のすべての建築物を新築・増改築または大規模な修繕等を行う際は、所管行政庁への省エネルギー措置の届出が必要となっています。これについて指導を行い、令和2年度は16件の届出がありました。

□ 4 - 1 - 3 再生可能エネルギーの導入促進

1. 太陽光発電の導入促進

- 市内の太陽光発電の導入数は、国の補助金制度と電力会社による固定価格買取制度、東日本大震災を契機とした再生可能エネルギーへの関心の高まりなどから増加しています。
- 令和2年度末時点の発電量は3,573万kWhとなり前年度から約2.88%（100万kWh）増加しました。

■ 太陽光発電による年間発電量（売電契約のみ）



※平成29年度まで東北電力㈱の協力のもと市内導入状況より推計
平成30年度からは資源エネルギー庁の固定価格買取制度認定状況より推計

資料：北上市生活環境部環境政策課

2. 木質バイオマスの導入促進

- 森林資源を活用した木質バイオマス関連情報について、パンフレット、ポスター等を掲示し意識啓発を図りました。

3. 公共施設への再生可能エネルギー導入

- 市では、公共施設への再生可能エネルギー設備の導入、省エネルギー性能の高い設備への更新を行っています。

■ 公共施設への再生可能エネルギー導入状況（令和2年度末現在）

種別	施設名称	設備規模	導入年度
太陽光発電	和賀西小学校	10kW	H14
	南小学校	10kW	H15
	江釣子小学校	10kW	H15
	黒沢尻北小学校	10kW	H15
	さくらホール	10kW	H15
	地区交流センター	各太陽光パネル5kW/蓄電池5kWh	H26
	北上勤労者体育センター	太陽光パネル5kW/蓄電池5kWh	H26
	北上市役所本庁舎	太陽光パネル30kW/蓄電池20kWh	H27
	北上陸上競技場	太陽光パネル45kW/蓄電池25kWh	H26
	北上総合体育館	太陽光パネル10kW/蓄電池25kWh	H29
	北上市役所江釣子庁舎	太陽光パネル20kW/蓄電池25kWh	H29
	和賀東中学校	太陽光パネル10kW/蓄電池30kWh	R1
	二子小学校	太陽光パネル10kW/蓄電池30kWh	R1
	さくらホール	蓄電池30kWh	R1
ソーラー外灯・誘導灯	岩崎競技場	1基	H19
	立花小学校	2基	H20
	さくらホール・ソーラー防犯灯	2基	H21
	さくらホール・避難誘導パネル	2基	H21
	清掃事業所	2基	H24
	地区交流センター	各1基	H24
	北上勤労者体育センター	1基	H24
	北上市役所本庁舎	6基	H27
	北上総合運動公園	20基	H26
EV充電器	黒沢尻北地区交流センター	中速充電器1基	H26
	黒沢尻西地区交流センター	中速充電器1基	H26
	立花地区交流センター	中速充電器1基	H26
	飯豊地区交流センター	中速充電器1基	H26
	口内地区交流センター	中速充電器1基	H26
	江釣子地区交流センター	中速充電器1基	H26
	藤根地区交流センター	中速充電器1基	H26
	北上市役所本庁舎	急速充電器1基	H27
EV車	黒沢尻北地区交流センター	EV車1台	H26
	黒沢尻西地区交流センター	EV車1台	H26
	立花地区交流センター	EV車1台	H26
	飯豊地区交流センター	EV車1台	H26
	口内地区交流センター	EV車1台	H26
	江釣子地区交流センター	EV車1台	H26
	藤根地区交流センター	EV車1台	H26
	北上市役所本庁舎	EV車1台	H27
エネルギーマネジメント	北上市役所本庁舎	蓄電池300kWh	H27

※ソーラー外灯：太陽光発電システムを備えた外灯設備

資料：北上市生活環境部環境政策課

4. 北上市再生可能エネルギー活用推進計画

【計画の概要】

- 北上市が、低炭素で持続可能なまちとなることを目指して、これまでのエネルギーの使い方やライフスタイルを見直し、地域資源である再生可能エネルギーを積極的に活用していくための市全体の指針として策定しました。
- 計画期間は平成25年度から令和2年度までとし、平成27年度に、それまでの前期計画期間の活動と成果を基に数値目標を設定しました。令和2年度で計画が満了し、令和3年度からは、第三次北上市環境基本計画（計画期間：令和3年度～12年度）に組み込み、再生可能エネルギー活用の指針を定めています。



【目指す姿】 エネルギーをつくり、賢くつかい、未来を築く人を育てるまち
～あじさい型都市型スマートコミュニティ～

再生可能エネルギーの活用を推進して、地域で消費するエネルギーをできるだけ地域でつくり、エネルギーを効率よくつかうと共に、未来を築く環境配慮型の「人」を育て「しくみ」をつくり、低炭素で持続可能なまちを目指します。

【計画の総括】

指標1 【省エネ】基準年度の家庭の電力消費量の1%を、毎年度削減することを目指します。

	平成22年度	平成26年度	令和2年度	令和2年度	達成状況
	基準年	実績値	現状	目標値	
電力消費量(実績・想定) (kWh)	220,019 千	209,062 千	電気事業法改正により数値を得られ	198,000 千	—
基準年度費 (%)	—	5%減	ないため算定不可	10%減	

指標2 【再エネ】家庭の電力消費相当分の再生可能エネルギー導入拡大を目指します。

	平成22年度	平成26年度	令和2年度	令和2年度	達成状況
	基準年	実績値	現状	目標値	
再生可能エネルギー発電量 (kWh)	3,046 千	15,828 千	67,125 千	59,400 千	達成
基準年度比 (%)	—	5 倍	22 倍	20 倍	
電力消費量(実績・想定) (kWh)	220,019 千	209,062 千	電気事業法改正により数値を得られ	198,000 千	—
対家庭エネルギー自給率 (%)	1.4	7.5	ないため算定不可	30	

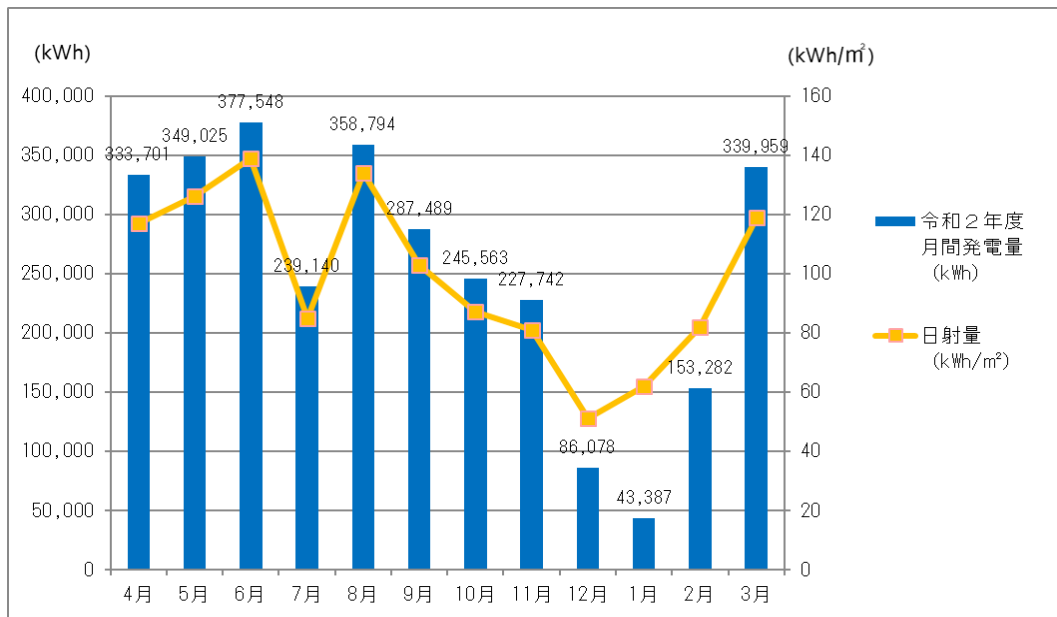
- 家庭電力消費量については、電気事業法改正により情報が得られなくなったため、把握できませんが再生可能エネルギーの発電量が増加しているため、対家庭エネルギー自給率 30%を達成できていると考えられます。
- 電力消費量は逡減傾向にはありますが、企業活動の活性化及び人口流入による増加要因はあるものと考えられます。

- 基本プロジェクト1「再生可能エネルギーをつくる」では、あじさい型スマートコミュニティ構想モデル事業による太陽光発電所の設立・運営や公共施設への太陽光発電設備等の導入を実施しました。また、おひさまパワー活用設備設置費補助金により、市民に太陽光・太陽熱利用設備の導入支援を行いました。令和2年度末の市の太陽光発電量は35,734,668kwh、再生可能エネルギー発電量は67,125,252kwhとなり、平成22年度の20倍以上になりました。
- 基本プロジェクト2「エネルギーを賢くつかう」では、あじさい型CO₂削減対策モデル事業による公共施設への太陽光発電設備等の導入やLED照明化・空調等の高効率化とマイクログリッド導入により、エネルギー需給の最適化を図りました。二つの事業の実施により、対象となる市の公共施設の再生可能エネルギーの比率は20%を超えています。
- 基本プロジェクト3「人を育てしくみをつくる」では、環境エネルギー教育としてきたかみこども環境未来塾や黒沢尻工業高校と地域連携プロジェクトを実施し、環境配慮型の人材の育成を行いました。

5. 地域エネルギーマネジメント事業

- 市は、あじさい型スマートコミュニティ構想モデル事業の対象施設において、設置した設備による太陽光発電量や電気使用量の見える化を行っています。令和2年度は、電力消費量のうち、再生可能エネルギーの比率が26.5%でした。
- 令和2年度の北上第1・第2ソーラー発電所（かむいソーラー発電所）の発電量は、3,041,708kWhとなりました。月別に見ると6月の発電量が最も多く、1月が最も少なくなりました。概ね日射量に比例した発電量が得られています。
- 「北上市再生可能エネルギー活用基金」を創設し、北上第1・第2ソーラー発電所の売電収益を市の環境・エネルギー施策に再投資しています。
- 平成26年度に合同会社北上新電力が設立され、北上市、株式会社NTTファシリティーズ、北上新電力の3者で再生可能エネルギーの地産地消に向けた基本協定が締結されました。平成27年4月から、北上第1・第2ソーラー発電所で発電した電力を北上新電力が購入し、公共施設に供給しています。
- 令和2年度は、市役所庁舎（本庁舎、江釣子庁舎、和賀庁舎）、健康管理センター、各地区交流センター（16地区）、学校給食センター（北部、西部）、小中学校（26校）、幼稚園（5園）、保育園（6園）、中央図書館、博物館、鬼の館、さくらホールに電力の供給を行っています。今後も公共施設へ電力を供給し、再生可能エネルギーの地産地消に取り組みます。

■ 令和2年度（かむいソーラー発電所）月別発電量（kWh）



資料：北上市生活環境部環境政策課

ワンポイント解説

新電力会社

平成28年3月末までの一般電気事業者（東北電力など）以外の小売電気事業者

6. 住宅用おひさまパワー活用設備設置費補助金

- 再生可能エネルギーの普及や地球温暖化における二酸化炭素排出量削減を図るため、市民が太陽光発電・熱利用設備を導入する際に補助を行っています。
- 令和2年度は、太陽光発電設備に対する補助を42件（新築35件、既築7件）、蓄電設備に対する補助を26件行い、交付額は9,071,000円でした。

□ 4-1-4 吸収源対策の推進

1. 古紙等のリサイクル推進

- 北上市役所地球環境にやさしい行動計画及び北上市ごみ処理基本計画に基づき、紙類のリサイクルに取り組み森林資源の保全と有効利用に努めます。

→関連：P.66「4-1-2 省資源・省エネルギーの推進 1.北上市役地球環境にやさしい行動計画の推進」

2. 森林の適正な管理と保全

- 森林のもつ二酸化炭素吸収源としての機能を発揮できるよう、森林資源の計画的な保全と育成に努めます。

→関連：P.52「2-1-1 すぐれた自然の保全 2.森林資源の保全と育成」

→関連：P.52「2-1-1 すぐれた自然の保全 3.保安林の適正配置」

■ 身近な二酸化炭素排出量と森林（スギの人工林）の二酸化炭素吸収量



出典：林野庁

ワンポイント解説

森林吸収

植物は光合成の過程で二酸化炭素を吸収し、有機化合物として固定します。日本の国土の 2/3 は森林であり、森林がもつこの機能を利用して大気中の二酸化炭素量を削減することが考えられています。

□ 4-2 オゾン層保護・酸性雨対策を推進する

環境指標の進捗状況

環境指標	基準年度値 (H27年度)	H30年度	R1年度	実績値 (R2年度)	目標値 (R2年度)	達成 状況
降雪中のpH値	pH6.0	pH5.03	pH5.74	pH5.67	監視を継続 する	達成

□ 4-2-1 オゾン層保護対策の推進

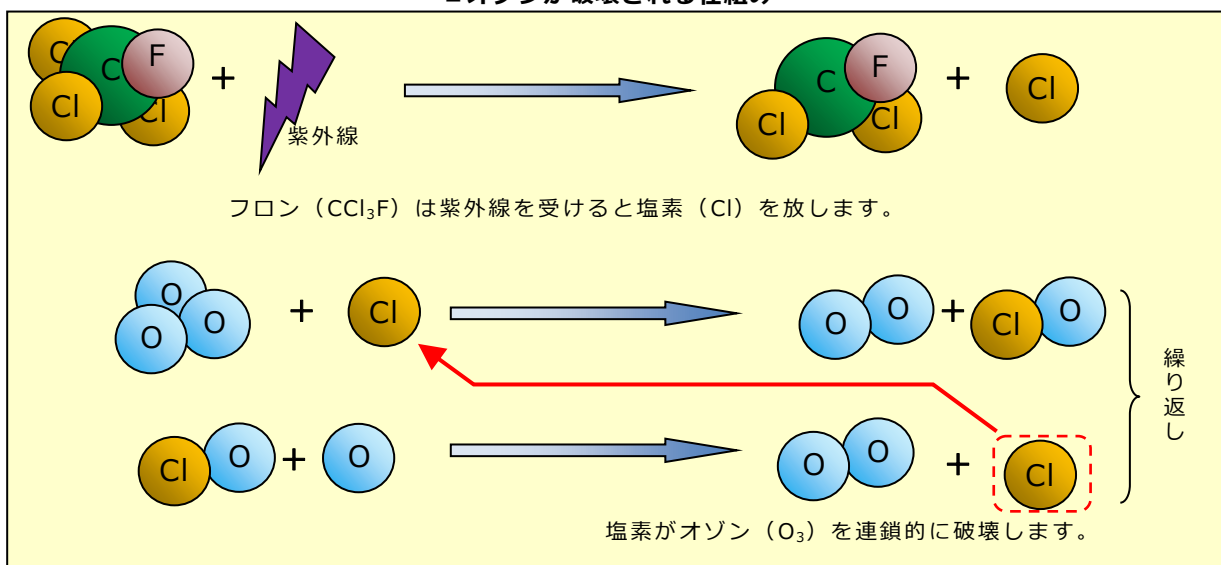
1. オゾン層に関する情報の周知

- オゾン（ O_3 ）は高度10～50kmの成層圏に多く存在し、濃度が高い場所をオゾン層と呼んでいます。オゾン層は太陽から放出される生物に有害な紫外線を吸収し、地上の生態系を保護する働きがあります。ところが、オゾンはクーラーや冷蔵庫などに使用されているフロン（ CCl_3F ）など塩素（Cl）を含む物質によって分解されてしまい、地表に到達する紫外線量が増加することが危惧されています。

2. フロンの排出防止

- 日本では昭和63年に「特定物質の規制等によるオゾン層の保護に関する法律」（オゾン層保護法）を制定し、オゾン層破壊物質の生産及び消費が規制されています。また、フロン回収・破壊については平成13年に「特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律」（フロン回収・破壊法）が制定されました。
- フロン回収・破壊法は平成27年4月1日に改正され、「フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律」（フロン排出抑制法）として施行されています。
- フロンが使用された機器へのフロン類の充填及び機器の廃棄・整備時には法に基づき、知事の登録を受けた業者（第一種フロン類充填回収業者）への委託が必要です。第一種フロン類充填回収業者で、市内に事業所が所在しているのは21業者（令和2年度末現在）となっています。
- カーエアコンは第二種特定製品に分類され、フロンの回収については自動車リサイクル法で規定されています。
- 北上市では、フロン排出抑制法に基づき、庁用機器について、法令に基づく点検を適切に行っています。令和2年度は、国へ報告が必要な1,000t以上の漏えい（ CO_2 換算）はありませんでした。

■ オゾンが破壊される仕組み

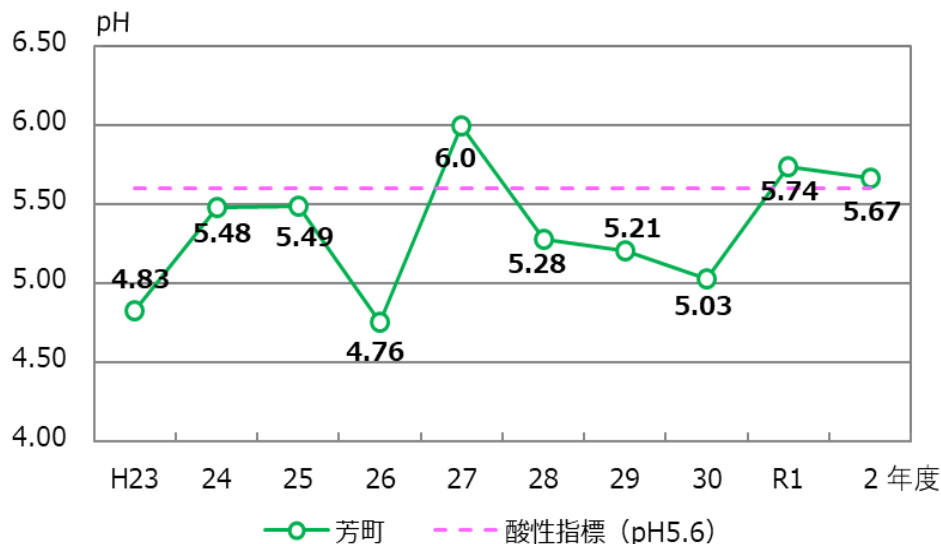


□ 4 - 2 - 2 酸性雨対策の推進

1. 酸性雨（雪）の監視

- 酸性雨（雪）とはpH（水素イオン濃度）が5.6以下の雨又は雪のことです。化石燃料の燃焼で発生した硫黄酸化物や窒素酸化物が雨滴に取り込まれた場合、pHの値は下降し、雨や雪が酸性化します。
- 酸性雨（雪）は湖沼・森林などの生態系や農作物に影響を与えるほか、樹木や建築物へ沈着した場合、衰退・崩壊などを引き起こします。また、国境を越えて広域に影響を及ぼすため、国際問題になっています。
- 市は降雪中のpH値を測定し、酸性雪の状況を継続監視するとともに、年次報告書（本書）で測定結果を公表しています。
- 令和2年度の測定結果は平均値がpH5.67（県平均値pH5.41）となりました。週によってpH5.60～6.51と測定値に差がありますが、平均値については昨年度より若干酸性傾向を示しました。
- 過去10年の経過をみると、降雪中のpH値は4.7～6.0を推移しています。

■ 降雪中の pH 値の推移



資料：北上市生活環境部環境政策課



基本目標5 「すべての人が連携して環境づくりに取り組むまち」をめざして

□ 5-1 環境教育・学習を推進する

環境指標の進捗状況

環境指標	基準年度値 (H27年度)	H30年度	R1年度	実績値 (R2年度)	目標値 (R2年度)	達成 状況
環境学習講座※1受講者数	300名	786名	624名	417名	450名	未達成
緑の少年団（森林愛護少年団） 登録数	5 団体	4 団体	4 団体	4 団体	5団体	未達成
こどもエコクラブ登録者数	1 団体	2 団体	2 団体	2 団体	1 団体	達成

※ 環境関連の出前講座、子どもとはじめる暮らしのエコチャレンジ説明会、きたかみこども環境未来塾の受講者数

□ 5-1-1 環境情報の共有化

1. 環境に関する情報の共有

(1) きたかみこども環境未来塾

- 再生可能エネルギー活用の取り組みを紹介し、市民への普及促進を図っています。
- 令和2年度のきたかみこども環境未来塾は、新型コロナウイルスの影響により中止となりました。

→関連：P.66「4-1-1 温暖化に関する知見の普及 1.市民への情報発信」

(2) 地域とはじめる環境報告会

→関連：P.45「1-5-3 化学物質対策の推進 2. リスクコミュニケーションの推進」

2. 年次報告書の作成

- 北上市の環境に関する年次報告書（本書）を作成し、市内の環境の状況や大気・水質等の測定結果を公表しています。

→関連：P.45「1-5-3 化学物質対策の推進 2. リスクコミュニケーションの推進」

3. 環境資料の充実

- 市立図書館では国の環境白書をはじめとした環境関連の図書を収集・所蔵しており、6月の環境月間にあわせて展示コーナーを設置し、貸出の促進を図っています。
- 令和2年度は購入及び寄贈を受けた環境関連図書が13冊でした。
- 6月2日から6月17日の期間、環境関連図書の展示コーナーを開設し、関連図書を30冊貸し出ししました。

□ 5 - 1 - 2 環境教育・学習の充実

1. 学習の機会の充実

(1) 再生可能エネルギーに関する学習

○北上市地域新エネルギービジョンの事業計画（北上市まると太陽光発電）に基づき平成14年～15年度に市内小学校4校に導入した太陽光発電設備を利用した環境学習を実施しています。令和2年度は、環境学習28回（参加者327人）、システム活用授業12回（参加者348人）を実施し、環境にやさしいエネルギーについて理解を深めるとともに、環境保全の大切さを学習しました。

(2) 子どもとはじめる暮らしのエコチャレンジ

- 「子どもとはじめる暮らしのエコチャレンジ」は、水や電気の使い方、ごみの捨て方など日常生活を通じて暮らしと環境との関わりを理解し、環境問題を解決するため子どもと保護者が一緒にライフスタイルの改善に取り組む事業です。令和2年度は市内小学校（17校）の4年生799人が取り組み、約618kgのCO₂が削減されました。
- 取組前に地球温暖化防止活動推進員を講師として、市内小学校（3校）において地球温暖化の説明会を行いました。説明会参加児童数は182人でした。

■ 子どもとはじめる暮らしのエコチャレンジ



夏休みの2週間を利用して節電・節水・ごみ削減に取り組みます。1週目はテキスト（左：子ども用、右：保護者用）に沿って地球温暖化をはじめとする地球環境問題について勉強します。保護者用テキストには環境問題の原因や現状が詳しく記載されており、子ども用テキストを読み進める手助けになります。2週目は1週目に勉強した知識をもとに生活改善に取り組みます。

■ 令和2年度取り組み結果（17校合計）

テーマ	取組結果（1週間あたり）	二酸化炭素換算量
節 水	風呂（300ℓ）でおよそ427杯分の水を節約した	46kg-CO ₂ の削減
節 電	テレビ（32型、95W相当）で9,319時間分の電気を節約した	416kg-CO ₂ の削減
ごみ減量	燃えるごみを458kg減量した	156kg-CO ₂ の削減

資料：北上市生活環境部環境政策課

(3) 出前講座

○職員が講師となり、市民の興味関心に応じた様々な分野の学習講座を開催しています。令和2年度は環境・ごみ関連の出前講座を15回実施し、235人が受講しました。

■ 出前講座（令和2年度実施分、環境関連）

区 分	対象施設	実施回数	参加人数
環 境	「森林は泣いている」	1回	20人
	「クマの生態を理解し、その被害を未然に防ごう」	2回	20人
	「カラスの生態を理解し、その被害を未然に防ごう」	3回	41人
	「特定外来生物にご注意！！」	1回	15人
	「楽しい里山トレッキング」	1回	18人
ご み	「ごみ減量とリサイクル～循環型社会実現へ～」	7回	121人

資料：北上市まちづくり部生涯学習文化課

2. 人材の育成と活用

(1) 森林愛護少年団・こどもエコクラブ

- 森林愛護少年団は、自然愛護活動を通じて豊かな人間性を育成することを目的としています。市内では4団体が登録されており、令和2年度は2団体が環境学習として花壇への植栽を行いました。
- こどもエコクラブは環境保護に対する子ども達の自主性を育成することを目的としています。令和2年度の登録団体数は2団体となっています。

(2) 地球温暖化防止活動推進員

- 県は地球温暖化対策に関する知識の普及や地球温暖化対策の推進を図るため、地球温暖化防止活動推進員（以下、推進員）を認定し、委嘱しています。推進員は、地球温暖化対策の重要性を住民に広く周知し、温室効果ガス排出抑制のための措置について指導と助言を行います。
- 岩手県では35人が登録されており、北上市からは1人が登録されています。

(3) 北上市公衆衛生組合連合会

- 広く公衆衛生環境美化の分野で積極的に活動している個人・団体を表彰しています。令和2年度は個人4人が表彰されました。
- 2年に一度の改選期に、125行政区の公衆衛生組合長に対し学習会を実施しているほか、毎年、研修会を実施しています。なお令和2年度は、新型コロナウイルスの影響により実施できませんでした。

□ 5-2 環境の保全と創造に向けた取り組みを推進する

環境指標の進捗状況

環境指標	基準年度値 (H27年度)	H30年度	R1年度	実績値 (R2年度)	目標値 (R2年度)	達成 状況
市民と行政の協働体制づくり に対する市民満足度（6段階 評価）	3.8 (H26)	3.89	3.89 (H30)	3.75 (R1)	増加	未達成
地域清掃参加者数（公衆衛生 組合連合会主催）	25,699人	22,773人	26,091人	22,127人	25,500人	未達成
花いっぱい運動取組団体数	222団体	222団体	219団体	216団体	220団体	未達成
いわて地球環境にやさしい事 業所認定数	18事業所	19事業所	18事業所	17事業所	22事業所	未達成
エコショップ認定店数	19店舗	17店舗	18店舗	14店舗	19店舗	未達成

□ 5-2-1 自主的行動の推進

1. 環境に配慮した活動

（1）花いっぱい運動の推進

- 北上市花いっぱい運動推進協議会が中心となり、花を愛する市民が集い、技術交流を深めながら緑豊かなまちづくりの輪を広げる「花いっぱい運動」を推進しています。協議会では各地域団体等への種子・花苗配布事業のほか、花づくりの講習会及びコンクールを開催し、花いっぱい運動への市民の積極的な参加を促しています。
- 令和2年度は花苗・種子配布216団体、コンクール参加59団体でした。
- 花いっぱいコンクールの表彰等を行う市民集会を開催しています。令和2年度は、新型コロナウイルスの影響により参加者を表彰団体のみに制限し、表彰式のみ実施しました。

■ 第29回北上市花いっぱいコンクール 最優秀賞及び審査員特別賞受賞花壇



- 地域における運動推進のため、花苗育成講習会及び花づくり講習会を実施しています。令和2年度は新型コロナウイルスの影響により中止となりました。
- 北上市花いっぱい運動推進協議会では、市民、団体の協力を得て、市の花であるしらゆりを北上総合運動公園（キャンプ場周辺）、憩いの森（男山）に植栽しています。令和2年度は76球の球根を植栽しました。

（2）ライフスタイルの改善

- 情報提供、意識啓発を行っています。
- ライフスタイルデザインプロジェクトに取り組んでいます。

→関連：P.70「4-1-2 省資源・省エネルギーの推進 4. 北上ライフスタイルデザインプロジェクト」

→関連：P.79「5-1-1 環境情報の共有化 1. 環境に関する情報の共有」

→関連：P.80「5-1-2 環境教育・学習の充実 1. 学習の機会の充実」

2. 自主的な環境保全活動の推進

（1）地域づくり総合交付金

- 市内16地区が地域計画に位置づけて行う環境保全活動に対し「地域づくり総合交付金」により支援しています。

→関連：P.49「1-6-2 景観の形成と美観の維持 2. 環境美化活動の推進」

（2）地域清掃の実施

- 公衆衛生組合連合会の主催で地域清掃を実施しています。
- 令和2年度は22,127人が参加しました。

→関連：P.49「1-6-2 景観の形成と美観の維持 2. 環境美化活動の推進」

□ 5-2-2 協働・連携の推進

1. 環境保全活動への支援

（1）いわて地球環境にやさしい事業所認定制度

- 県は、地球温暖化を防止するため、二酸化炭素排出の抑制措置を積極的に講じている事業所を「いわて地球環境にやさしい事業所」に認定するとともに、広く県民に紹介し、地球温暖化対策の積極的な取り組みの拡大を図っています。
- 認定事業所は、認定マークを使用できるほか、産業廃棄物処理業者格付制度及び県営建設工事請負資格者に係る審査基準等において加点されるなどのメリットがあります。
- 令和3年3月現在における市内認定事業所数は17となっています。
- 未認定の事業所に対しては、県は地球温暖化の基礎知識や二酸化炭素削減に役立つ情報を中心とした「エコスタッフ養成セミナー」を開催するなど、取り組みを支援しています。

■ いわて地球環境にやさしい事業所認定区分

区分	基準
★（一つ星）	1. 二酸化炭素排出量の抑制に向けた具体的な計画・取り組みを行っていること。 2. 従業員の通勤用マイカー利用による二酸化炭素排出の抑制に向けた具体的な取り組みを行っていること。 3. エコスタッフ又は環境社会検定試験（eco検定）合格者であって、1年以上事業所の環境活動に従事している者が常駐していること。
★★（二つ星）	上記一つ星に加えて、環境マネジメントシステムを保有していること。
★★★（三つ星）	上記二つ星に加えて、ISO14001、IES（いわて環境マネジメントシステム）及びエコアクション21などの認証を取得していること。
★★★★（四つ星）	上記三つ星に加えて、二酸化炭素排出の抑制に向けた具体的な取り組みの成果として、二酸化炭素排出量の削減又は、二酸化炭素排出原単位の改善のいずれかが認められること。

■ いわて地球環境にやさしい事業所（令和3年3月末現在）

★★★★	(株)IJTT北上工場	ケミコン東日本(株)岩手工場
	第一開明(株)北上営業所	(株)YAMANAKA北上工場
	(株)マルサ	北上ハイテクペーパー(株)
	北上槌屋デカル(株)	北上ビルメン(株)
	千田工業(株)	トヨタ紡織東北(株)岩手事業所
	(株)北日本環境保全	(株)ジャパンセミコンダクター
	(株)エレック北上	(株)アイエムアイ
	(株)スパット北上	日立Astemoハイキャスト(株)
	岩手基礎工業(株)	

(2) エコショップいわて認定制度

- 簡易包装やレジ袋利用の削減、資源物の店頭回収、ごみの減量化・リサイクルなどの環境に配慮した取り組みを実施している店舗を「エコショップいわて認定店」として認定しています。
- 簡易包装やレジ袋利用の削減、資源物の店頭回収、ごみの減量化・リサイクルなど、環境に配慮した優秀な取り組みが審査され、エコショップに認定された店舗は認定マークを広告に利用できるなど、環境に配慮した事業活動をアピールできるメリットがあります。
- 令和2年度末現在の市内認定店数は14となっています。

■ エコショップいわて認定店（令和3年3月末現在）

ジョイス北上アピア店	ジョイス川岸店	ジョイス北上中央店
ジョイス北上鬼柳店	ロッキー江釣子店	ロッキー村崎野店
ビッグハウス 北上店	江釣子ショッピングセンター パル	パスポート(株)川辺商会
マックスバリュ株式会社MV北上店	ニューデイズミニ北上東口店	ニューデイズミニ北上西口
薬王堂北上和賀店	ベルフ北上	

(3) 地域づくり総合交付金

→関連：P.50「1-6-2 景観の形成と美観の維持 2.環境美化活動の推進

2. 協働・連携の体制づくり

- 北上市環境基本計画に基づく市の環境施策の推進に関し市民・事業者・有識者等から意見を求め、施策へ反映させるため「きたかみエコネットワーク推進会議」を設置しています。
- 令和2年度は10月、3月の2回開催しました。

3. 市域を越えたパートナーシップの形成

(1) 和賀川の清流を守る会

- 和賀川の清流を守る会は和賀川の環境汚染を防止し流域住民の健康的な生活を守るため、流域の自治体（北上市、西和賀町）及び住民、関係機関や事業所等が連携し、昭和47年に結成されました。和賀川流域の清掃活動、自然探索会、休廃止鉱山の実態調査、親水美化活動活動への補助などを実施しています。
- 令和2年度は3団体へ親水美化活動補助金を交付しました。交付額は62,356円でした。

→関連：P.17「1-1-1 監視体制の充実 5.休廃止鉱山水質調査」

→関連：P.49「1-6-2 景観の形成と美観の維持 2.環境美化活動の推進」

(2) 和賀川流域のきれいな水循環を推進する協議会

- 県は、和賀川流域における住民、事業者、市町村及び県が連携、協力し、森林、河川、湖沼等の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、流域の水と緑を次世代に引き継ぐため、「岩手県ふるさとの森と川と海の保全及び創造に関する条例」第16条に基づき、和賀川流域のきれいな水循環を推進する協議会を設置しています。

(3) 湯田ダムビジョン推進協議会

- 「湯田ダムビジョン」は湯田ダムを核とする和賀川流域の活性化と地域の新たな価値創出を目指して策定され、協議会はその推進役を担っています。
- 和賀川河川敷にて特定外来生物アレチウリの駆除を継続して実施しています。

(4) 黒岩地区環境問題対策委員会

- 最終埋立場放流口からの放流水の定期的測定や現場視察等を実施し、地域の環境保全に努めています。

(5) アドプト協定

- 市内の農業用排水施設等の適正な保全管理を実施するため、市や関係土地改良区、地域住民の連携による環境美化活動の推進に向け「アドプト協定」を締結し、施設の適正管理に努めています（野沢排水機場、新堰水辺公園、新堰東水辺公園）。

第4章 北上市環境基本計画(第三次計画)の概要

第1節 計画策定の趣旨

環境保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、平成13年に第一次北上市環境基本計画（計画期間：平成13年度～平成22年度）、平成23年度に第二次北上市環境基本計画（計画期間：平成23年度～令和2年）を策定し、「みんなで創る 水清く緑あふれる環境都市 きたかみ」を望ましい環境のすがたとして掲げ、その実現に向け環境施策を展開してきました。

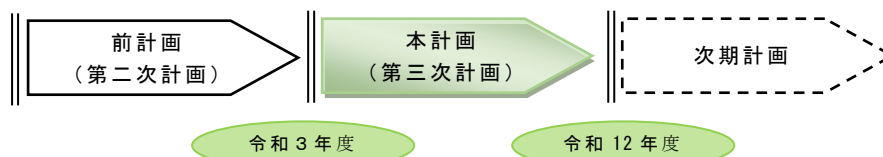
その間も、環境を取り巻く情勢は変化を続け、地球温暖化の進行による気温の上昇、海面の上昇、ゲリラ豪雨等の気候変動、農作物被害や、海洋プラスチックごみによる生態系を含めた海洋環境への悪影響など、環境問題は予断を許さない状況が続いています。

こうした状況の中で、世界では2015年に、地球規模の環境の危機を反映し、国連持続可能な開発サミットにおいて、持続可能な開発目標（SDGs）が採択されました。SDGsとは、誰も置き去りせず、すべての人にとってより良い、持続可能な未来を築くための2030年までの目標のことで、17の目標とそこから派生する169のターゲットを定めています。また、同じく2015年、気候変動枠組条約第21回締約国会議（COP21）において、すべての国と地域が参加する温室効果ガス排出削減のための新たな枠組みである「パリ協定」も採択され、国際的合意が立て続けに成されました。国においては、持続可能な社会実現のため、各地域が資源を活かし自立・分散型の社会を形成する地域循環共生圏の創造や世界の範となる日本の確立を通じた環境・生命文明型社会の実現を目指し、第五次環境基本計画を平成30年に策定しました。また、2015年のSDGs策定後、2016年に日本の取り組みの指針となるSDGs実施方針を策定し、2018年に改定しました。また、令和2年に、2050年までに温室効果ガス排出量を実質ゼロにするというカーボンニュートラルの実現を表明しました。このように国は、持続的な社会の実現に向けた取り組みを強化しています。

市は、このような環境を取り巻く状況の変化を踏まえ、気候変動への適合、生物多様性の保全など、新たな環境問題に対応し、環境の保全及び創造に関する施策をより一層推進するため、前計画を継承、発展させた新しい計画として、北上市環境基本計画（第三次計画）を策定しました。

第2節 計画の期間

「北上市環境基本計画（第三次計画）」の期間は、令和3年度から令和12年度（2021～2030年度）の10年間としています。なお、社会情勢の変化などを踏まえ、必要に応じ計画内容の見直しを行います。



第3節 計画の目標

「北上市環境基本計画（第三次計画）」では「地域で支え合い 人と自然が調和する 環境共生都市 きたかみ」を北上市における望ましい環境のすがたとして掲げ、その実現に向け、5つの基本目標別に展開すべき環境施策を示しています。

基本目標1 地球環境に配慮した暮らしをするまち

関連する SDGs



地球温暖化が深刻化し、気候変動の影響が北上市にも及んでいます。私たちは異常気象など、地球規模の様々な環境問題に直面しており、私たち一人ひとりの社会経済活動や生活様式もその一因となっています。

本市でも、これらの問題に対する意識が高まっており、公共施設への太陽光発電システムやLED照明の導入等、環境へ配慮したエネルギー使用を推進しています。

地球の一員である市民一人ひとりが、日常の暮らしと地球環境との関りを理解し「地球環境に配慮した暮らしをするまち」づくりを進めていきます。

基本目標2 限りある資源を有効に利用するまち

関連する SDGs



物質的な豊かさや利便性、快適性を追求した大量生産、大量消費及び大量廃棄型の社会構造は、身近なごみ問題にとどまらず、天然資源の枯渇や地球規模の環境にまで影響を及ぼします。

本市はこれまで、家庭ごみの手数料化、30・10運動の推進など、廃棄物対策を積極的に進めてきました。

今後さらに、ごみの減量や資源の有効利用を推進し「限りある資源を有効に利用するまち」づくりを進めていきます。

基本目標3 恵み豊かな自然とともに生きるまち

関連する SDGs



私たちの生活は、自然の恵みによって支えられており、自然は人が生きるために必要な空気、水、食糧といった物質的な恵みのほか、精神的なやすらぎを与えてくれます。

本市は豊かな自然に恵まれており、それらを守るため、生物多様性を保全する取り組みや、外来生物対策、自然とのふれあいの場の創出に努めなければなりません。

豊かな自然環境を守り育て、自然との共生を肌で感じ、その恵みを将来にわたり享受できるよう「恵み豊かな自然とともに生きるまち」づくりを進めていきます。

基本目標4 健康で安全・快適に暮らせるまち

関連する SDGs



私たちが健康で文化的な暮らしを営むためには、大気や水、土壌といった身近な環境が良好であるとともに、都市アメニティの充実が求められます。

本市は、産業や人口の集積、交通網の発達などにより、大気汚染や水質汚濁、騒音の発生など、環境に影響を与える要素が多く存在しています。

これらに起因した環境問題の発生を未然に防ぎ、市民の良好な生活環境を確保するとともに、うるおいある都市環境を創造し「健康で安全・快適に暮らせるまち」づくりを進めていきます。

基本目標5 すべての人が連携して環境づくりに取り組むまち

関連する SDGs



今日の複雑多様化した環境問題を解決するためには、地域社会に暮らすすべての人が連携し、それぞれの役割を果たしていく必要があります。

市内では、地域や各種団体による環境保全活動や、事業者による環境保全を目的とした地域貢献活動も活発に行われています。

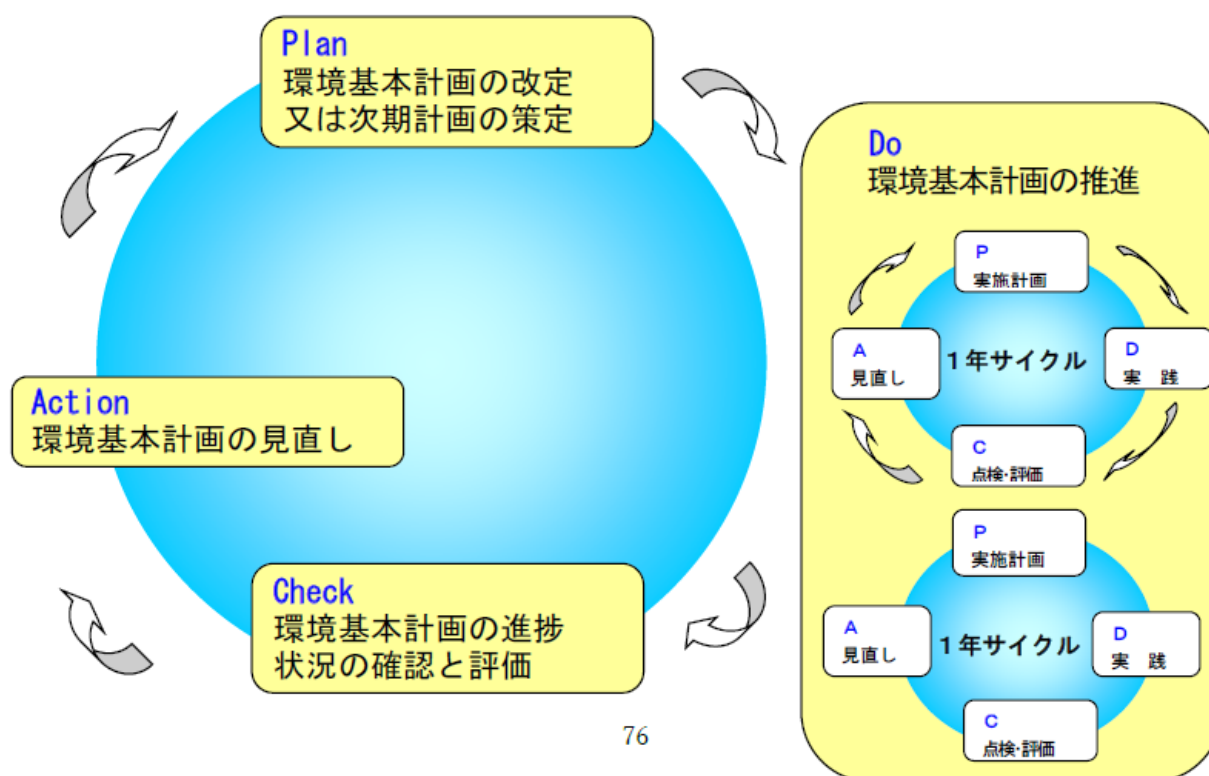
市はこうした活動を支援するとともに、各主体間の情報交換や交流、施策形成への参画促進を図り「すべての人が連携して環境づくりに取り組むまち」づくりを進めていきます。

第4節 計画の推進体制

北上市環境基本計画（第三次計画）で掲げる望ましい環境のすがたを実現させるためには、市民、事業者、行政がそれぞれの立場で環境に配慮した行動を積極的に実践するとともに、相互に連携・協力していく必要があります。この計画では、次の組織を活用して推進していきます。

- 北上市環境審議会
- きたかみエコネットワーク推進会議
- 北上市環境保全専門委員
- 北上市環境基本計画等検討委員会

環境基本計画を総合的にマネジメントしていくため、PDCA サイクルにより継続的な進行管理を行います。



76

第5章 資料編

第1節 環境基準

□ 1-1 水質汚濁防止法関係環境基準

1. 公共用水域に係る環境基準

(1) 人の健康の保護に関する環境基準（健康項目）

（昭和46.12.28環境庁告示第59号、最近改正平成31.3.20環境省告示第46号）

項 目	基 準 値	項 目	基 準 値
カドミウム	0.003 mg/ℓ 以下	1,1,2-トリクロロエタン	0.006 mg/ℓ 以下
全シアン	検出されないこと	トリクロロエチレン	0.01 mg/ℓ 以下
鉛	0.01 mg/ℓ 以下	テトラクロロエチレン	0.01 mg/ℓ 以下
六価クロム	0.05 mg/ℓ 以下	1,3-ジクロロプロペン	0.002 mg/ℓ 以下
砒素	0.01 mg/ℓ 以下	チウラム	0.006 mg/ℓ 以下
総水銀	0.0005mg/ℓ 以下	シマジン	0.003 mg/ℓ 以下
アルキル水銀	検出されないこと	チオベンカルブ	0.02 mg/ℓ 以下
P C B	検出されないこと	ベンゼン	0.01 mg/ℓ 以下
ジクロロメタン	0.02 mg/ℓ 以下	セレン	0.01 mg/ℓ 以下
四塩化炭素	0.002 mg/ℓ 以下	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10 mg/ℓ 以下
1,2-ジクロロエタン	0.004 mg/ℓ 以下	ふっ素	0.8 mg/ℓ 以下
1,1-ジクロロエチレン	0.1 mg/ℓ 以下	ほう素	1 mg/ℓ 以下
シス-1,2-ジクロロエチレン	0.04 mg/ℓ 以下	1,4-ジオキサン	0.05 mg/ℓ 以下
1,1,1-トリクロロエタン	1 mg/ℓ 以下		

備 考

- 1 基準値は年間平均値とする。ただし、全シアンに係る基準値については最高値とする。
- 2 「検出されないこと」とは、規定の測定方法の定量限界を下回ることをいう。
- 3 海域については、ふっ素及びほう素の基準値は適用しない。
- 4 硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素の濃度は、規格 43.2.1、43.2.3 又は 43.2.5 により測定された硝酸性イオンの濃度に換算係数 0.2259 を乗じたものと規格 43.1 により測定された亜硝酸性イオンの濃度に換算係数 0.3045 を乗じたものの和とする。

(2) 環境基準は設定されていないが、知見の集積に努めるべきとされている項目（要監視項目）

（平成16.3.31水環境部長通知 環水企発第040331003号・環水土発第040331005号）

（最近改正平成21.11.30水・大気環境局長通知 環水大発第091130004号・環水大土発第091130005号）

項 目	指 針 値	項 目	指 針 値
クロロホルム	0.06 mg/ℓ 以下	フェノブカルブ（BPMC）	0.03 mg/ℓ 以下
トランス-1,2-ジクロロエチレン	0.04 mg/ℓ 以下	イブロベンホス（IBP）	0.008 mg/ℓ 以下
1,2-ジクロロプロパン	0.06 mg/ℓ 以下	クロルニトロフェン（CNP）	－
p-ジクロロベンゼン	0.2 mg/ℓ 以下	トルエン	0.6 mg/ℓ 以下
イソキサチオン	0.008 mg/ℓ 以下	キシレン	0.4 mg/ℓ 以下
ダイアジノン	0.005 mg/ℓ 以下	フタル酸ジエチルヘキシル	0.06 mg/ℓ 以下
フェニトロチオン（MEP）	0.003 mg/ℓ 以下	ニッケル	－
イソプロチオラン	0.04 mg/ℓ 以下	モリブデン	0.07 mg/ℓ 以下
オキシ銅（有機銅）	0.04 mg/ℓ 以下	アンチモン	0.02 mg/ℓ 以下
クロロタロニル（TPN）	0.05 mg/ℓ 以下	塩化ビニルモノマー	0.002 mg/ℓ 以下
プロピザミド	0.008 mg/ℓ 以下	エピクロロヒドリン	0.0004 mg/ℓ 以下
EPN	0.006 mg/ℓ 以下	全マンガン	0.2 mg/ℓ 以下
ジクロロボス（DDVP）	0.008 mg/ℓ 以下	ウラン	0.002 mg/ℓ 以下

備 考

- 1 指針値は年間平均値とする。

(3) 生活環境の保全に関する環境基準（生活環境項目）

(昭和46.12.28環境庁告示第59号、最近改正平成31.3.20環境省告示第46号)

ア 河川（湖沼を除く）

(ア) 全垂鉛、ノニルフェノール、直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩（LAS）以外

項目 類型	基準値					利用目的の適応性				
	水素イオン濃度 (pH)	生物化学的酸素要求量 (BOD)	浮遊物質 (SS)	溶存酸素量 (DO)	大腸菌群数					
AA	6.5以上 8.5以下	1 mg/ℓ 以下	25mg/ℓ 以下	7.5mg/ℓ 以上	50MPN /100mℓ以下	水道1級、 自然環境保全				
A	6.5以上 8.5以下	2 mg/ℓ 以下	25mg/ℓ 以下	7.5mg/ℓ 以上	1,000MPN /100mℓ以下	水道2級、 水産1級、水浴				
B	6.5以上 8.5以下	3 mg/ℓ 以下	25mg/ℓ 以下	5 mg/ℓ 以上	5,000MPN /100mℓ以下	水道3級、水産2級				
C	6.5以上 8.5以下	5 mg/ℓ 以下	50mg/ℓ 以下	5 mg/ℓ 以上	—	水産3級、工業用水1級				
D	6.0以上 8.5以下	8 mg/ℓ 以下	100mg/ℓ 以下	2 mg/ℓ 以上	—	工業用水2級、農業用水				
E	6.0以上 8.5以下	10mg/ℓ 以下	ごみ等の浮遊が 認められないこと	2 mg/ℓ 以上	—	工業用水3級、環境保全				

備考

- 1 基準値は日間平均値とする。（湖沼、海域もこれに準ずる。）
- 2 農業利用水点については水素イオン濃度6.0以上7.5以下、溶存酸素量5 mg/ℓ以上とする。（湖沼もこれに準ずる。）
- 3 MPN＝最確数

注) 1 自然環境保全＝自然探勝等の環境の保全

2 水道1級＝ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの

" 2級＝沈殿ろ過等による通常の浄水操作を行うもの

" 3級＝前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの

3 水産1級＝ヤマメ、イワナ等貧腐水性水域の水産生物用並びに水産2級及び水産3級の水産生物用

" 2級＝サケ科魚類及びアユ等貧腐水性水域の水産生物用及び水産3級の水産生物用

" 3級＝コイ、フナ等、β-中腐水性水域の水産生物用

4 工業用水1級＝沈殿等による通常の浄水操作を行うもの

" 2級＝薬品注入等による高度の浄水操作を行うもの

" 3級＝特殊な浄水操作を行うもの

5 環境保全＝国民の日常生活（沿岸の遊歩等を含む）において不快感を生じない限度

(イ) 全垂鉛、ノニルフェノール、直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩（LAS）

項目 類型	水生生物の生息状況の適応性	基準値		
		全垂鉛	ノニルフェノール	直鎖アルキルベンゼンスルホン酸塩 及びその塩
生物A	イワナ、サケマス等比較的低温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03mg/ℓ以下	0.001mg/ℓ以下	0.03mg/ℓ以下
生物特A	生物Aの水域のうち、生物Aの欄に掲げる水生生物の産卵場（繁殖場）又は幼稚仔の生息場として特に保全が必要な水域		0.0006mg/ℓ以下	0.02mg/ℓ以下
生物B	コイ、フナ等比較的高温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域		0.002mg/ℓ以下	0.05mg/ℓ以下
生物特B	生物A又は生物Bの水域のうち、生物Bの欄に掲げる水生生物の産卵場（繁殖場）又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域		0.002mg/ℓ以下	0.04mg/ℓ以下

備考 基準値は年間平均値とする。

イ 湖沼（天然湖沼及び貯水量1,000万m³以上かつ水の滞留時間が4日間以上である人工湖）

（ア）全窒素、全燐、全亜鉛、ノニルフェノール、直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩以外の項目

項目 類型	基準値					利用目的の適応性		
	水素イオン濃度 (pH)	化学的酸素 要求量 (COD)	浮遊物質 量 (SS)	溶存酸素量 (DO)	大腸菌群数			
A A	6.5以上 8.5以下	1 mg/ℓ 以下	1 mg/ℓ 以下	7.5mg/ℓ 以上	50MPN /100mℓ以下	水道1級、 水産1級、自然環境保全		
A	6.5以上 8.5以下	3 mg/ℓ 以下	5 mg/ℓ 以下	7.5mg/ℓ 以上	1,000MPN /100mℓ以下	水道2・3級、 水産2級、水浴		
B	6.5以上 8.5以下	5 mg/ℓ 以下	15mg/ℓ 以下	5 mg/ℓ 以上	—	水産3級、工業用水1級、 農業用水		
C	6.0以上 8.5以下	8 mg/ℓ 以下	ごみ等の浮遊が 認められないこと	2 mg/ℓ 以上	—	工業用水2級、環境保全		

備考

水産1級、水産2級及び水産3級については、当分の間、浮遊物質量の項目の基準値は適用しない。

注）水産1級＝ヒメマス等貧栄養湖型の水域の水産生物用並びに水産2級及び水産3級の水産生物用

〃 2級＝サケ科魚類及びアユ等貧栄養湖型の水域の水産生物用並びに水産3級の水産生物用

〃 3級＝コイ、フナ等富栄養湖型の水域の水産生物用

自然環境保全、水道1・2・3級、工業用水1・2級、環境保全についてはP.90に同じ

（イ）全窒素、全燐

項目 類型	基準値		利用目的の適応性		
	全窒素	全燐			
I	0.1 mg/ℓ 以下	0.005mg/ℓ 以下	自然環境保全		
II	0.2 mg/ℓ 以下	0.01 mg/ℓ 以下	水道1、2、3級（特殊なものを除く） 水産1種・水浴		
III	0.4 mg/ℓ 以下	0.03 mg/ℓ 以下	水道3級（特殊なもの）		
IV	0.6 mg/ℓ 以下	0.05 mg/ℓ 以下	水産2種		
V	1 mg/ℓ 以下	0.1 mg/ℓ 以下	水産3種・工業用水・農業用水・環境保全		

備考

1 基準値は年間平均値とする。

2 農業用水については全燐の項目の基準値は適用しない

注）水道3級＝前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの（「特殊なもの」とは臭気物質の除去が可能な特殊な浄水操作を行うものをいう。）

水産1種＝サケ科魚類及びアユ等の水産生物用並びに水産2種及び水産3種の水産生物用

水産2種＝ワカサギ等の水産生物用及び水産3種の水産生物用

水産3種＝コイ、フナ等の水産生物用

自然環境保全、水道1・2級、工業用水、環境保全についてはP.90に同じ

(ウ) 全亜鉛、ノニルフェノール、直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩 (LAS)

項目 類型	水生生物の生息状況の適応性	基準値		
		全亜鉛	ノニルフェノール	直鎖アルキルベンゼンスルホン酸塩及びその塩
生物 A	イワナ、サケマス等比較的低温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03mg/ℓ 以下	0.001mg/ℓ 以下	0.03mg/ℓ 以下
生物特 A	生物 A の水域のうち、生物 A の欄に掲げる水生生物の産卵場（繁殖場）又は幼稚仔の生息場として特に保全が必要な水域		0.0006mg/ℓ 以下	0.02mg/ℓ 以下
生物 B	コイ、フナ等比較的高温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域		0.002mg/ℓ 以下	0.05mg/ℓ 以下
生物特 B	生物 A 又は生物 B の水域のうち、生物 B の欄に掲げる水生生物の産卵場（繁殖場）又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域		0.002mg/ℓ 以下	0.04mg/ℓ 以下

備考 基準値は年間平均値とする。

2. 地下水の水質汚濁に係る環境基準

(平成9.3.13環境庁告示第10号、最近改正平成31.3.20環境省告示第54号)

項 目	基 準 値	項 目	基 準 値
カドミウム	0.003 mg/ℓ 以下	1,1,1-トリクロロエタン	1 mg/ℓ 以下
全シアン	検出されないこと	1,1,2-トリクロロエタン	0.006 mg/ℓ 以下
鉛	0.01 mg/ℓ 以下	トリクロロエチレン	0.01 mg/ℓ 以下
六価クロム	0.05 mg/ℓ 以下	テトラクロロエチレン	0.01 mg/ℓ 以下
砒素	0.01 mg/ℓ 以下	1,3-ジクロロプロベン	0.002 mg/ℓ 以下
総水銀	0.0005mg/ℓ 以下	チウラム	0.006 mg/ℓ 以下
アルキル水銀	検出されないこと	シマジン	0.003 mg/ℓ 以下
P C B	検出されないこと	チオベンカルブ	0.02 mg/ℓ 以下
ジクロロメタン	0.02 mg/ℓ 以下	ベンゼン	0.01 mg/ℓ 以下
四塩化炭素	0.002 mg/ℓ 以下	セレン	0.01 mg/ℓ 以下
1,2-ジクロロエタン	0.004 mg/ℓ 以下	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10 mg/ℓ 以下
塩化ビニルモノマー	0.002 mg/ℓ 以下	ふっ素	0.8 mg/ℓ 以下
1,1-ジクロロエチレン	0.1 mg/ℓ 以下	ほう素	1 mg/ℓ 以下
1,2-ジクロロエチレン	0.04 mg/ℓ 以下	1,4-ジオキサン	0.05 mg/ℓ 以下

備考

- 1 基準値は年間平均値とする。ただし、全シアンに係る基準値については最高値とする。
- 2 「検出されないこと」とは、規定の測定方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。
- 3 硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素の濃度は、規格K0102の43.2.1、43.2.3又は43.2.5により測定された硝酸性イオンの濃度に換算係数0.2259を乗じたものと規格K0102の43.1により測定された亜硝酸性イオンの濃度に換算係数0.3045を乗じたものの和とする。
- 4 1,2-ジクロロエチレンの濃度は、規格K0125の5.1、5.2又は5.3.2により測定されたシス体の濃度と規格K0125の5.1、5.2又は5.3.1により測定されたトランス体の濃度の和とする。
- 5 地下水に関する要監視項目及び指針値は、公共用水域に関する要監視項目及び指針値のうち、トランス-1,2-ジクロロエチレン及び塩化ビニルモノマーの項目を除いたものである。

3. 排水基準等

(1) 有害物質に係る排水基準

排水基準：(法第3条第2項) (昭和46.6.21総理府令第35号別表第1、最近改正令和元年.11.18省令15)
(条例第23条第2項) (平成13規則第140号別表第9)

有害物質の種類	許容限度
カドミウム及びその化合物	カドミウム 0.03 mg/ℓ
シアン化合物	シアン 1 mg/ℓ
有機燐化合物 (パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及びEPNに限る)	1 mg/ℓ
鉛及びその化合物	鉛 0.1 mg/ℓ
六価クロム化合物	六価クロム 0.5 mg/ℓ
砒素及びその化合物	砒素 0.1 mg/ℓ
水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物	水銀 0.005 mg/ℓ
アルキル水銀化合物	検出されないこと
ポリ塩化ビフェニル	0.003 mg/ℓ
トリクロロエチレン	0.1 mg/ℓ
テトラクロロエチレン	0.1 mg/ℓ
ジクロロメタン	0.2 mg/ℓ
四塩化炭素	0.02 mg/ℓ
1,2-ジクロロエタン	0.04 mg/ℓ
1,1-ジクロロエチレン	1 mg/ℓ
1,2-ジクロロエチレン	シス体 0.4 mg/ℓ
1,1,1-トリクロロエタン	3 mg/ℓ
1,1,2-トリクロロエタン	0.06 mg/ℓ
1,3-ジクロロプロペン	0.02 mg/ℓ
チウラム	0.06 mg/ℓ
シマジン	0.03 mg/ℓ
チオベンカルブ	0.2 mg/ℓ
ベンゼン	0.1 mg/ℓ
セレン及びその化合物	0.1 mg/ℓ
ほう素及びその化合物	海域以外(ほう素) 10 mg/ℓ 海域(ほう素) 230 mg/ℓ
ふっ素及びその化合物	海域以外(ふっ素) 8 mg/ℓ 海域(ふっ素) 15 mg/ℓ
アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物	アンモニア性窒素に0.4を乗じたものの、亜硝酸性窒素及び硝酸性窒素の合計量 100 mg/ℓ
1,4-ジオキサン	0.5 mg/ℓ

備考

- 「検出されないこと」とは、府令第2条の規定に基づき環境大臣が定める方法により排出量の汚染状態を検定した場合において、その結果が当該検定方法の定量限界を下回ることをいう。
- 砒素及びその化合物についての排水基準は政令一部改正施行(昭和49.12.1)の際現に湧出している温泉を利用する旅館業に属する事業場に係る排水水については、当分の間、適用しない。

(2) 生活環境に係る排水基準

(法第3条第2項) (昭和46.6.21総理府令第35号別表第2 最近改正令和元年.11.18省令15)

(条例第23条第2項) (平成13規則第140号別表第10)

項 目	許 容 限 度
水素イオン濃度〔pH〕 (水素指数)	海域以外の公共用水域に排出されるもの 5.8以上8.6以下 海域に排出されるもの 5.0以上9.0以下
生物化学的酸素要求量〔BOD〕(河川等に排水する場合適用)	160mg/ℓ (日間平均120mg/ℓ)
化学的酸素要求量〔COD〕(湖沼、海域に排水する場合適用)	160mg/ℓ (日間平均120mg/ℓ)
浮遊物質〔SS〕	200mg/ℓ (日間平均150mg/ℓ)
ノルマルヘキサン抽出物質含有量 (鉱油類含有量)	5mg/ℓ
ノルマルヘキサン抽出物質含有量 (動植物油脂類含有量)	30mg/ℓ
フェノール類含有量	5mg/ℓ
銅含有量	3mg/ℓ
亜鉛含有量	2mg/ℓ
溶解性鉄含有量	10mg/ℓ
溶解性マンガン含有量	10mg/ℓ
クロム含有量	2mg/ℓ
大腸菌群数	日間平均3,000個/cm ³
窒素含有量	120mg/ℓ (日間平均60mg/ℓ)
燐含有量	16mg/ℓ (日間平均8mg/ℓ)

備 考

- 「日間平均」による許容限度は、1日の排出水の平均的な汚染状態について定めたものである。
- この表に掲げる排水基準は、1日当たりの平均的な排出水の量が50m³以上である工場又は事業場に係る排水について適用する。
- 水素イオン濃度及び溶解性鉄含有量についての排水基準は、硫黄鉱業(硫黄と共存する硫化鉄鉱を掘採する鉱業を含む。)に属する工場又は事業場に係る排水については適用しない。
- 水素イオン濃度、銅含有量、亜鉛含有量、溶解性鉄含有量、溶解性マンガン含有量及びクロム含有量についての排水基準は、政令一部改正施行(昭和49.12.1)の際現に湧出している温泉を利用する旅館業に属する事業場に係る排水については、当分の間、適用しない。
- 生物化学的酸素要求量についての排水基準は、海域及び湖沼以外の公共用水域に排出される排水に限って適用し、化学的酸素要求量についての排出基準は、海域及び湖沼に排出される排水に限って適用する。
- 窒素含有量についての排出基準は、窒素が湖沼植物プランクトンの著しい増殖をもたらすおそれがある湖沼として環境大臣が定める湖沼、海洋植物プランクトンの著しい増殖をもたらすおそれがある海域(湖沼であって水の塩素イオン含有量が1リットルにつき9,000ミリグラムを超えるものを含む。以下同じ。)として環境大臣が定める海域及びこれらに流入する公共用水域に排出される排水に限って適用する。
- 燐含有量についての排水基準は、燐が湖沼植物プランクトンの著しい増殖をもたらすおそれがある湖沼として環境大臣が定める湖沼、海洋植物プランクトンの著しい増殖をもたらすおそれがある海域として環境大臣が定める海域及びこれらに流入する公共用水域に排出される排水に限って適用する。

□ 1-2 大気汚染防止法関係環境基準

1. 二酸化硫黄等

(昭和48.5.8環境庁告示第25号 最近改正平成21.9.9環境省告示第33号)

物 質	環 境 基 準	達 成 期 間
二酸化硫黄 (SO ₂)	1時間値の1日平均値が0.04ppm以下、 かつ、1時間値が0.1ppm以下	維持又は5年以内において達成
一酸化炭素 (CO)	1時間値の1日平均値が10ppm以下、 かつ、1時間値の8時間平均値が20ppm以下	維持又は早期に達成
浮遊粒子状物質 (SPM)	1時間値の1日平均値が0.10mg/m ³ 以下、 かつ、1時間値が0.20mg/m ³ 以下	維持又は早期に達成
二酸化窒素 (NO ₂)	1時間値の1日平均値が0.04ppmから 0.06ppmまでのゾーン内又はそれ以下	①ゾーンを越える地域は7年以内に達成 ②その他の地域は維持又は大きく上回らないこと
光化学オキシダント (O _x)	1時間値が0.06ppm以下	維持又は早期に達成
微小粒子状物質 (PM _{2.5})	1年平均値が15μg/m ³ 以下 かつ1日平均値が35μg/m ³ 以下	維持又は早期に達成

備 考

- 環境基準は、工業専用地域、車道その他一般公衆が通常生活していない地域または場所については、適用しない。
- 浮遊粒子状物質とは、大気中に浮遊する粒径10μm以下の物質をいう。
- 二酸化窒素の達成期間について、本県は全てゾーン以下の地域に区分されている。(昭和53.7.11環大企第252号、昭和53.7.17環大企第262号、昭和54.8.7環大企第310号)
- 光化学オキシダントとは、オゾン、パーアセチルナイトレートその他の光化学反応により生成される酸化性物質(中性ヨウ化カリウム溶液からヨウ素を遊離するものに限り、二酸化窒素を除く。)をいう。
- 微小粒子状物質とは、大気中に浮遊する粒子状物質であって、その粒径が2.5μm以下の粒子を50%の割合で分離できる分粒装置を用いて、より粒径の大きい粒子を除去したあとに採取される粒子をいう。
- 炭化水素の環境濃度指針は、非メタン炭化水素の午前6～9時における3時間平均値0.20～0.31ppmC(昭和51.8中公審答申)。
- カドミウムの濃度暫定基準は、0.88μg/m³(昭和44厚生省「カドミウム暫定対策要綱」)。

2. 有害大気汚染物質

(平成9.2.4環境庁告示第4号) (平成30.11.19環境省告示第100号)

物 質	環 境 基 準	達 成 期 間
ベンゼン	1年平均値が 0.003 mg/m ³ 以下	維持又は早期に達成
トリクロロエチレン	1年平均値が 0.13 mg/m ³ 以下	
テトラクロロエチレン	1年平均値が 0.2 mg/m ³ 以下	
ジクロロメタン	1年平均値が 0.15 mg/m ³ 以下	

備 考

- 環境基準は、工業専用地域、車道その他一般公衆が通常生活していない地域または場所については、適用しない。
- 1年平均値は、連続24時間のサンプリングを月1回以上実施して算出する(平成2.1.12環大企第37号、平成2.1.12環大企第26号～27号)

□ 1-3 騒音・振動規制法関係環境基準

1. 騒音環境基準（平成10.9.30環境庁告示第64号）

一般の騒音に適用されるもので、航空機騒音、鉄道騒音及び建設作業騒音には適用しない。

（平成24.3.30市告示乙第18号 最近改正平成29.9.1市告示乙第63号）

地域類型			環境基準値	
	あてはめ地域 (用途地域との原則的対応)	地域の区分	昼間 (午前6時～午後10時)	夜間 (午後10時～翌日午前6時)
AA	特に静穏を要する地域		50デシベル以下	40デシベル以下
A	専ら住居の用に供される地域 第1種低層住居専用地域 第1、2種中高層住居専用地域	一般の地域	55デシベル以下	45デシベル以下
		2車線以上の車線を有する道路に面する地域	60デシベル以下	55デシベル以下
B	主として住居の用に供される地域 第1、2種住居地域	一般の地域	55デシベル以下	45デシベル以下
		2車線以上の車線を有する道路に面する地域	65デシベル以下	60デシベル以下
C	相当数の住居と併せて商業、工業等の用に供される地域 近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域、工業専用地域の一部	一般の地域	60デシベル以下	50デシベル以下
		車線を有する道路に面する地域	65デシベル以下	60デシベル以下
特例	幹線交通を担う道路に近接する空間 高速自動車国道、一般国道、県道、 4車線以上の市町村道、 自動車専用道路	2車線以下の道路の端から15m	70デシベル以下 (45デシベル以下) ※	65デシベル以下 (40デシベル以下) ※
		2車線を越える道路の端から20m		

備考

車線とは、1縦列の自動車及安全かつ円滑に走行するために必要な一定の幅員を有する帯状の車道部分をいう。

※個別の住居等において騒音の影響を受けやすい面の窓を主として閉めた生活が営まれていると認められるときは、屋内へ透過する騒音に係る基準（昼間45db以下、夜間40db以下）によることができる。

2. 自動車騒音の限度（要請基準）（法第17条第1項）

市町村長は自動車騒音が次表の基準を超えていることにより道路周辺の生活環境が著しく損なわれていると認めるときは、都道府県公安委員会に対し道路交通法の規定による措置をとるよう要請できる。

（平成12.3.2総理府令第15号）（平成20.4.1市告示乙第42-10号 最近改正令和3.2.1市告示乙第32号）

区域の区分			基準値	
	あてはめ地域	車線	昼間 (午前6時～午後10時)	夜間 (午後10時～翌日午前6時)
a区域	専ら住居の用に供される地域 第1種低層住居専用地域 第1、2種中高層住居専用地域	1車線	65デシベル以下	55デシベル以下
		2車線以上	70デシベル以下	65デシベル以下
b区域	主として住居の用に供される地域 第1、2種住居地域	1車線	65デシベル以下	55デシベル以下
		2車線以上	75デシベル以下	70デシベル以下
c区域	相当数の住居と併せて商業、工業等の用に供される地域 近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域、工業専用地域の一部	車線を有する道路	75デシベル以下	70デシベル以下
特例	幹線交通を担う道路に近接する空間 高速自動車国道、一般国道、県道 4車線以上の市町村道 自動車専用道路	2車線以下の道路の端から15m	75デシベル以下	70デシベル以下
		2車線を越える道路の端から20m		

3. 新幹線鉄道騒音環境基準（昭和50.7.29環境庁告示第46号）

（1）岩手県における新幹線鉄道騒音の地域指定（昭和52.9.30県告示第1221号）

地域の類型	地域の類型をあてはめる地域	環境基準値
I	沿線区域のうち、都市計画法（昭和43法律第100号）第8条第1項第1号に掲げる第一・二種低層住居専用地域、第一・二種中高層住居専用地域、第一・二種住居地域及び準住居地域	70デシベル以下
II	沿線区域のうち、都市計画法第8条第1項第1号に掲げる近隣商業地域、商業地域、準工業地域及び工業地域並びに同法の規定による用途地域の定めのない地域であって住居等が存在する地域	75デシベル以下

備考

- 「沿線区域」とは、別に定められた東北新幹線に係る工事実施計画による東京起点から軌道中心線に沿って八戸側に500mごとに軌道中心線から300mの線に囲まれた区域で岩手県内にあるものをいう。
- 「住居等」とは、人が居住して日常生活に用いる家屋等の場所をいう。
- 沿線区域のうち、トンネルの出入口から中央部方向へ150m以上奥の地域及び河川法（昭和39年法律第167号）第6条第1項に定める河川区域は、当てはまる地域から除く。

（2）東北新幹線の環境基準の達成目標期間

東北新幹線鉄道の沿線区域の区分		達成目標期間
a	80デシベル以上の区域	開業時に直ちに
b	75デシベルを越え、80デシベル未満の区域	開業時から3年以内
c	70デシベルを越え、75デシベル以下の区域	開業時から5年以内

4. 特定工場等及び騒音特定工場等の騒音の規制基準（法第4条第1項、条例第34条第1項）

（昭和43.11.27厚農通運告示第1号）

（平成20.4.1.市告示乙第42-10号 最近改正令和3.2.1市告示乙第32号）

区域の区分		基準値			
	あてはめ地域	朝 (午前6時～午前8時)	昼間 (午前8時～午後6時)	夕 (午後6時～午後10時)	夜間 (午後10時～翌日午前6時)
第1種区域	第1低層住居専用地域	45デシベル	50デシベル	45デシベル	40デシベル
第2種区域	第1・2中高層住居専用地域 第1・2種住居地域	50デシベル	55デシベル	50デシベル	45デシベル
第3種区域	近隣商業地域、商業地域 準工業地域	60デシベル	65デシベル	60デシベル	50デシベル
第4種区域	工業地域、工業専用地域の一部	65デシベル	70デシベル	65デシベル	55デシベル

備考

下記施設敷地の周囲50m区域内は同表の各欄（第1種区域は除く。）の値から5デシベルを減じた値とする。

- 学校教育法第1条に規定する学校
- 児童福祉法第7条に規定する保育所
- 医療法第1条の5第1項に規定する病院及び同条第2項に規定する診療所のうち患者を入院させるための施設を有するもの。
- 図書館法第2条第1項に規定する図書館
- 老人福祉法第5条の3に規定する特別養護老人ホーム
- 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第2条第7項に規定する幼保連携型認定こども園

5. 道路交通振動の限度（要請基準）（法第16条第1項）

市町村長は道路交通振動が次表の基準を超えていることにより道路周辺の生活環境が著しく損なわれていると認めるときは、道路管理者に道路の舗装、維持、修繕を、都道府県公安委員会に道路交通法の規定による措置をとるよう要請できる。

（平成20.4.1市告示乙第42-11号 最近改正令和3.2.1市告示乙第33号）

	区 域 の 区 分	基 準 値	
	あてはめ地域	昼間 （午前7時～午後8時）	夜間 （午後8時～翌日午前7時）
第1種区域	第1種低層住居専用地域 第1・2種中高層住居専用地域 第1・2種住居地域	65デシベル	60デシベル
第2種区域	近隣商業地域、商業地域 準工業地域、工業地域	70デシベル	65デシベル

備考 北上市における地域の区分は、特定工場等の規制基準の区域の区分に同じ。

6. 新幹線鉄道振動対策指針（昭和51.3.12環大特第32号 環境庁長官から運輸大臣あて）

指 針	(1) 新幹線鉄道振動の補正加速度レベルが70デシベルを超える地域について、緊急に振動源及び障害防止対策を講ずること (2) 病院、学校その他特に静穏の保持を要する施設の存する地域については、特段の配慮をするともに、可及的速やかに措置すること
-----	---

7. 特定工場等の振動の規制基準（法第4条第1項）

（平成20.4.1市告示乙第42-11号 最近改正令和3.2.1市告示乙第33号）

	区域の区分	基 準 値	
	あてはめ地域	昼間 （午前7時～午後8時）	夜間 （午後8時～翌日午前7時）
第1種区域	第1種低層住居専用地域 第1、2種中高層住居専用地域 第1、2種住居地域	60デシベル	55デシベル
第2種区域	近隣商業地域、商業地域 準工業地域、工業地域	65デシベル	60デシベル

備考

- 1 区域の区分は、原則として都市計画法第8条第1項第1号の用途地域の区分による。
- 2 下記施設敷地の周囲50m区域内は、同表の各欄の値から5デシベルを減じた値とする。
 - (1) 学校教育法第1条に規定する学校
 - (2) 児童福祉法第7条に規定する保育所
 - (3) 医療法第1条の5第1項に規定する病院及び同条第2項に規定する診療所のうち、患者を入院させるための施設
 - (4) 図書館法第2条第1項に規定する図書館
 - (5) 老人福祉法第5条の3に規定する特別養護老人ホーム
- (6) 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第2条第7項に規定する幼保連携型認定こども園

第2節 北上市環境を守り育てる基本条例

○北上市環境を守り育てる基本条例

平成11年12月22日
条例第24号

改正 平成12年3月24日条例第22号
平成13年10月12日条例第19号
平成19年9月28日条例第20号

目次

前文

第1章 総則（第1条～第6条）

第2章 環境の保全及び創造に関する基本的施策（第7条～第25条）

第3章 環境審議会（第26条～第32条）

附則

北上市は、南北に北上川が貫流し、東西に和賀川の清流が流れ、この二つの川の流れを中心として美しい田園風景が広がり、東に北上高地、西に奥羽山脈の山々が連なる水と緑豊かな自然に恵まれたまちである。市内各地に点在する多くの古代の遺跡が物語るように、先人たちは、豊かな自然の恵みを命の源とし、永い歴史のなかでこの地方の伝統や優れた文化を創造し、育み現代に継承してきた。

しかし、今日の社会経済活動は、快適さと物質的な豊かさを求めたことにより、大量生産、大量消費及び大量廃棄の生活様式の定着によって、地球環境への負荷を増大させ、人間と自然との共生の均衡を崩し、私たちの生存基盤である地球環境に大きな影響を与えている。

私たちは、自然の環境のなかで生かされているものであり、その環境が、人間のみならずすべての生命の母体であることを深く認識し、限りある自然との共生を図りながら、環境への負荷の少ない社会経済活動を進め、持続的に発展することができる地域社会の構築に努めなければならない。

ここに、すべてのものがそれぞれの役割を分担し、相互に協調し、連携を深め、水と緑豊かな環境を守り育てつつ健康で文化的な生活を将来の世代に継承することを決意し、この条例を制定する。

第1章 総則

（平19条例20・章名追加）

（目的）

第1条 この条例は、環境の保全及び創造について、基本理念を定め、並びに市、市民及び事業者の責務を明らかにするとともに、環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって現在及び将来の市民の健康で文化的な生活の確保に寄与することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- （1） 環境の保全 環境の自然的構成要素（大気、水、土壌、生物等をいう。以下同じ。）及び環境の文化的構成要素（文化財、歴史的建造物等をいう。以下同じ。）に着目し、その保護及び整備を図ることによって、これを良好な状態に保持し、又は形成することをいう。
- （2） 環境の保全上の支障 人の活動に伴って環境の自然的構成要素が劣化することによって人の健康若しくは生活環境に係る被害及び公害が生ずること並びに公共のために確保されることが不可欠な自然環境が保全されないことをいう。
- （3） 環境への負荷 人の活動により環境に加えられる影響であって、環境の保全上の支障の原因となるおそれのあるものをいう。

- (4) 地球環境保全 人の活動による地球全体の温暖化又はオゾン層の破壊の進行、海洋の汚染、野生生物の種の減少その他の地球の全体又はその広範な部分の環境に影響を及ぼす事態に係る環境の保全であって、人類の福祉に貢献するとともに、市民の健康で文化的な生活の確保に寄与するものをいう。
- (5) 公害 環境の保全上の支障のうち、事業活動その他の人の活動に伴って生ずる相当範囲にわたる大気の汚染、水質の汚濁（水質以外の水の状態又は水底の底質が悪化することを含む。）、土壌の汚染、騒音、振動、地盤の沈下（鉱物の採掘のための土地の掘削によるものを除く。）及び悪臭によって、人の健康又は生活環境（人の生活に密接な関係のある財産並びに人の生活に密接な関係のある動植物及びその生育環境を含む。以下同じ。）に係る被害が生ずることをいう。
- (6) 事業者 市内で事業活動を行うものをいう。

（基本理念）

第3条 環境の保全及び創造は、市民が健康で文化的な生活を営むことのできる健全で恵み豊かな環境を確保し、これを将来の世代に継承していくことを目的として行われなければならない。

- 2 環境の保全及び創造は、市内の様々な自然環境において、それぞれの地域特性に配慮し、人と自然が共生できることを目的として適切に行われなければならない。
- 3 環境の保全及び創造は、資源が有限であることを自覚し、適正な管理と循環的な利用を推進し、環境への負荷をできる限り減少することによって、健全で恵み豊かな環境を維持しつつ、環境への負荷の少ない健全な経済の発展を図りながら持続的に発展することのできる社会が構築されることを目的とし、すべてのものがそれぞれの役割分担の下に自主的かつ積極的に行われなければならない。
- 4 地球環境保全は、地域の環境が地球全体の環境に深くかかわっていることをすべてのものが認識し、あらゆる事業活動及び日常生活において積極的に行わなければならない。

（市の責務）

第4条 市は、環境の保全及び創造について、各種施策と調和を図りながら基本的かつ総合的な施策（以下「環境施策」という。）を推進しなければならない。

- 2 市は、施策を実施するに当たっては、環境の保全及び創造について配慮しなければならない。

（市民の責務）

第5条 市民は、日常生活に伴う環境への負荷の低減に努めるとともに、市が実施する環境施策に協力しなければならない。

（事業者の責務）

第6条 事業者は、事業活動を行うに当たっては、公害防止及び自然環境を適正に保全するために必要な措置を講じなければならない。

- 2 事業者は、事業活動に伴う環境への負荷の低減その他の環境の保全及び創造に自ら努めるとともに、市が実施する環境施策に協力しなければならない。

第2章 環境の保全及び創造に関する基本的施策

（平19条例20・章名追加）

（施策の基本方針）

第7条 市長は、環境施策を推進するに当たっては、次に掲げる事項を基本として、これを総合的かつ計画的に行わなければならない。

- (1) 市民の健康の保護に努めるとともに、生活環境及び自然環境を適正に保全するよう、環境の自然的構成要素を良好な状態に保持すること。

- (2) 生物の多様性の確保を図るとともに、森林、農地、水辺等における多様な自然環境を地域の自然的社会的条件に応じて適正に保全すること。
- (3) 人と自然との豊かな触れ合いを保つこと。
- (4) すぐれた自然と永い伝統に育まれた歴史とが調和した環境その他の人に潤いと安らぎをもたらす快適な環境を保全し、及び創造すること。
- (5) 廃棄物の減量、エネルギーの有効利用及び節減、資源の循環的な利用等を推進することにより、環境への負荷の少ない持続的な発展が可能な社会を構築すること。

(環境基本計画)

第8条 市長は、環境の保全及び創造に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、北上市環境基本計画（以下「環境基本計画」という。）を定めなければならない。

2 環境基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- (1) 環境の保全及び創造に関する目標
- (2) 環境の保全及び創造に関する総合的かつ長期的な施策の方向
- (3) 前2号に掲げるもののほか、環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 市長は、環境基本計画を策定するに当たっては、市民及び事業者の意見を反映することができるように必要な措置を講ずるとともに、北上市環境審議会の意見を聴かなければならない。

4 市長は、環境基本計画を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

5 前2項の規定は、環境基本計画の変更について準用する。

(年次報告)

第9条 市長は、毎年、環境の状況、市が講じた環境施策の実施状況等を明らかにした報告書を作成し、公表しなければならない。

(環境影響評価の推進)

第10条 土地の形状の変更、工作物の新設その他これらに類する事業を行う事業者が、環境影響評価を行い、その事業に係る環境の保全について適正に配慮することを推進するため、市長は必要な措置を講ずるものとする。

(環境の保全上の支障を防止するための規制)

第11条 市長は、環境の保全上の支障を防止するため、必要な規制の措置を講ずるものとする。

(環境の保全上の支障を防止するための誘導措置)

第12条 市長は、環境への負荷を生じさせる活動又はその原因となる活動を行う者がその活動に係る環境への負荷の低減を図るための施設の整備その他の適切な措置をとるよう誘導し、環境の保全上の支障を防止するため、必要かつ適正な助成その他の措置を講ずるものとする。

(環境保全協定の締結)

第13条 市長は、環境の保全上の支障を防止するため必要があると認めるときは、事業者と環境の保全に関する協定（以下「環境保全協定」という。）について協議し、その締結に努めなければならない。

2 事業者は、市長が環境保全協定の締結について協議を求めたときは、これに応じ、その締結に努めなければならない。

3 市長及び事業者は、地域コミュニティ団体から環境保全協定について要望があった場合は、市、地域コミュニティ団体及び事業者の3者で協議を行い、その要望に配慮しなければならない。

(平19条例20・追加)

(環境の保全に関する施設の整備等の推進)

第14条 市長は、環境の保全上の支障の防止を目的とする公共施設の整備を推進するため、必要な措置を講ずるものとする。

2 市長は、環境への負荷の低減に有益な効果を有する事業を推進するため、必要な措置を講ずるものとする。

3 市長は、自然環境の適正な整備及び健全な利用のための事業を推進するため、必要な措置を講ずるものとする。

（快適な環境の保全及び創造）

第15条 市長は、自然環境及び歴史的環境の保全及び創造に関し必要な措置を講ずるとともに、自然との触れ合いの場の創出、緑化の推進、良好な景観の形成その他の人に潤いと安らぎをもたらす快適な環境の保全及び創造に関し必要な措置を講ずるものとする。

（廃棄物の減量の推進等）

第16条 市長は、環境への負荷の低減を図るため、廃棄物の減量、エネルギーの有効利用及び節減、資源の循環的な利用等が推進されるように必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

2 前項に定めるもののほか、市長は、環境への負荷の低減に資する製品、原材料、役務等の利用が促進されるように必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

（環境美化に関する意識の向上）

第17条 市長は、公共の場所等の美観を損なう行為を防止するため、市民の環境美化に関する意識の向上を図るよう努めるものとする。

（環境教育及び学習の振興等）

第18条 市長は、市民及び事業者が環境の保全及び創造についての理解を深めることにより、これらの者が自発的に行う環境の保全及び創造に関する活動を促進するため、環境教育及び学習の振興、広報活動の充実その他の必要な措置を講ずるものとする。

（民間団体等の自発的な活動を促進するための措置）

第19条 市長は、市民、事業者又はこれらのものの組織する民間の団体（以下「民間団体等」という。）が自発的に行う環境の保全及び創造に関する活動が促進されるように必要な措置を講ずるものとする。

（情報の収集及び提供）

第20条 市長は、環境の保全及び創造に関する情報の収集に努めるとともに、環境の保全及び創造に資するために必要な情報を市民、事業者及び民間団体等に適切に提供するように努めるものとする。

（民間団体等の参加）

第21条 市長は、環境施策の推進に当たっては、市民、事業者及び民間団体等の参加に関し必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

（調査の実施）

第22条 市長は、環境の状況の把握その他の環境施策の策定に必要な調査を実施するものとする。

（監視等の体制の整備）

第23条 市長は、環境の状況を把握し、及び環境施策を適正に実施するために必要な監視、巡視、測定等の体制の整備に努めるものとする。

（国及び他の地方公共団体との協力）

第24条 市長は、広域的な取組を必要とする環境施策については、国及び他の地方公共団体と協力して、その推進に努めるものとする。

（地球環境保全に関する国際協力）

第25条 市長は、国、他の地方公共団体、民間団体その他の関係機関と連携し、地球環境保全に関する国際協力の推進に努めるものとする。

第3章 環境審議会

(平19条例20・章名追加)

(環境審議会)

第26条 この条例によりその権限に属する事項及び市長の諮問に応じ環境の保全及び創造に関する基本事項を調査審議するため、北上市環境審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(組織)

第27条 審議会は、委員20人以内をもって組織し、委員は、次の各号に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 関係行政機関の職員
- (2) 公共的団体の関係者
- (3) 商工業関係者
- (4) 農業関係者
- (5) 教育関係者
- (6) 知識経験者
- (7) その他市長が必要と認める者

(平13条例19・一部改正、平19条例20・一部改正)

(任期)

第28条 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長)

第29条 審議会に会長を置き、委員の互選とする。

2 会長は、会務を総理し、会議の議長となる。

3 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長の指定する委員がその職務を代理する。

(会議)

第30条 審議会は、市長が招集する。

2 審議会は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(庶務)

第31条 審議会の庶務は、生活環境部において処理する。

(平12条例22・一部改正、平19条例20・一部改正)

(委任)

第32条 第26条から前条までに定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附 則

1 この条例は、平成12年1月1日から施行する。

2 北上市環境審議会条例（平成6年北上市条例第17号）は、廃止する。

附 則（平成12年条例第22号）

この条例は、平成12年4月1日から施行する。

附 則（平成13年条例第19号）抄

この条例は、平成14年4月1日から施行する。

附 則（平成19年条例第20号）

この条例は、平成19年10月1日から施行する。

第3節 環境の保全に関する協定の締結指針

○北上市環境を守り育てる基本条例第13条に規定する環境の保全に関する協定の締結指針

〔平成19年10月3日〕
〔告示乙第60号〕

1 協定の締結の意義

協定（北上市環境を守り育てる基本条例（平成11年北上市条例第24号。以下「基本条例」という。）第13条に規定する環境の保全に関する協定をいう。）を締結することの意義は、地理的、社会的条件に即した公害防止対策により環境関連法令を補完することであり、事業者が協定の履行を通して自らの公害防止体制を確認し、更に環境保全協定や環境コミュニケーションの推進により、公害防止対策上優良な事業者であることが社会的に認知され、地域住民の信頼を得ることにある。

2 協定締結申し入れの対象者

市長が協定の締結を申し入れる対象者は、次の各号に掲げる者とする。ただし、本市が所有又は管理する事業所等については、適用しない。

(1) 工場又は事業場（以下「事業所等」という。）で、次のいずれかに該当する規模の施設の新設又は増設を行おうとするもの

ア 大気汚染防止法（昭和43年法律第97号）第2条第2項に規定するばい煙発生施設を有する事業所等であって、温度零度及び圧力1気圧の状態に換算した定格排出ガス量が1時間当たり40,000立方メートル以上のもの

イ 水質汚濁防止法（昭和45年法律第138号）第2条第2項に規定する特定施設を有する事業所等であって、同条第1項に規定する公共用水域に排出する水の量（以下「排水量」という。）が1日当たり平均400立方メートル以上のうち、水質汚濁防止法施行令別表第1の号番号（以下「令別表の号番号」という。）の60、64の2、72及び73を除くもの

ウ 水質汚濁防止法第2条第2項に規定する特定施設を有する事業所等であって、排水量が1日当たり平均50立方メートル以上400立方メートル未満であって、令別表の号番号の4、5、33、49、50、62、63、65及び66に該当するもの

エ 特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律（平成11年法律第86号）第2条第2項に規定する第一種特定化学物質の取扱総量がおおむね年間1トン以上見込まれる製造業の業種に属する事業所等

オ 特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律第2条第2項に規定する第一種指定化学物質のうち、特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律に基づく第一種指定化学物質及び第二種指定化学物質の指定について（平成12年2月中央環境審議会答申）の有害性の範囲にある生態毒性のクラスが1及び2の年間取扱総量がおおよそ100キログラム以上見込まれる製造業の業種に属する事業所等

(2) 協定が未締結の既設事業所等で、かつ、第1号に掲げる対象要件以上の施設を有する者

(3) 既に本市と「公害防止協定」又は「環境保全協定」を締結している者

(4) 前号までに掲げるもののほか、市長が特に必要と認める者

3 協定の締結の申し入れ及び締結時期

前項第1号に定める事業を実施する者に対する協定締結の申し入れは、おおむね事業の計画確定段階で行うものとする。また、協定の締結は、操業開始前までに行うものとする。

4 協定に定める事項

協定に定める事項は、おおむね次に掲げるものとする。

- (1) 協定の基本理念
- (2) 環境保全対策
 - ア 化学物質対策
 - イ 大気汚染防止対策
 - ウ 水質汚濁防止対策
 - エ 騒音・振動防止対策
 - オ 悪臭防止対策
 - カ 地下水汚染防止対策
 - キ 土壌汚染防止対策
 - ク 地盤沈下防止対策
 - ケ 廃棄物対策
 - コ 地球温暖化対策
 - サ 環境整備等
 - シ 事故時の措置
 - ス 事後調査
 - セ その他環境保全対策上必要と認められる事項
- (3) 環境保全に関する組織整備及び技術開発
- (4) 環境保全に関する自主的な取り組みの推進
- (5) 関連企業の環境保全対策
- (6) 必要な措置
- (7) 測定及び報告
- (8) 立入調査
- (9) 公開
- (10) 承継

制定文 抄

平成19年10月1日から適用する

令和 3 年版 環境報告書

令和 4 年 3 月

発 行 北上市
編 集 北上市生活環境部環境政策課

〒024-8502
岩手県北上市上江釣子 17 地割 201 番地 2
TEL 0197-72-8281
FAX 0197-77-3591

e-mail kankyo-s@city.kitakami.iwate.jp
HPアドレス <https://www.city.kitakami.iwate.jp>